

昭 和 3 8 年 度

同 和 地 区 実 態 調 査 報 告 書

(和歌山県那賀郡打田町 東国分・古和田地区)

同 和 対 策 審 議 会

目次

はじめに	1
I. 調査対象地区の選定理由と問題類型	2
II. 地区概況	3
III. 人口状態	7
IV. 家族と婚姻	17
V. 職産業および就労	30
VI. 生活環境	57
VII. 生活水準	65
VIII. 教育状況	74
IX. 社会福祉	84
X. 同和対象事業と財政	93
XI. 部落問題意識	103
附 対象地区略図	129

はじめに

この調査は昭和38年7月22日から同年8月20日までの期間を通じて「総理府同和対策審議会調査部会」が実施したものである。調査対象地域は、和歌山県那賀郡打田町における東国分地区、および古和田地区である。なお、調査対象世帯は同地区内に上記調査期間中を通じて居住する世帯主を選定し直接面接法によって調査の実施をみた。調査対象世帯は、東国分地区の122世帯および、古和田地区の107世帯、計229世帯である。調査に際して、拒否した世帯はなく、回収率は100%である。

また、一般地区の標本は、同地区に隣接する東国分北地区北大井地区、古和田西地区、南中地区からそれぞれ15世帯、計45世帯を選出し、調査の実施をみた。

調査に際して、和歌山県同和委員会事務局長、岡本弥智夫氏、同次長山本宗一氏、ならびに厚生課、林、教養氏、同高瀬芳彦氏、同吉井清純氏、同西端雅男氏らの協力を得た。

また、打田町役場住民課長、長谷正則氏、同主事佐野氏らの現地における協力を得たこともつけ加えておく。

また、フィールドワークに際しては、東国分地区担当、小林有信氏、秋本博氏、小林勝次郎氏らの協力を得たことと、

古和田地区の担当として、中筋信夫氏、阪上義幸氏、池田暹氏らの積極的な助力に対しても感謝する。

また、一般地区調査に際して、根来正治氏、藤本須矢加氏の協力を得た。

なお、同地区の調査に際しては、同和対策審議会専門委員 藤範見誠、同竹中和郎、および、内閣審議室武田 誠事務官が担当した。

I 調査対象地区の選定理由と問題類型

調査対象の選定に当って、打田町同和地区に関しては、それが農村地区の特性をもつものとして考慮した。さらにまた、同地区は、以前と比較して、比較的地方改善事業が同和行政を通じてこころみられ、且つその成果の期待できたこと。あるいはまた、従来みられた直接的な差別事象が近年において、その姿を次第に消しつつあること。したかつて、地区の物的・精神的状況の向上が察知できたこと。それらの諸点を考慮して和歌山県同和委員会事務局が同地区を選定し、調査実施の決定をみたこと。ことに地区選定に当って、同委員会、藤範委員からの指示があつたこと、などによってこれらの地区が選定された。

なお、具体的な地区の問題については以下の一般概況でみ

る。

II 地区概況

地区の沿革

打田町は、昭和30年3月31日、旧田中村、旧池田村と合併して、打田町として発足した。同町は県下の穀倉地帯として紀の川平野の中心に位置している。古和田地区は同町の中央部よりやや西に位置し、主として農業に依存している。また、東国分地区は、それに隣接し同様に農業を中心としている。東国分、古和田について、その人口、戸数の変遷をみるとつぎの通りである。(表1参照)

すなわち、江戸時代前期では、戸数東国分村6、古和田村23であつたものが、同時代後期には、東国分村の場合、130戸、古和田村については111戸の増加がみられた。また、今世紀のはじめ、(1904年)には東国分村145戸、(男430、女440)古和田村76戸(男228、女236)となり、その後、増加の1途を辿り、昭和27年(1952年)には、東国分村、戸数138、人口673人、古和田村については戸数113、人口537となつている。これを、1934年の調査資料からみた戸数、人口数と比較すれば、やゝその減少傾向が近年に至ってみられる。(江戸

表 / 東園分・古和田西地区の世帯・人口推移 (1)

(郡 名)	江戸時代前期	江戸時代後期	1904年	1934年	1952年	備考 東園分には屋敷 と筆がいとあった 江戸時代後期の家 数は松本徳氏の研究 による。
東園分村	家数 4 (1601年換地帳)	家数 44 (1713)	戸数 145	戸数 150	138	
田	家数 3 (1623年?)	71 (1746)	男 430 女 440	人口 734	693	
古和田村	家数 23	家数 111	戸数 76	戸数 137	113	
田	(1623年?)	人数 492	男 220 女 236	人口 431	537	

(渡辺宏く和歌山大学「戸史的にみた肥前・肥後・肥前・肥後」戸数・人口を中心として「」より一部参照)

時代後期の家数は松本征氏の研究による。また、その他東園
和委員会調査資料、和歌山大学渡辺宏氏の研究によるもので
ある)

郡名名の起源についてみると、東園分は、奈良時代に園分
井が建てられた地であるとして考えられる。その後、東西に
同地区を分けて、西園分、東園分の名称が与えられた。他方、
古和田は、南北朝時代和田氏の城があつたが、和田氏が和泉
の岸に移つて、岸和田といつたので、その古地として古和田
というようになった。(池田村誌 123~124頁参照)

なお、同町については、各種の災害、例えば台風、地震、
旱害、飢饉、火災、凶作、水害などの事実が今日に至るまで、
みられる。しかしながら、同和地区の発生に関する起源、あ
るいは同地区に対する災害状況などについては具体的な資料
が残されていない。ただし、地区の歴史はきわめて古く、江
戸時代末期には既に現在の地区が形成されていたものとみら
れる。

(2) 立地条件

地区は農業地区としての特徴をもち、戦前は古和田地区の
場合、2戸の大地主——1戸は70町歩、他は13町歩があ
り、地区住民、並びに一般地区住民は、小作人として農業に

従事していた。この状態は昭和23年の農地改革まで続いた。他方、東国分地区も農地改革までは地区住民が小作農であったことはいうまでもない。地区内の交通は、巾着約3メートルの程度の道路しかみられず、古和田地区の場合、交通産業道路としては狭すぎるため、西側地区に平行した道路をさらに改善する必要が求められている。また、東国分地区については、同様に狭隘な道路と人家の密集が目立ち、下、排水は一部改善が進められているとしても、かなり問題が残されている。地区の交通利用は、主として路線バスにより阪和線打田駅までの距離は約30分、和歌山市駅までは約40分の時間距離である。地区には特定の産業向上をみない。したがって兼業農家の場合、農業以外の就労は地区外、主として和歌山市ないしは大阪方面への通勤がみられる。

(3) 物的状況

同地区の道路状況の不整備と共に、住宅状況は戦前に較べてかなりの改善をみたとはいえない。不良過密性はみのがせない。住宅設備あるいはその他の生活環境設備の不良状況については、後章で具体的にみる。昭和26年以後の地方改善事業によって地区環境の改善がかなり進められたが、なお完全な状態にまでは至らない。地区内に東国分の場合、隣保館共同浴

場があり、また、古和田地区では、公民館、医療機関の設置がみられるが、その他の社会施設 例えは保育所、授産場、児童公園、(医療機関)などはみられない。また、学校については同地区では、小学校、中学校がおのおの一校みられ、それぞれ地区から、2,000メートル(東国分)、500メートル(古和田)の距離にある。また、通学はバス、汽車などの利用によっている。

なお、汽車停車場まで東国分は200メートル、古和田地区は1,500メートルにある。

(II) 人口状況

(1) 一般概況

古和田地区総人口は508人、そのうち男247人、女261人である。ただし一般地区民は、そのうち18人であり、全体の3.6%にしかすぎない。他方、東国分地区の総人口は532人、そのうち男252人、女280人である。一般地区人口との混住はなく、全員が同和地区人口である。(昭和38年7月1日現在、打田町推定人口は総数12,600内男5,922、女6,678である。)ただし今回の調査によれば、東国分=計556(男285、女271)古和田=計473(男256、女217)となっている。地区人口の変遷状況についてみると、つぎの通りで

ある。(表2参照)すなわち、昭和10年古和田地区人口は605人、東国分の場合607人であつたが、同表にみられるよう

表2 地区人口の推移状況----- (2)

年次	古和田地区			東国分地区		
	男	女	合計	男	女	合計
昭和10年	311	294	605			607
昭和20年	275	270	545			
昭和25年	289	263	552			
昭和30年	287	257	544			
昭和35年	267	241	508			532

に、両地区共に、戦後次第に人口減少がみられ、昭和35年には、古和田地区508人、東国分地区532人となっている。

人口流出の過去20年におよぶ理由は、(a)農業、主として表作米、裏作玉米などを主業とした地域については農業改革を通じて、その自作への転換が農業経営を有利にしたとみられた。しかしながら他方、農業を中心とする専業のみで、生活を支えきれず和歌山市、並びに京阪神方面への就労移動が目立った。耕作面積は極めて小さく、また地区内特定産業およびその振興はみられず、農業収入は、極めて限られた状態にあったと報告されている。

(2) 世帯数と人口

両地区について、現在同居する世帯員数別にみた人口数を見ると、つぎの通りである。

(表3参照)すなわち、地区全般を通じて、5人世帯が最も多く、4人から6人の世帯に含まれる人口は全体の約64%をも占めている。4人未満の世帯員数は全体の27%程度にとどまっている。

したがって、世帯別にみた世帯員数は比較的多いとみられる。

また、別居世帯員別にみてみると、多くの場合、1人ないしは2人~3人の別居世帯員をもつ家庭がみられ、全体の約

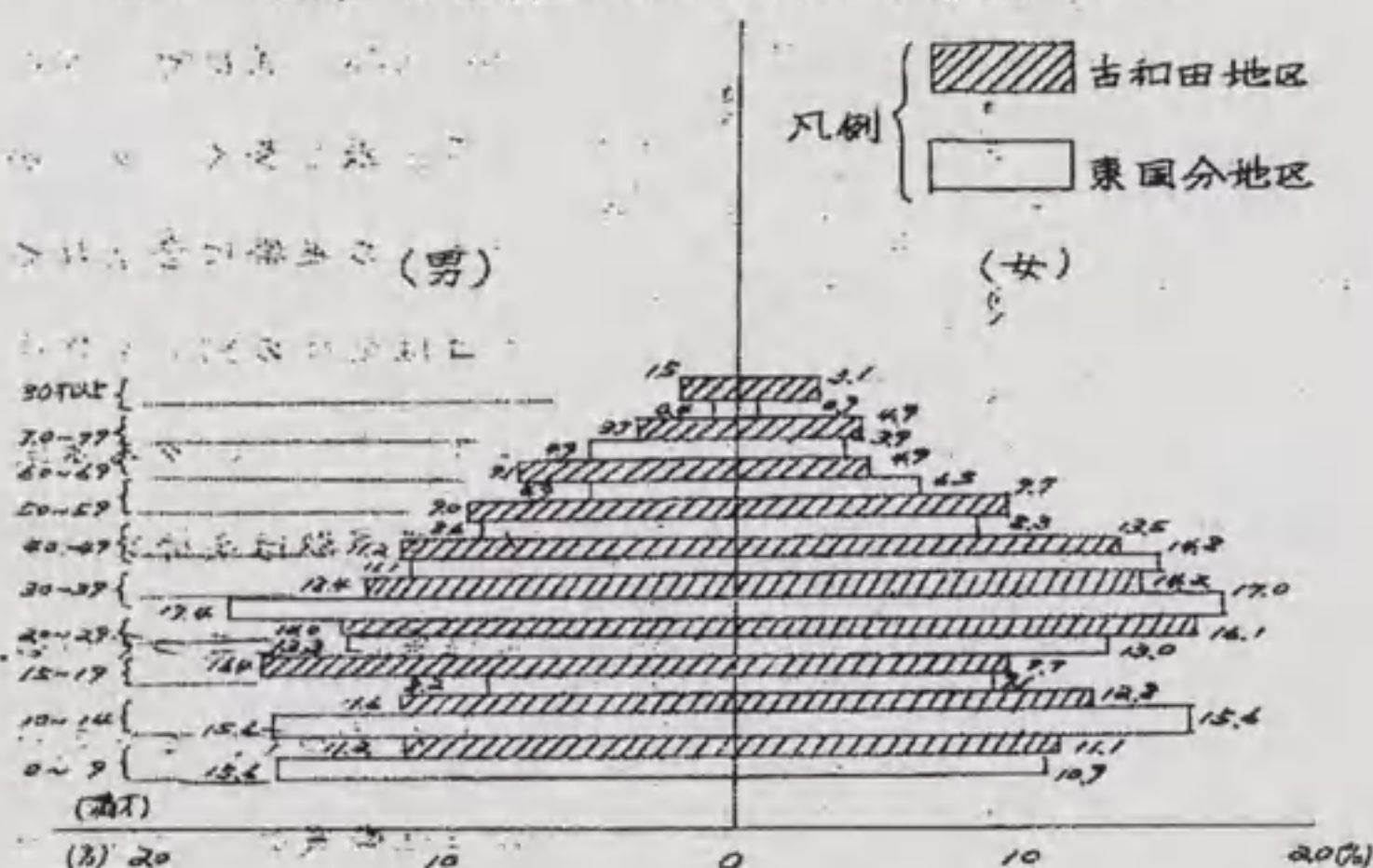
表3 同居世帯員数

世帯員数 地区別	東国分地区	古和田地区	合
1人	7 (5.8)	6 (5.6)	13 (5.7)
2人	7 (5.7)	8 (7.5)	15 (6.6)
3人	16 (13.1)	17 (15.9)	33 (14.4)
4人	25 (20.5)	20 (18.7)	45 (19.7)
5人	36 (29.6)	30 (28.1)	66 (28.8)
6人	17 (13.9)	18 (16.8)	35 (15.3)
7人	10 (8.2)	4 (3.7)	14 (6.1)
8人	1 (0.8)	3 (2.8)	4 (1.7)
9人	3 (2.5)	1 (0.9)	4 (1.7)
合計	122 (100.0)	107 (100.0)	229 (100.0)

70%がこれに該当する。また多くは5人ないしは6人の別居世帯員を容れている世帯もわずかながらにうかがえる。

性別・年齢別にみた現住人口の人口構成をみると、つぎの通りである。(図ノ参照)

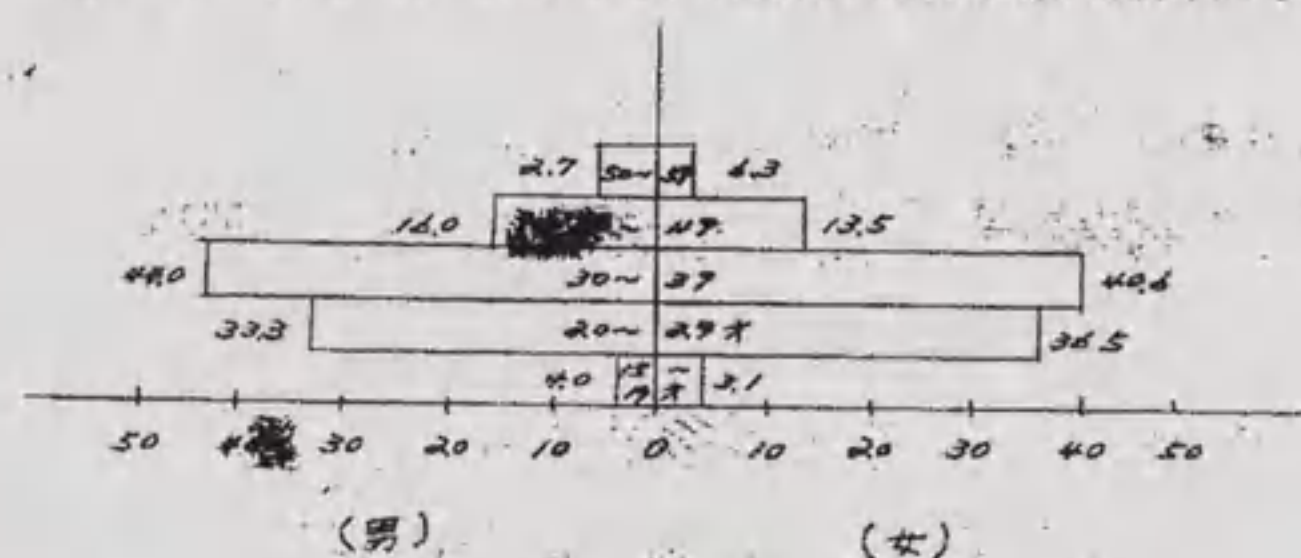
図ノ 性別・年齢別にみた人口構成(現住人口)



男女共に30~40才未満の年齢階層が、他のそれに較べて多少共多くみられるが、15才未満の年齢階層は、これについて多くみられる。他方また、50~59才の年齢階層にも人口のふくらみが指摘できるが、60才以上については、その減少がうかがえる。

他方、また、現在別居している世帯員についての人口構成

図一ス 男女別、年齢別にみた人口構成(世帯人口)



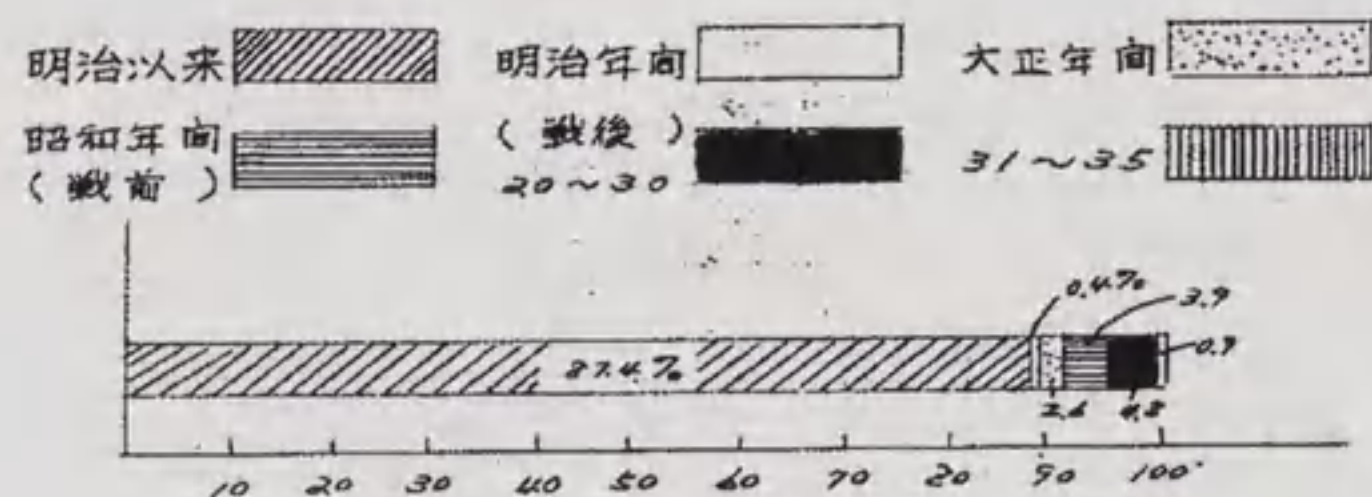
を性別・年齢別にみるとつぎの通りである(図一ス参照)同地区では、10才~20才未満のティーン・エイジャーの世帯は、ハイ・ティーンのごくわずかなを除いてはみられない。それらは主として20才以上、40才未満および40才から50才の一部の年齢階層によってしめられている。したがって、地区の青年、中年の年齢階層の地区外流出が目立って示されていることに留意すべきである。

(3) 地区人口の定着性

現住地に地区人口の定着した時期をさかのぼってみるとつぎの特徴がうかがえる。すなわち、明治以前からの居住人口が大部分であり全体の87.4%をも占めている。明治年間から、昭和20年までの16世帯、戦後の11世帯を除いては極めて地区の定着性が高いことが理解できよう。

この点はまた、後にみる通婚圏の封鎖性からも窺知できる

図3 家の現住地定着性



し、世帯主、配偶者の出生地別にみた特徴からも同様に理解できる。すなわち、多くは同一地区ないしは他同和地区にその出生地をみるが、大阪、京都、名古屋その他の近畿都市からあるいは郡部からのわずかな流入人口しかみられず、しかも通婚による特殊なケースしかみられないことに注意しなければならない。

(4) 現住地に対する居住意識

同様に、またこれらの地区の定着性を裏付ける資料として、世帯主の出生後の移動状況を見ると、その殆んどは、移動経験をもたずまたかりに、移動経験がある者についても、年齢別にみて、30才、40才、50才代の年齢階層に多少の経験者がいる程度であり、しかも戦中、戦後を通じての、一時的な流出であったことが示されている。

また、世帯主の地域的移動の経験をみると古和田地区の18

東国分のケースにそれぞれ1回、また、古和田のケースに2回の移動経験者の他は全くみられない。

なお、地域的移動の理由については、「結婚による現住地域への移動」12ケースの他は、主として「転職」、「就労」などの理由があげられている。ただしこれらの移動の多くは、過去の移動経験においてみられるように、一時的な地域的流出を意味しておりしたがって、この点からも農村地区の封鎖的な特性がうかがえよう。

(4) 現住地に対する居住意識

地区人口の定着性の高さを裏付けるものとして、現住地への定着意識をみるとつぎの通りである(表4参照)。すなわち、両地区を通じて将来ともに住むという積極的な現住地居住が比較的多く、また、「今の所ここに住むより他はない」とする消極的な現住地への定着意識をもつ者の割合も全体の約40%以上占めていることに注目すべきである。これに対して、「できるだけ早く転居したい」、「近く転居する」とする者については、ごく僅かしかみられず、前者は15ケース、後者は1ケースに止まっている。

現住地居住年数と、定着意識とのクロスを見ると古和田地区の大正年間、昭和年間流入世帯5についてのみ、定着意識

東国分地区
古和田地区) 合計

表4 現住地への定着意識(世帯主

事 項	世帯主居住年数				世帯主	
	明治 年間	大正 年間	昭和年間		満 30才 (未満)	40才
			戦前 戦中	戦後		
将来ともすま	44) 59)103 (51.2)	1) 2)3 (50.0)	0) 4)4 (44.4)	1) 2)3 (23.1)	1) 0)1 (16.7)	7) 12)27 (42.2)
今のところここ に住む他はない	64) 22)82 (45.8)	1) 1)2 (33.3)	2) 2)4 (44.4)	3) 4)7 (53.2)	2) 2)4 (66.6)	14) 10)24 (42.9)
できるだけ早く 転居したい	6) 0)6 (3.0)	0) 0)0 (0)	0) 1)1 (11.2)	0) 3)3 (23.1)	1) 0)1 (16.7)	3) 1)4 (7.1)
近く転居する	0) 10)0 (0)	0) 1)1 (14.7)	0) 0)0 (0)	0) 0)0 (0)	0) 0)0 (0)	0) 1)1 (1.2)
合 計	114) 24)201 (100.0) (87.2)	2) 4)6 (100.0) (2.6)	2) 7)9 (100.0) (3.9)	4) 9)13 (100.0) (5.7)	4) 2)6 (100.0) (2.6)	26) 30)56 (100.0) (24.5)

の消極性が伺われる。また、東国分の明治年間流入者のケー
スについてのみ同様に「できるだけ早く転居したい」とする
地域環境への抵抗が示されている。

他方、世帯主の年令別にみた意識の相異をみると、有為な
差は示されないが、ことに30才未満の比較的若い世代に多

の意見とのクロス)

年令 (満年令)				世帯主の職業				合計
50才	60才	70才	71才 以上	自営	雇用	単純	無職	
10) 20)30 (47.2)	10) 12)22 (46.8)	13) 2)21 (41.2)	3) 5)12 (42.0)	34) 45)79 (57.3)	9) 45)13 (37.4)	0) 17)17 (37.0)	7) 1)4 (33.3)	46) 67)113 (47.3)
24) 6)30 (42.2)	14) 8)24 (51.1)	6) 5)11 (32.4)	2) 4)12 (42.0)	43) 11)54 (37.1)	10) 6)16 (42.5)	10) 17)27 (52.7)	7) 1)8 (66.7)	70) 35)105 (45.7)
1) 0)1 (1.6)	0) 1)1 (2.1)	1) 1)2 (5.2)	0) 1)1 (4.0)	2) 2)4 (2.9)	4) 0)4 (12.1)	0) 2)2 (43)	0) 0)0 (0)	6) 4)10 (44)
0) 0)0 (0)	0) 0)0 (0)	0) 0)0 (0)	0) 0)0 (0)	0) 1)1 (0.7)	0) 0)0 (0)	0) 0)0 (0)	0) 0)0 (0)	0) 1)1 (0.4)
35) 26)61 (100.0) (24.7)	24) 21)47 (100.0) (20.5)	20) 14)34 (100.0) (14.2)	11) 14)25 (100.0) (10.9)	77) 57)132 (100.0) (60.3)	23) 10)33 (100.0) (14.4)	10) 30)46 (100.0) (20.1)	10) 2)12 (100.0) (5.2)	122) 101)227 (100.0) (100.0)

少とも現住地定着意識の消極的態度がうかがえる。

また、職業階層別にみた特徴については、農業を中心とす
る自営業主にその定着性の高さが多少とも察知できる。他方、
雇用労働者、すなわち単純労働者のみならずかのケースに、現
住地居住に対する消極的態度がうかがわれる。しかしながら、

現在世帯主ノスについては、現住地からの流出を積極的には「求めている」と同時に「求められない」状況にあることも併せて察知できる。全般的にみて、現住地への定着性はさきにみた居住年数と併せて考慮するとすれは高いということができよう。

以上において、同地区の人口の変動は、昭和年間に入つて激減減少をたどり、ことに最近ノ年間には、その傾向をあきらかに示していること、人口流出の年令階層は、主として最も高い労働力と提供できる中年層に多いこと、同時に、世帯主の移動経験にもみたように地区外への流出は、永続的なものでなく、流出人口のある部分は、また出生地（現住地）にかえるとする傾向もみられること、これらの事実とともに、「今のところここにすむより他はない」とする解答に比較的多く集中したことは、流出の意欲をもち、他の居住地域を一方において求めながら、現住地への定着を余儀なくされているとする傾向がうかがわれる。これは、同調査において、もし許されるならば「どこに住みたいか」という居住地域の選択を対象に求めた結果、一部の自営業者ないしは高年令階層の人口を除いては、家の定着性とはかわりなく、地区外の市部、例えば大阪、神戸、名古屋、京都などの地区ないしは

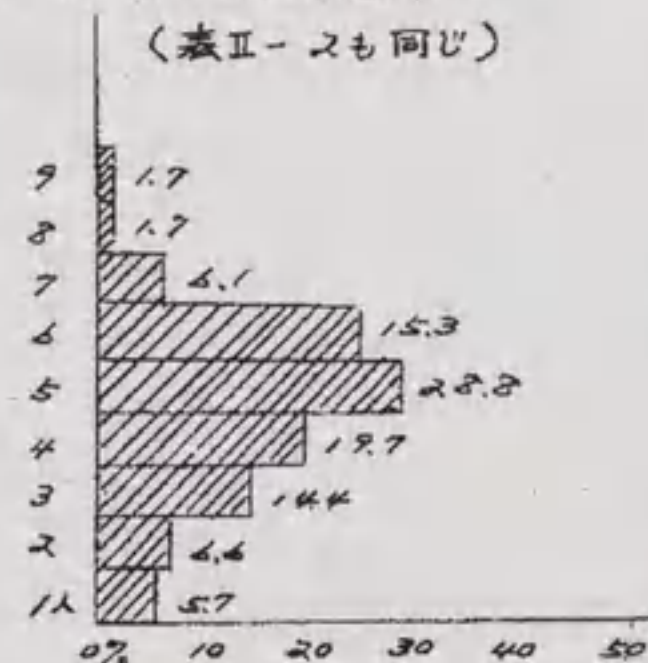
「生活が今より保障される」、と信認する地区を求めている者が多いことから察知できよう。

Ⅳ 家族の婚姻関係

(1) 家族の大きさ

現在同居中の家族の大きさについてみるとつぎの結果が示されている。（図4参照）すなわち、5人家族の22.2%をピークに、それ以上の家族構成を示すものが両地区を通じて多く、全体の約70%以上を占めている。また、3人未満の

図4 同居家族員数
（表Ⅱ-2も同じ）



家族員の場合は全体からすれば僅か12.3%しかみられない。大家族のケースについては、8人ないし9人の同居家族員をみるが、これはごくわずかのケースについてである。

他方また、別居家族員についてみると、1人~3人の他出が、多くのケースについてみられる。もつとも多い他出家族員をもつ家族については、5人~6人の場合が、古和田、東園分西地区に各々4ケース

つぎに、別居の理由についてみる。全体の約7割までは、「結婚」による他出のあげられている。その他、「就学」による別居18名などをおもな理由としてあげられている。

(2) 家族形態

現在、同居中の家族について、その形態をみると、つぎの特徴が示されている(表6参照)

表6 家族類型

	家 族 類 型	実 数	比 率
単 独	世帯主のみ	7 6) 13	5.7
核 心 家 族	世帯主と配偶者	1 0) 7	3.1
	世帯主と配偶者と未婚の子供	53 50) 103	45.0
広 大 家 族	世主・配者+(子供)+直系親族	30 12) 42	18.3
	世主・配者+(子供)+傍系親族	7 5) 12	5.2
	世主・配者+(子供)+直系・傍系親族	9 15) 24	10.5
欠 損 家 族	世帯主+子供	11 6) 17	7.4
	世帯主(子供)+直系家族	0 0) 0	0
	世帯主+(子供)+傍系親族	1 0) 1	0.4
	世帯主+(子供)+直系・傍系親族	3 7) 10	4.4
合 計		122 107) 229	100.0

直系家族とは、祖父母、孫、などをさす。
傍系親族とは、それ以外のもの。

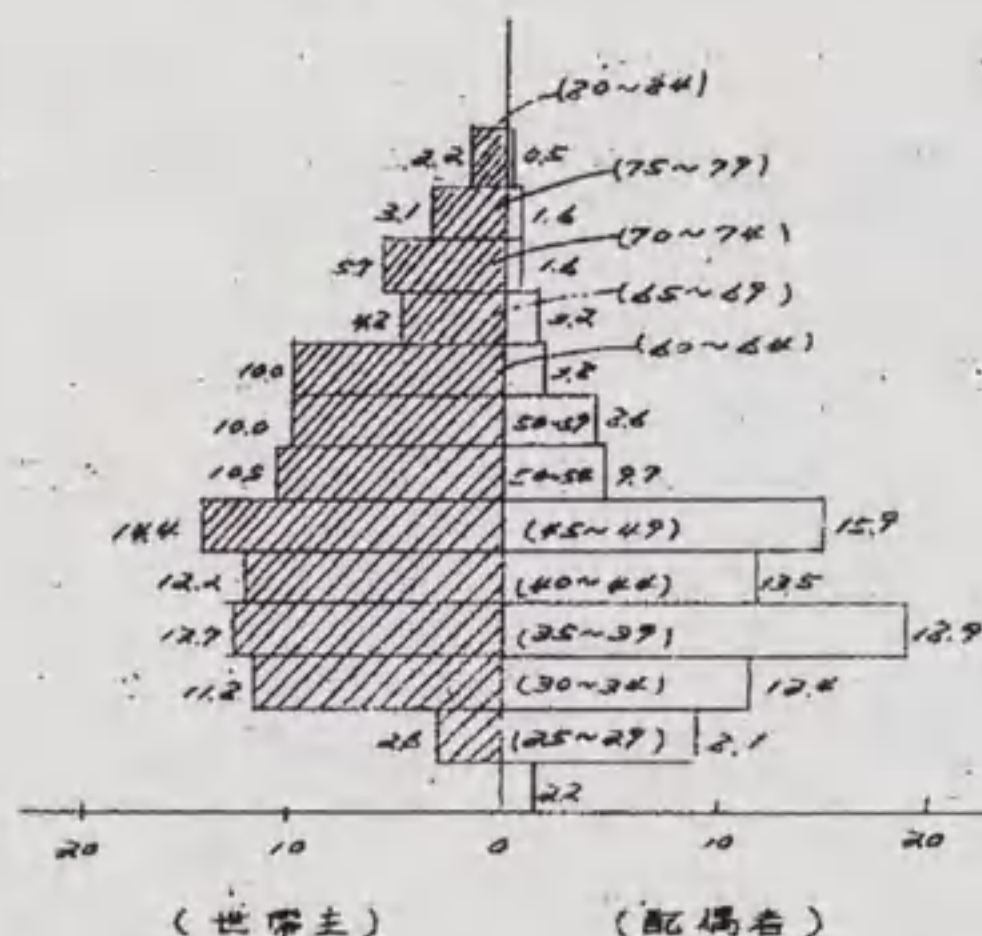
全体を通じて、「世帯主と配偶者および未婚の子女」という形態を示す場合が比較的多く、全体の45%を占めている。ただし、この形態をふくむ核心家族は少く、全体の50%にみたない。すなわち多くは、「世帯主・配偶者と直系親族(および子供)」という拡大家族の形態がみられ、全体の約18%、および直系親族に代って、傍系親族を含む家族、あるいは、直系、傍系親族の両者を含む拡大家族が占める比率も高く、全体の約16%を占めている。他方、夫婦の機能を家族関係にみない、いわゆる欠損家族も比較的多くみられる。すなわち、全体の約12%をも占めている点に留意すべきである。したがって、地区の家族形態にみる特徴は、他の農村地区の場合と同様に、前近代的な大家族としての特徴をそなえているといえよう。

(3) 配偶関係と婚姻形態

まず、世帯主と配偶者の年齢構成別にみた特徴についてみる。(図4参照) 世帯主の場合、45~49、配偶者の場合35~39才の年齢階層の他に較べて最も多い。全般的な傾向としては、世帯主の場合、35才~49才の年齢層を中心に、その広がり、満30才以上、64才未満に大部分が集中してみられる。他方、また、配偶者の場合、満35才以

図-6 世帯主、配偶者の年齢別

にみた特徴



上、50才未

満の年齢階層を

中心に、25才

以上40才未満

の範囲に年齢別

にみた分布がみ

られる。また、

世帯主の場合、

20才以上は4

ケース、配偶者

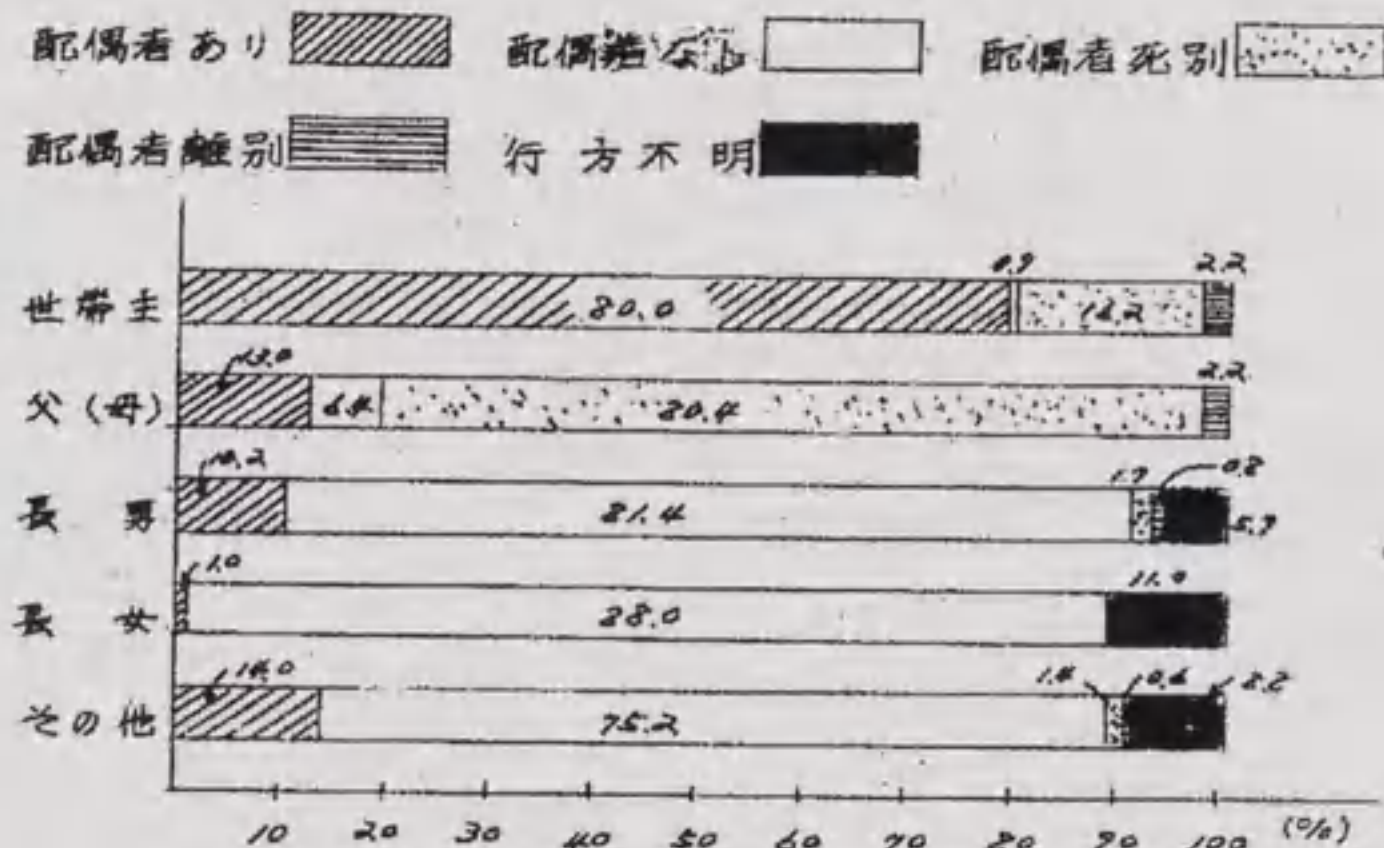
のそれにはノケ

ースみられ、同時にまた70才以上の年齢階層は、殆んどわ
ずかな割合しかしめていない。

つぎに、世帯主、配偶者およびその他の家族員の配偶関係
についてみると、つぎの通りである。(図7参照) 世帯主
の場合、現在配偶者のある者は80%もみられるが、その
両親および同居中の子女について、配偶者をもつ場合は極め
て少い。ただし、傍系家族員のうちの同居者(主として世帯
主の兄弟および次男、次女以下の子供)については配偶者をも
つケースが多少ともみられ全体の14%を占めている。他

図-7 世帯主、配偶者、その他の家族員の配偶関係

(同居家族の場合)



方、また、別居家族員についてみると、長男、長女の場合大
部分が、すでに婚姻関係をえている。すなわち、長男の42.2
%、長女の28.0%はそれに概当する。その他の他家族員
についても、「配偶者なし」は、14.9%にとどまっている。
(図8参照)

また、結婚形態についてみると、世帯主の80.3%は、
「見合い」による結婚であり、他の19.7%は「自由婚」であ
る。しかしながら両親のケースについては、さらにそれより
多く「見合い」による結婚は両地区を通じて89.7%、自由婚

図8 別居家族員の場合

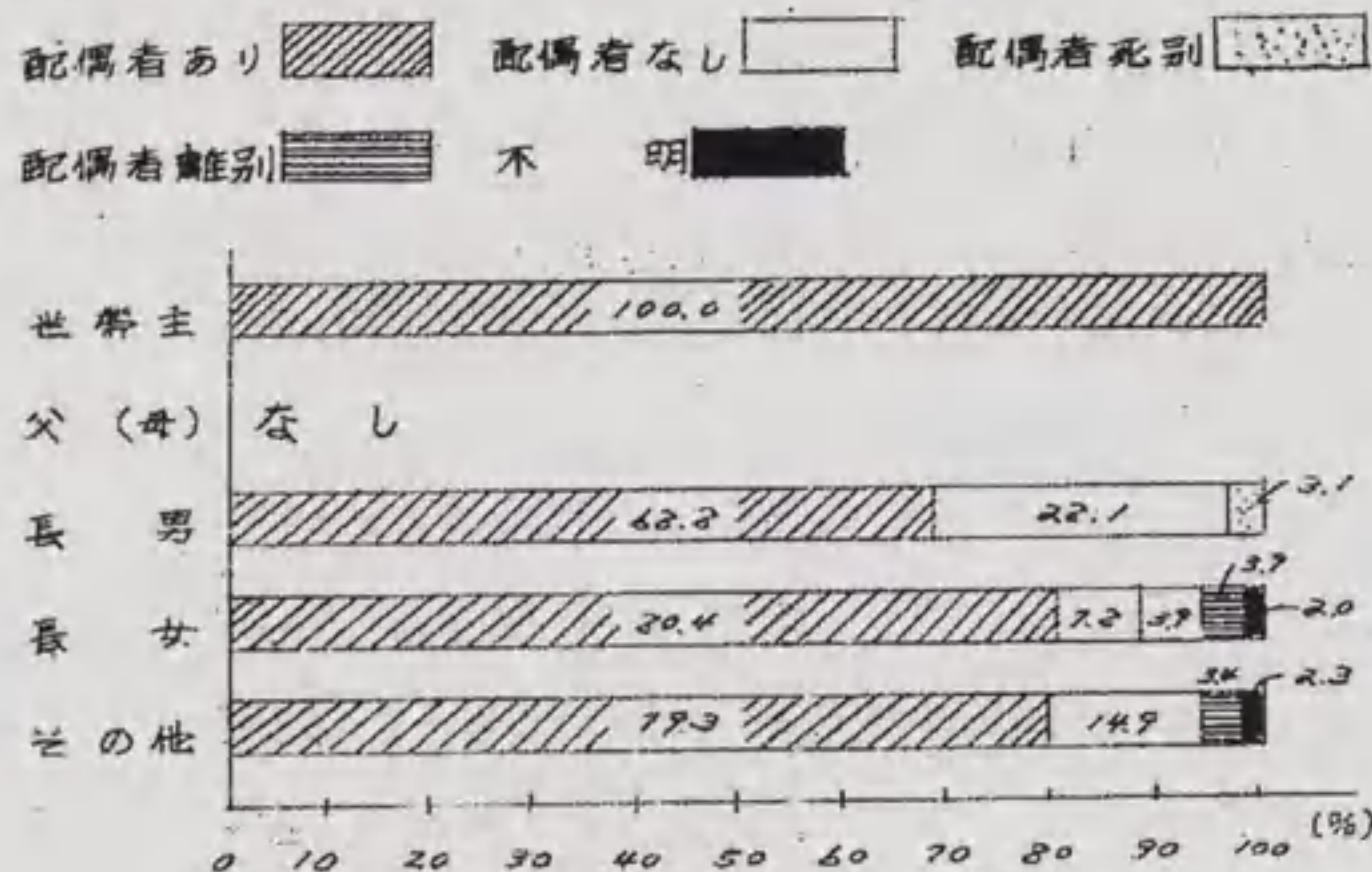
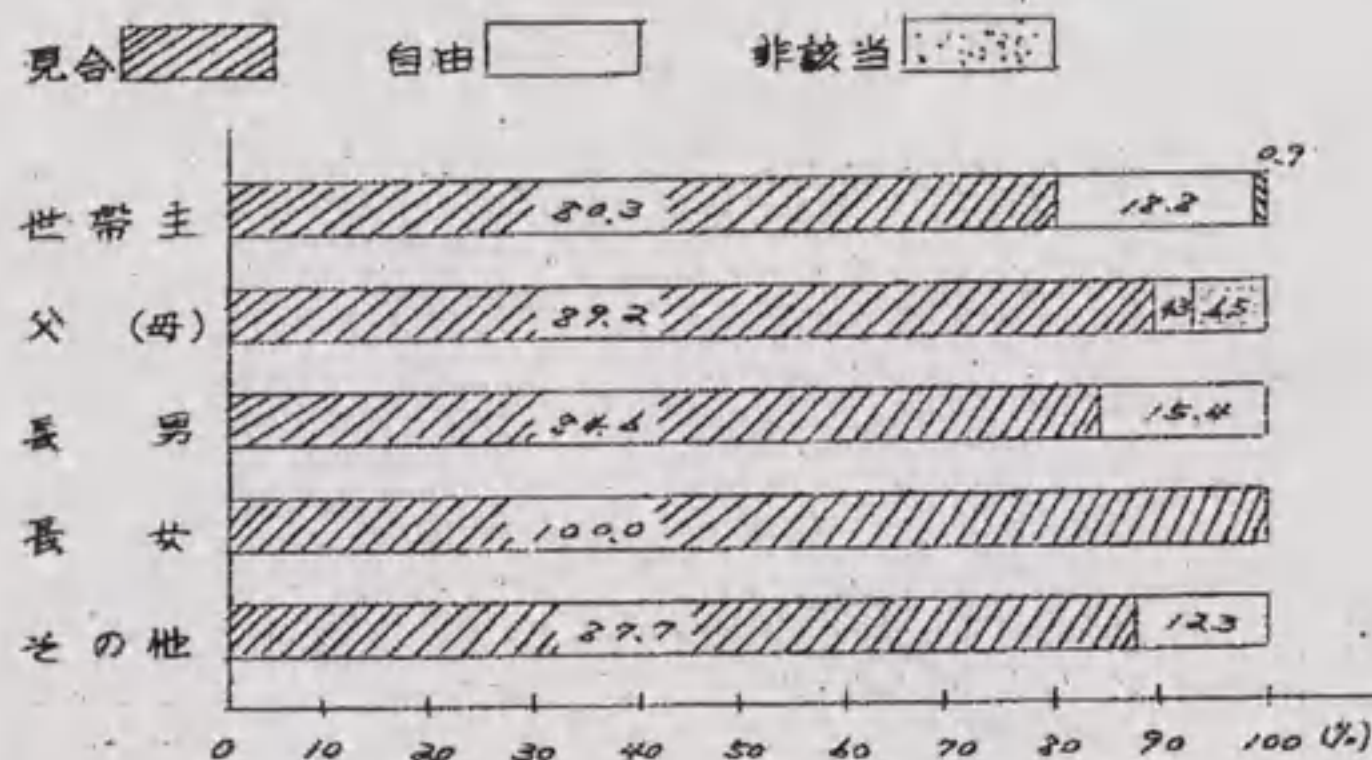


図-9 同居家族員の結婚形態



は両地区にそれぞれ僅かのケースしかみられない。他方また、長男、長女およびその他の家族員についても、その多くは「

見合い」による結婚であり、「自由婚」は長男の場合の15.4%、次男次女以下の12.3%程度にとどまっている。(図9参照)この傾向は、別居家族員の場合についても同様である。すなわち、長男の90%、長女の90%、その他の家族員の95%が「見合い」による結婚という結果が示されている。

つぎに、初婚時の年齢についてみると、つぎの特徴がみられる。(表7参照)

表-7 初婚年齢

年令	世帯主	配偶者	父	母	長男	長女
~19才	6)10 (44)	14)29 (15.7)	0)0 (-)	5)6 (16.2)	0)0 (-)	0)0 (-)
20~24	34)75 (32.3)	45)111 (60.0)	3)4 (44.4)	17)28 (75.7)	1)3 (25.0)	1)1 (100.0)
25~29	62)111 (42.4)	19)42 (22.7)	4)5 (55.6)	1)1 (2.7)	4)8 (66.7)	0)0 (-)
30~	20)31 (13.5)	2)3 (1.6)	0)0 (-)	0)0 (-)	1)1 (8.3)	0)0 (-)
不明	0)2 (0.9)	0)0 (-)	0)0 (-)	2)2 (5.4)	0)0 (-)	0)0 (-)
合計	122)229 (100.0)	100)125 (100.0)	7)9 (100.0)	23)37 (100.0)	6)12 (100.0)	1)1 (100.0)

世帯主については、満25~29才(42.4%)配偶者については、満20~24才(60.0%)に初婚年齢が集中し

てみられる。彼らの両親および、長男、長女はともに20才
~29才の年齢階層に、同様に集中している。ただし、19
才未満の初婚年齢を録しているものは、世帯主の10ケース、
配偶者の27ケース、およびその母親の6ケースと多少とも
多くみられるが、この年齢階層における婚姻関係は、最近殆
んどみられない。

(4) 通婚圏

さきにみた、「見合い」による結婚への集中化は、同時に
通婚圏における、狭少性と共通して、地区の封鎖性と、分結
性を示しているといえよう。今ここで、家族員の通婚圏につ
いてみる。(表8~表11参照)

表8 通婚について

世帯主	配偶者	同和地区出身者		同和地区外	計
		調査地点 出身者	その他の もの	の出身者	
同和地区出身者	調査地点 出身者	46) 77 (79.4) < 47.5 >	4) 7 (92.3) < 44.5 >	5) 13 (92.9) < 2.0 >	51) 162 (27.6) < 100.0 >
	その他の もの	5) 14 (14.4) < 23.3 >	0) 1 (1.4) < 3.7 >	— (—) < — >	5) 15 (2.1) < 100.0 >
同和地区外出身者		3) 6 (6.2) < 75.0 >	0) 1 (1.4) < 12.5 >	0) 1 (2.1) < 12.5 >	3) 8 (4.3) < 100.0 >
計		54) 97 (100.0) (52.4)	4) 74 (100.0) (40.0)	5) 14 (100.0) (2.6)	100) 125 (100.0) (100.0)

表9 (父・母)

父 母	配偶者	同和地区出身者		同和地区外	計
		調査地点 出身者	その他の もの	の出身者	
同和地区出身者	調査地点 出身者	3) 2 (100.0) < 16.7 >	6) 1 (100.0) < 33.3 >	— (—) < — >	9) 3 (100.0) < 100.0 >
	その他の もの	— (—) < — >	— (—) < — >	— (—) < — >	— (—) < — >
同和地区外出身者		— (—) < — >	— (—) < — >	— (—) < — >	— (—) < — >
計		3) 2 (100.0) < 16.7 >	6) 1 (100.0) < 33.3 >	— (100.0) < — >	9) 3 (100.0) < 100.0 >

[注] 父母とも出身地「不明」3

表10 (長男)

長 男	配偶者	同和地区出身者		同和地区外	計
		調査地点 出身者	その他の もの	の出身者	
同和地区出身者	調査地点 出身者	2) 2 (100.0) < 18.2 >	5) 7 (100.0) < 63.6 >	1) 2 (100.0) < 12.2 >	8) 11 (100.0) < 105.0 >
	その他の もの	— (—) < — >	— (—) < — >	— (—) < — >	— (—) < — >
同和地区外出身者		— (—) < — >	— (—) < — >	— (—) < — >	— (—) < — >
計		2) 2 (100.0) < 18.2 >	5) 7 (100.0) < 63.6 >	1) 2 (100.0) < 12.2 >	8) 11 (100.0) < 100.0 >

[注] 長男の出身地「不明」1

表ノノ (長女)

長女	配偶者	同和地区出身者		同和地区外 の出身者	計
		調査地点 出身者	その他の もの		
同和地区 出身者	調査地点 出身者	()	()	6) / (100.0)	6) / (100.0)
	その他の もの	()	()	()	
同和地区外出身者		()	()	()	
計		(100.0)	(100.0)	6) / (100.0)	6) / (100.0)

まず、世帯主、配偶者の場合について、その特徴をみると、現住地、出生者相互の婚姻関係が東国分地区の場合は最も多く、全体の約44%、古和田地区の場合は約36%の比率が示されている。しかしながら、その他世帯主が現住地出身者で、配偶者が他同和地区出身のケースについてみると、東国分地区の40%、古和田地区の38%という比率が示されている。世帯主の同和地区外出身者と配偶者の現住地出身者の通婚関係のみられる場合はわずかであり6ケースとなっている。他方、また、配偶者が同和地区外出身者で、世帯主が現

住地出生者の場合は13ケースとなっている。したがって配偶者の婚姻による他地区からの現住地への流入(主として、他同和地区からの流入)は世帯主の場合と較べて多いといえる。世帯主、配偶者の父母については、ケースが少いため、その傾向が察知できない。また、現在結婚している長男長女に関しては、現住地区出身者相互の通婚は、古和田地区の2ケースに止まり、他の多くは、他同和地区の配偶者を得ている。また地区外出身者の配偶者をもつケースは、両地区を通じて3ケースみられる。(長男=2ケース 長女=1ケース)

世帯主、配偶者およびその家族員についての出生地別にみた特徴をみると、つぎの通りである。すなわち、世帯主の場合、現住地出生者は約87%、配偶者の52%、父親の100%、母親の67%、長男の100%が、現住地に出生地をえている。また、世帯主の他同和地区出身者は約2%、配偶者のそれは、約40%、また、母親のそれは、約33%の割合を示している。他同和地区の地域別分布は、大阪市、和歌山市、海南市、打田町を中心に、かつらぎ町、橋本市、郡賀町、有田市、桃山町、貝塚市、備前町、岩出町、伊勢市、御坊市などあるいは遠く、京都市、福井市などあげられている。

他方、同和地区外の一郡地区出生者の居住地分布について

みると、主として近畿地方を中心に、東北、北海道を除く、各県に分布がみられる。すなわち、大阪、兵庫、三重、広島、名古屋、佐野、徳島などの他、東京、長野、福岡、長崎などが挙げられている。なお外地出生者はみられない。

X X X

以上、家族の特徴については、(イ)比較的大家族的傾向がみられる。(ロ)他出家族員が個々の世帯に多くみられること。(ハ)通婚関係が比較的限られており、都落出身者相互の通婚を中心に地区に隣接した府県を含む同和地区出身者との通婚圏をえていること。(ニ)また、自由婚よりもむしろ、見合いによる結婚が目立ち、比較的若い世代の通婚においても、その傾向が察知できること。(ホ)地区外流出の原因に結婚の理由による場合が比較的多いが、彼らについても、一般地区居住者との通婚をえているケースは少ないこと、などの傾向が示されている。

V 産業および労働

(1) 産業および就労形態

同地区の産業構成についてみると、つぎの結果が示されている。(表ノ2参照)

表ノ2 世帯主、配偶者その他の家族員の職業(同居家族員の場合)

職業種別	世帯主	配偶者	父	母	長男	長女	次男以下	次女以下	その他の家族員	合計
農業	45)	28)	4)	5)	3)	4)	5)	5)	13)	130)
林業	11)	45)	3)	7)	6)	4)	9)	4)	13)	130)
漁業	5)	46)	3)	18)	6)	4)	4)	4)	13)	130)
製造業	5)	2)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
サービス業	2)	4)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
その他	5)	4)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
営業	5)	4)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
事務	5)	4)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
労働	5)	4)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
技術	5)	4)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
労務	5)	4)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
失	5)	4)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
一	5)	4)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
他	5)	4)	3)	3)	6)	4)	6)	4)	13)	130)
計	10)	12)	6)	23)	23)	15)	10)	10)	44)	44)
合	10)	12)	6)	23)	23)	15)	10)	10)	44)	44)

すなわち、大部分が農業を主とした職種に従事しており、古和田地区の世帯主の場合43.0%、東国分地区の場合は53.3%がこれに従事している。農業への就労は、家族員の就労をその特徴としており、古和田地区の配偶者約80%、東国分地区の60%の他、その両親、長男長女およびそれ以外の家族員の就労が目立つて示されている。その他、雇用労働者としての就労も比較的目立つて示され、主として技術系労働者としての特徴がみられる。この職種へは世帯主と共に長男、次男以下の男子の就労が認められる。(昭和37年10月1日現在の産業別従業者の特徴をみると「雇用労働者の大部分は(古和田26、東国分30ケース)製造業への従事を示しており、その内訳をみると、金属工業、電気機械器具などに集中している。その他紡績業、ガラス土石製造業などへの被用者がめだっている。」)古和田地区の場合(また、同調査によると、農業への家族従業者は53ケース(古和田)および28ケース(東国分)みられるが、今回の調査では78ケース(古和田)ノ15ケース(東国分)が、これに概当している。)

配偶者の職種は、したがって、農業中心の家族的就労が主なものとしてあげられるが、その他商・サービス業主、製造業主を中心とする自営業主あるいは一部の単純労働者を含ん

でいる。長男、長女およびそれ以外の家族員については、無職の場合が比較的多いが、あえてあげるとすれば、農業への家族的就労の他に、事務系、技術系の雇用労働者が多く、また古和田地区の場合、長男、および次男以下の男子に失対事業による単純労働者のケースが2ノケースみられる。

他方、現在別居中の家族員については、その多くが、農林業の他、事務系雇用労働者、商・サービス業主、などに多少共集中してみられる。ただし、そのケースは僅かであり、ことに女子の他出者については、無職(学生)のケースがみられる。

また、主業、副業別にみた特徴についてふれると、つぎの通りである。(表ノ3参照)すなわち、世帯主が、事務技術系雇用労働者、自営業主の場合、農業を兼ねているもの(第一種兼業農家)についても両地区を通じて多少共みられる。他方、第一種兼業農家については、全地区を通じて約20%みられるが、それらの多くは、製造業、商・サービス業を中心とする自営業がみられ、また、単純労働者としては、古和田に16ケースみられる。

世帯主を除く家族員の就労は、長男の40%、長女の25%、次男以下の男子の36%、次女以下の女子の25%が該

	世帯主	配偶者	父	母	長男	長女	その他の家族員		合計
							男	女	
なし	85 22 (72.9)	94 78 (74.1)	7 2 (100.0)	25 12 (100.0)	63 53 (93.3)	62 32 (100.0)	91 21 (97.2)	23 22 (99.4)	512 434 (100.0)
あり	37 23 (27.1)	4 7 (5.9)			1 1 (1.7)		1 6 (3.8)	1 0 (0.6)	46 39 (100.0)
合計	122 100 (100.0)	100 25 (100.0)	7 2 (100.0)	25 12 (100.0)	64 54 (100.0)	62 32 (100.0)	92 27 (100.0)	24 22 (100.0)	558 473 (100.0)

当するか、その副業(アルバイトによる就労)は殆んどみられない。(前掲表ノ2参照)以上を通じて農業以外の取組との兼業、および家族的就労の傾向が察知できる。

(2) 就労状況

家族員の出稼の有無についてみると、つぎの通りである。すなわち、世帯主が配偶者、長男、長女にわずかの経験が認められる他は、殆んど出稼をみない。ただし、別居家族員の就労にみた特徴からも理解できるように、本地区では、出稼ぎという形態をとらずに、世帯主による就労が自立つ。

つぎに、世帯主の就労年

数と、主な前職(転職経験のある者について)をみると、つぎの通りである。すなわち、これまでに、転職経験のある世帯主は全体の約30%程度を占め大部分は、転職を一度経験している。ただし2度以上の経験者は10ケースみられる。これらの転職者の前職をみると、多くは農業従事者であり、その他、商・サービス自営業主とわずかながらに事務・技術系雇用労働者が含まれている。また、単独労働者の経験をもつ者は、古和田地区に比較的多く認められる。前職の就労年数についての特徴をみると農業労働者自営の多くのケースに20年以上40年未満の就労年数を経ているケースが多くみられ全体の約70%を占めている。他方また40年以上の就労者について、東国分地区に15ケースみられる。商・サービス自営業主については、5年~40年未満ないしは40年以上の就労経験を経ているケースが就労年数別の5年間隔別にみて、ほぼ一杯の分布が示されている。また、雇用労働者については、25年~30年の2ケースの他は、20年未満に集中している。従つて、雇用労働者の場合にはその就労年数は比較的短いことを特徴としているといえよう。単独労働者のケースについては、10年以上、20年未満の17ケースがみられるが、25年以上、あるいは多くは40年以上の比較

的長い就労経験を経ているケースが多くみられる。

つぎに、転取の理由についてみると、多くは低賃金や、病気、障害による自発的退取がみられる。停年、老衰による前取からの転取は、わずかなケースしかみられない。

(3) 地区の農業にみられる特徴——(a)

地区の農業生産物の中心は、米、麦および玉ねぎ（種子および食用玉ねぎ）およびわずかの野菜類がみられる。東国分地区の場合は農業 100 世帯、農地面積 48 町 3 反であり、

また古和田地区の場合は、農業 60 世帯と耕地面積 36 町となつている。（昭和 37 年の調査）ただしその中、専業農家

および第一種兼業農家は東国分地区の場合 65 世帯、古和田地区の 46 世帯がこれに概当するものとしてみられる。また

農業生産の季節変動については、表裏作が可能であり、その利用率は、殆んど 100 % と報告されている。なお、年間売上高は、東国分地区の 25,000,000 円、古和田地区の

15,000,000 円、となつている。これらの需要（玉ねぎ、野菜類）は主として和歌山市中央市場を通じて、主として近

県へ転売されている。農業以外の兼業種別については、先に

みたように、単純労務や、製造業への一時的流出がわずかながらに認められるが、地区外から同和地区への農業手伝いな

どの就労人口は全くみとめられない。

また、地区においては、農業日雇としての就労が一部にみられるが、その形態は個々の農家に一日ないしは耕作反割当りの臨時雇用として農繁期にのみ就労する。すなわち、1 反の農地を主として、スキによる地ならしと田植えをこめた労働提供が 3,000 円で請負われている。これらの就労は、午前 4 時から午後 8 時までを 1 日の労働単位として、1 日半でスキ、田植えを終了している。なお、農業日雇の 1 時間単位の賃金は 130 円である。

(4) 地区の農業にみられる特徴——(b)

つぎに、地区の 1 世帯当り平均の耕作面積をみると、つぎの結果が示されている。（表 14 参照）

まず、田についてみると、100 畝以上の農業世帯は、東国分の 18 世帯、古和田の 10 世帯にみられるが、多くは、

70 畝未満の耕地面積しか得ていない。すなわちそれ以上の面積をもつ世帯は古和田地区では 31.4 % であり、また東国分地区では 35.4 % に止まっている。両地区を通じて、耕作

面積はきわめて少く、30 畝未満の世帯が全体の約 25 % を占めている。また、畑地については同様に 100 畝以上の面積

をえているケースは全くみられず多くは、20 畝未満の狭い

表14 (農業の場合)土地利用形態

(1) 田

	0~9畝	10~19	20~29	30~39	40~49
耕作面積 (自作地)	0) 1	8) 19	9) 25	10) 12	2) 15
比率	(2.4)	(11.2)	(14.8)	(21)	(2.9)

(2) 畑

	0~9畝	10~19	合計
耕作面積	0) 6	0) 3	0) 9
自作地	0) 5	0) 3	0) 8
小作地	0) 1		0) 1

(3) 樹園地

	0~9畝	10~19	合計
耕作面積	0) 3	0) 2	0) 6
自作地	0) 2	0) 1	0) 4
小作地	0) 1	0) 1	0) 2

50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100畝 以上	合計
12) 16	10) 17	7) 13	11) 14	6) 9	18) 28	99) 169
(2.5)	(10.1)	(2.7)	(2.3)	(5.3)	(16.5)	(100.0)

(4) 山林

	0~9畝	10~19	20~29	30~39	40~49
耕作面積					
(5)樹園地	東園分 なし				
	百和田 みかん 5				

表14 昭和34年7月1日現在打田町農家世帯数に対する

	1反未満	1~3反	3~5反	5~1町	1町~1.5町
世帯数	76	554	360	738	198
給耕作面積	65反	965反	2,058反	5,957反	2,707反

耕作面積しか得ていない。

なお、参考までに打田町全体の世帯別にみた耕作面積についてここに掲げておく(表13参照) その他草地、樹園地、山林なども地区内にその所有者が多少共みとめられるが、

50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100畝以上	合計
0 1)1					0 3)3	0 5)5
山林 東園分 なし						
古和田 杉 2 雑木 2						

る耕作面積明細 打田町全体

1.5~2町	2~3町	3~5町	計	一世帯当り平均
24	5		1,955	
391反	87反		12,230	68反

全体からすれば僅かな割合しか示されていない。

つぎに世帯別にみた家畜数についてみるとつぎの結果が示されている。(表15参照)

地区内の世帯には、役肉用牛を飼育する世帯が比較的多く

表15 世帯別にみた家畜数

項目	1頭以下	2	3	4	5	6~10	11~20	21~50	51以上	なし	合計
乳用牛	9)1 (0.6)		9)1 (0.6)							99)107 (98.8)	99)169 (100.0)
役肉用牛	44)41 (36.1)	9)3 (1.8)								55)105 (62.1)	99)169 (100.0)
馬	6)1 (0.6)									99)169 (99.4)	99)169 (100.0)
豚	9)3 (1.8)		9)1 (0.6)		9)1 (0.6)					99)169 (96.4)	99)169 (100.0)
めん羊	6)1 (0.6)									99)169 (99.4)	99)169 (100.0)
山羊										99)169 (100.0)	99)169 (100.0)
兔										99)169 (100.0)	99)169 (100.0)
にわとり					9)6 (3.6)	10)20 (11.8)	5)5 (3.0)		5)7 (4.1)	99)169 (97.5)	99)169 (100.0)
あひる										99)169 (100.0)	99)169 (100.0)
蜜蜂(群)										99)169 (100.0)	99)169 (100.0)

表16 世帯別にみた農業機械の利用形態

利用形態	種別	動力耕うん機	動力脱穀機	炊摺機	動力噴霧機 動力散粉機	原動機	畜力
自己所有		26)46 (22.2)	33)111 (25.6)	4)5 (2.0)	37)34 (65.6)	34)105 (82.1)	45)71 (42.0)
共用		5)6 (3.6)	2)5 (3.0)	1)1 (0.4)	2)4 (2.4)	2)4 (2.4)	()
賃借	農協	()	()	()	()	()	()
	その他	22)29 (17.2)	7)17 (10.1)	15)17 (10.1)	3)4 (2.4)	()	()
なし		12)13 (12.4)	13)19 (11.2)	12)24 (15.4)	12)40 (23.7)	37)58 (34.8)	53)96 (56.2)
その他		4)67 (39.6)	14)17 (10.1)	5)51 (30.1)	8)10 (5.9)	1)2 (1.2)	3)2 (5.2)
合計(比率)		99)169 (100.0)	99)169 (100.0)	99)169 (100.0)	99)169 (100.0)	99)169 (100.0)	99)169 (100.0)

その頭数は各世帯
 当り、1頭もつ場
 合が東国分の44
 古和田の17世帯
 がみられる。他方
 また、養鶏、主と
 して5羽以上、20
 羽未満ないしは、
 51羽以上を飼育
 する世帯がみられ、
 全体の約33%に、
 養鶏がみられる。
 ただし、養鶏によ
 る収入を常時期待
 している世帯は少
 いようである。

その他、地区内
 では養豚、乳用牛、
 馬、めん羊などを
 飼育する世帯がわ

ずかながらにみられる。

(5) 地区の農業機械の利用雇用労働にみられる特徴

まず、農業機械の利用型についてみるとつぎの通りである。
(表ノ6参照)

すなわち、動力耕運機、動力脱穀機、動力噴霧機、動力散粉機、原動機、畜力などについては、自己所有の形態をとる場合が比較的多い。また、穀播機の自己所有はわずかしみられず、それは共用あるいは賃借りなどの形態をとっている。また、動力耕うん機、動力脱穀機、穀播機などについては、農協以外の賃借りが目立っている。(上記のものには、農業労働者との個人契約のうちに含まれる場合が多い)ただし、それらの農業機械を全く利用しない世帯は多く、それに特に、東国分地区にその傾向がうかがわれる。古和田地区の多くの世帯の場合は、何らかの形でそれらの機械を利用している。また、穀播機については、多少共、共用のケースが多く認められる。それは東国分地に多い。同表における「その他の利用形態」にみられる多くの比率は、さきにあげた農業日雇いによる請負い耕作を意味している。したがって、農業機械の利用形態は、明確でないとしても、以上の一般的傾向をとるものと理解される。

なお、世帯別にみた雇用労働について触れると、主として家族労働による農業経営が目立ち交換労働(ユイ)による場合は、全体の約8%程度に止まっている。ただし、これには農業日雇いの雇用を含んでいない。(表ノ7参照)

表ノ7 世帯別にみた雇用労働の有無

		実 数	比 率
あ り		20) 2	1.2
な し	家族労働	25) 153	90.5
	交換労働	12) 14	2.3
合 計		37) 169	100.0

(6) 事業所状況と就労状況

つぎに、世帯主が自営の場合、その事業所状況についてまずみる。これは、農林業を除く自営業、古和田地区ノ3ケース、東国分地区ノ4ケースについてである。(表ノ8参照)
まずその所在地は大部分の88.7%が地区内に集中してみられ、地区外に事業所をもつケースはごく僅かしみられない。また、その形態は主として個人の独立企業である。さらにまた、その規模は、製造業に関しては、殆んどが一般雇用者をもたず、商・サービス業その他の自営業の場合についても4人以内の雇用者を得ている程度に止まる。ただし5人以上、

表18 事業所状況

所在地	製造業	商・サービス業	その他	自営	合計
地区内	13) 4 (200)	62) 8 (88.9)	57) 12 (92.3)	12) 24 (82.9)	
地区外	10) 4 (200)	10) 1 (11.1)	0) 1 (7.7)	2) 3 (11.1)	
合計	23) 5 (1000)	72) 9 (1000)	57) 13 (1000)	14) 27 (1000)	
個人	23) 5 (1000)	72) 9 (1000)	57) 13 (1000)	14) 27 (1000)	
法人	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 0 (—)	
任意団体	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 0 (—)	
合計	23) 5 (1000)	72) 9 (1000)	57) 13 (1000)	14) 27 (1000)	
独立	23) 5 (1000)	72) 9 (1000)	57) 11 (84.4)	14) 25 (92.4)	
下請	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 2 (15.4)	0) 2 (7.4)	
合計	23) 5 (1000)	72) 9 (1000)	57) 13 (1000)	14) 27 (1000)	
友し	13) 4 (800)	72) 8 (88.9)	57) 12 (92.3)	13) 24 (82.9)	

規	模	4 人 以 内	10) 1 (200)	0) 1 (11.1)	0) 0 (—)	1) 2 (7.4)
		20 人	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 1 (7.8)	0) 1 (3.7)
		50 人	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 0 (—)
		50 人 以 上	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 0 (—)
		合 計	23) 5 (1000)	72) 9 (1000)	57) 13 (1000)	14) 27 (1000)
金	融	地 区 内	12) 3 (600)	72) 3 (33.3)	0) 1 (7.8)	3) 7 (25.9)
		地 区 外	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 0 (—)
		一般金融機関	10) 1 (200)	1) 2 (22.2)	0) 2 (15.4)	2) 5 (18.5)
		公的金融機関	0) 0 (—)	0) 0 (—)	0) 1 (7.8)	1) 1 (3.7)
		在	0) 1 (200)	4) 4 (44.4)	5) 10 (76.8)	9) 15 (55.4)
		合 計	23) 5 (1000)	72) 9 (1000)	57) 13 (1000)	14) 27 (1000)

表19 雇用状況

家族員		状況	就業先所在地			不明	計	雇用関係		不明	計	従業員	
			地区内	地区外の				常雇	臨時雇			4人以内	20人以内
				県内	県外								
世帯主		3)5 (43)	22)12 (225)	1)5 (63)	2)7 (27)	22)25 (1000)	2)17 (245)	2)7 (27)	22)25 (1000)	3)4 (74)	6)13 (229)		
配偶者		2)0 (-)	2)12 (244)	2)0 (-)	3)5 (275)	2)17 (1000)	2)4 (271)	2)5 (275)	2)17 (1000)	2)1 (57)	2)2 (112)		
父													
母													
長男	男	2)0 (-)	2)12 (244)	2)0 (-)	2)2 (53)	2)17 (1000)	2)4 (271)	2)3 (27)	2)17 (1000)	2)0 (0)	2)11 (220)		
長女	女	2)0 (-)	2)12 (244)	2)0 (-)	2)2 (53)	2)17 (1000)	2)4 (271)	2)2 (49)	2)17 (1000)	2)3 (58)	2)12 (225)		
次男次女以下	男	2)1 (27)	2)12 (244)	2)4 (128)	2)7 (139)	2)17 (1000)	2)4 (271)	2)7 (129)	2)17 (1000)	2)2 (58)	2)15 (225)		
	女	2)0 (-)	2)12 (244)	2)0 (-)	2)0 (-)	2)17 (1000)	2)4 (271)	2)0 (-)	2)17 (1000)	2)4 (27.6)	2)2 (112)		
その他の家族員	男	2)0 (-)	2)12 (244)	2)0 (-)	2)2 (53)	2)17 (1000)	2)4 (271)	2)1 (71)	2)17 (1000)	2)1 (57)	2)13 (229)		
	女	2)0 (-)	2)12 (244)	2)0 (-)	2)4 (500)	2)17 (1000)	2)3 (375)	2)4 (500)	2)17 (1000)	2)0 (-)	2)2 (250)		
合	計	3)4 (27)	22)12 (225)	2)0 (75)	2)20 (128)	22)25 (1000)	2)17 (245)	2)20 (128)	22)25 (1000)	3)17 (75)	6)13 (229)		

20人未満の事業所も、古和田地区に1ケース認められる。

また、金融状況については、一般金融機関を利用しているごく僅かのケースの他は、個人経営——地区内個人——の場合が大部分(25.7名)あり、多くは「なし」(55.6名)と

先規模		不 明	計	事業所種別				不 明	計	就任の方法				不 明	計
50 人 以 内	51 人 以 上			個 人	法 人	任 意	官 公 庁			試 験	採 取	駐 安	そ の 他		
2)8 (10.1)	2)10 (50.4)	2)7 (2.9)	2)25 (100.0)	2)10 (24.1)	2)15 (51.2)	2)0 (0)	2)12 (15.2)	2)7 (2.9)	2)25 (100.0)	2)10 (17.0)	2)15 (40.7)	2)0 (2.6)	2)13 (3.2)	2)7 (2.9)	2)25 (100.0)
2)4 (23.5)	2)4 (23.5)	2)3 (35.3)	2)17 (100.0)	2)17 (100.0)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)4 (23.5)	2)17 (100.0)	2)17 (100.0)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)4 (35.3)	2)17 (100.0)
2)7 (23.7)	2)10 (44.7)	2)1 (2.4)	2)13 (100.0)	2)7 (12.6)	2)10 (57.9)	2)0 (-)	2)2 (2.1)	2)6 (2.4)	2)13 (100.0)	2)10 (42.1)	2)11 (22.7)	2)2 (13.2)	2)2 (5.3)	2)4 (10.5)	2)13 (100.0)
2)2 (10.5)	2)11 (2.0)	2)1 (5.2)	2)14 (100.0)	2)14 (100.0)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)2 (10.5)	2)14 (100.0)	2)14 (100.0)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)2 (10.5)	2)14 (100.0)
2)2 (2.4)	2)15 (40.5)	2)7 (18.9)	2)24 (100.0)	2)5 (12.5)	2)19 (57.1)	2)0 (-)	2)9 (22.5)	2)7 (18.9)	2)24 (100.0)	2)13 (32.5)	2)11 (27.5)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)7 (18.9)	2)24 (100.0)
2)1 (2.1)	2)7 (50.0)	2)0 (-)	2)8 (100.0)	2)7 (87.5)	2)1 (12.5)	2)0 (-)	2)0 (0)	2)1 (10.0)	2)8 (100.0)	2)7 (87.5)	2)1 (12.5)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)1 (10.0)	2)8 (100.0)
2)1 (2.1)	2)7 (50.0)	2)1 (2.1)	2)9 (100.0)	2)7 (77.8)	2)2 (22.2)	2)0 (-)	2)0 (0)	2)3 (2.1)	2)9 (100.0)	2)7 (77.8)	2)2 (22.2)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)1 (2.1)	2)9 (100.0)
2)0 (-)	2)2 (25.0)	2)4 (50.0)	2)6 (100.0)	2)2 (33.3)	2)4 (66.7)	2)0 (-)	2)0 (0)	2)5 (41.7)	2)6 (100.0)	2)2 (33.3)	2)4 (66.7)	2)0 (0)	2)0 (0)	2)4 (50.0)	2)6 (100.0)
2)1 (14.6)	2)10 (45.4)	2)7 (11.9)	2)25 (100.0)	2)10 (24.1)	2)15 (51.2)	2)0 (-)	2)12 (15.2)	2)7 (2.9)	2)25 (100.0)	2)10 (17.0)	2)15 (40.7)	2)0 (2.6)	2)13 (3.2)	2)7 (2.9)	2)25 (100.0)

答えている。

つぎに、現在、事業所その他に就労している世帯員について (1)就業先所在地 (2)雇用関係、(3)就業先規模 (4)事業所種別 (5)就任の方法にみる。(表19参照)

まず、所在地については、現住地以外の主として和歌山県内市部に所在地を定めている者が最も多い。(全体の73.0%)
県外の場合は主として大阪方面に就労しているケースが認められ、世帯主の5ケース、長男の3、長女の3、次男、次女以下の6ケース以外はみられない。また、地区内の事業所に就労するケースは極めて少く、2.7%にとどまっている。

その多くは、常雇であり73.5%を占めるが、世帯主については臨時雇いの場合も多く21.5%が認められる。それについてはことにより東国分地区世帯主に顕著である。また、長男を(7.3%)、長女(10.5%)についても臨時雇いのケースがうかがえる。

就業先規模は世帯主の場合も地区とも、5人以上の企業に就労するケースが多く、全体の50.6%を占めている。しかしながら、家族員全体については、約40%が50人未満の小企業への就労という状況が察知できる。

その事業所の種別についてみると、全体の約51.3%が法人組織の事業所に雇用される場合が多くみられるが、全体の約20%は個人の小企業への就労を示している。

また、就職の方法については、各企業体の公募に応じて試験を通じて就職したケースが比較的少く、全体では、約32

%となつている。またことに古和田地区の世帯主については、僅か6.5%程度に止まっている点に留意すべきである。すなわち、その多くは縁故関係による就労が目立って示されている(全体の約4.5%を占める)。

なお、就業安定所を通じての就労は、全体を通じて僅か2.7%程度に止まっている点にも注意すべきである。

(7) 就業態度

最後に世帯主の現職への就業態度をみる。(表20参照)

現在の就業生活を通じて、多少共、充足をえているケースすなわち「将来共、現在の就業を続けたい」とする積極的な態度を示す者は全体の35%程度に止まっている。すなわち「今のところ現職と続けるより他は仕方がない」とする、消極的な就業態度を示す割合が高く、全体の65%を占めている。また現職への否定的な態度、すなわち「できるだけ早くやめたい」と答えた世帯主は、東国分の4、古和田の2ケースしかみられない。したがって、全体的には現職に対して多少とも消極的な態度が示されていることが察知できる。就業別にみると、ことに、現在製造業などの自営業および雇用労働に従事している者については多少とも積極的な就業態度がみられる。しかしながら農業、あるいは失村日産などを

表20 世帯主の職業別にみた現職への転職態度

世帯主の職業	将来とも続ける	いまのところ続 ける他はない	早くやめたい	合 計
	人数 (割合)	人数 (割合)	人数 (割合)	人数 (割合)
農 林 業	140 (39.6)	422 (66.7)	3 (2.7)	465 (100.0)
製 造 業	62 (60.0)	1 (40.0)	0 (-)	3 (100.0)
商・サービス業	32 (44.4)	5 (55.6)	0 (-)	37 (100.0)
その他の自営業	22 (61.5)	3 (38.5)	0 (-)	25 (100.0)
事務系労働者	5 (71.4)	3 (21.4)	6 (72.2)	14 (100.0)
技術系労働者	5 (42.1)	2 (57.9)	0 (-)	7 (100.0)
失 業 者	0 (-)	16 (94.1)	1 (5.9)	17 (100.0)
一 般 労働者	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
そ の 他	9 (31.0)	19 (65.5)	6 (3.5)	34 (100.0)
合 計	427 (35.0)	726 (62.2)	15 (2.8)	1168 (100.0)

表21 選択する職業種別

現職・転職	選 択 する職業種別				単 純 労働者	その他	合 計
	農・林業	製造業	商・サービス業	その他の自営業	事務系労働者	技術系労働者	
漁・水産・農業	18 (16.2)	12 (1.8)	7 (6.3)	16 (14.4)	20 (18.0)	3 (5.4)	66 (100.0)
製造業(自営)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)	0 (-)	1 (40.0)	2 (20.0)	3 (100.0)
商・サービス業	0 (-)	1 (11.1)	4 (44.5)	2 (22.2)	1 (11.1)	0 (-)	8 (100.0)
その他の自営主	0 (-)	3 (23.1)	0 (-)	4 (32.7)	2 (15.4)	1 (7.7)	10 (100.0)
事務従事者	1 (21)	0 (-)	3 (21.4)	1 (7.1)	4 (28.6)	3 (35.8)	12 (100.0)
技術従事者	0 (-)	1 (5.3)	3 (15.8)	0 (-)	4 (21.1)	4 (31.6)	12 (100.0)
単純労働者	2 (44)	0 (-)	2 (6.5)	12 (24.1)	4 (13.0)	6 (13.0)	36 (100.0)
無 職	2 (16.7)	1 (8.3)	0 (-)	0 (-)	4 (33.3)	0 (-)	7 (100.0)
合 計	23 (10.0)	5 (2.9)	15 (8.7)	35 (15.4)	43 (18.8)	13 (10.9)	134 (100.0)

中心とする単純労務に従事する者に、多少共現取への否定的な態度が示されている。

さらに、世帯主について「もし、職業選択の自由が許されるなら、どの職種を選ぶか」についてみるとつぎの通りである。(表2ノ参照)

まず、現在、農業に従事している者については、東国分地区の場合、同様に「農業を選ぶ」と答えたケースが多少とも多いが、その他は、主として事務系の雇用労働者、あるいは製造業、商・サービス業以外の自営業主の選択がみられる。

また、現在、商・サービス業自営者にとつては農業の選択はみられず、大部分は現取以外のより有利な商・サービス業ないしはその他の自営業を求めている。雇用労働者についても、東国分地区に7ケースのみ農林業を選択したケースがみられるが、多くは事務系のないしは技術系の常用労務を求めている。他方、単純労務者については、古和田地区に2ケースのみ農林業を求めるケースがみられるが、同地区の場合、製造業、商・サービス業以外の自営業に、あるいは両地区を通じては一般雇用労務者への定取を求めている。しかしながら他方全般的に現在、どの職業をも選択する考えはない、「転職は不可能だ」と答え、職業を積極的に選択しようとし

ないケースは極めて多く、全体の約23%これに該当する点に留意すべきである。

(8) 現無取の者について

現在満15才以上のいわゆる労働力人口について、「無取」のケースについてみると、つぎの結果が示される。世帯主の場合は、疾病、老衰以外には、無取者はみられない。また、配偶者については、主として家事、あるいは疾病、老衰などが無取の原因の主なものとしてあげられている。しかしながら両者については、現在無取の者は全体に較べて、ごく僅かの割合しかみられない。また、長男、長女のケースについて、あるいはそれ以下の男女については、「就学」「疾病」による場合が、大部分である。ただし、家族員の就労人口に較べれば、これらの無取の者の割合は相対的に僅である。

現在無取の者についての前取をみると、長男、長女以下には就労経験を殆んどもたないが、世帯主、配偶者およびその両親の場合、その9割以上が農林業であつた。その離取の時期をみると、世帯主、配偶者および父母共に、戦前、戦中に多く、戦後のケースは、昭和30年未満の離取に集中している。昭和31年以後の離取者は古和田地区にみられる他は顕著でない。

以上を通じて明らかなように、その転業構成は、主として農業従事者であり、しかも、専業ないしは、第一種兼業農家としての特徴を示している。他方、自営業主は極めて僅かであり、その他、雇用労働者は、多少認められるが、その増加傾向は顕著なものとしては認められない。したがって、地区の産業構成は、一部の第三次産業を含む第一次産業中心の混合型といえる。現転への転業態度は、多少とも消極性が同われより有利な転種の選択を求めているが、現実には常雇いの雇用労働に転業する機会をもつケースは僅かである。また、農業は、耕地面積が必ずしもないといえず、農業収入のみに依存するケースは多いといえない。農業機械の利用はある程度ひん繁にみられるが、畜力、雇用労働の他、主として家族的就労に依存する世帯が依然として多い点に留意すべきである。

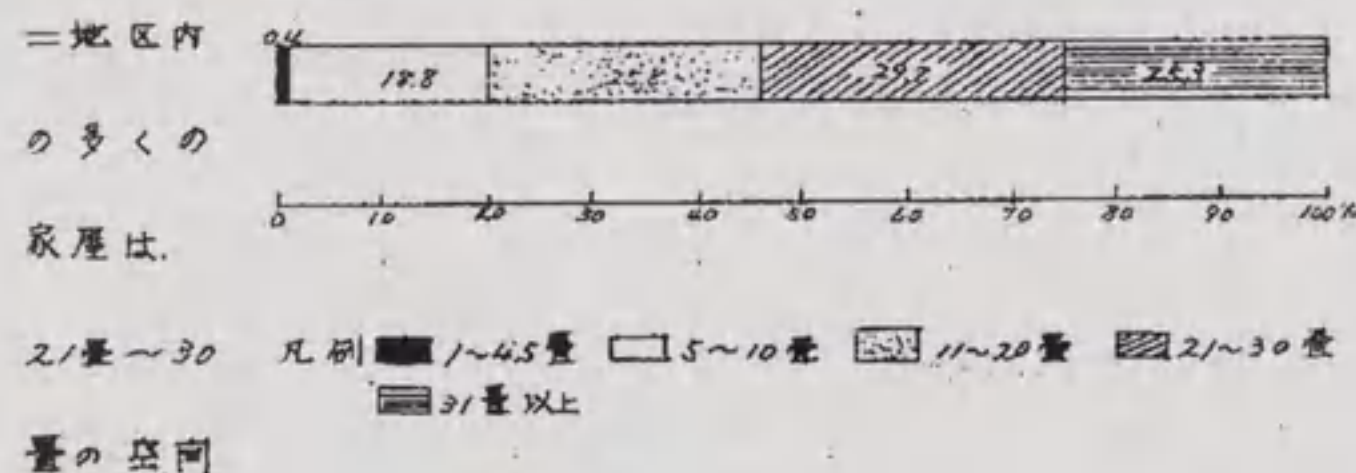
Ⅶ 生活環境

さきの地区概況において地区内の物的環境条件について、大まかにその特徴をみたが、さらに具体的にその内容についてあきらかにしておこう。

ⅰ 住宅環境

まず住宅の広さについてこれを畳数・建坪・宅地の広さなどの点からみる。

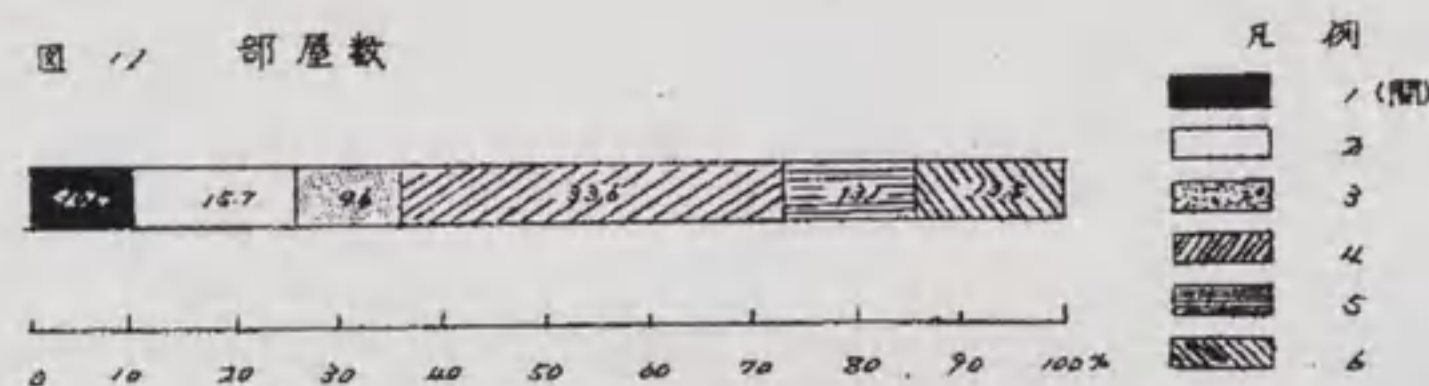
(a) 畳数 図10 住居空間(畳数)



を得ており全体の約75%は、30畳以内にその広さを止めている。しかしながら31畳以上の家屋については、5.8世帯、2.53%がこれにふくまれる。(図10参照)

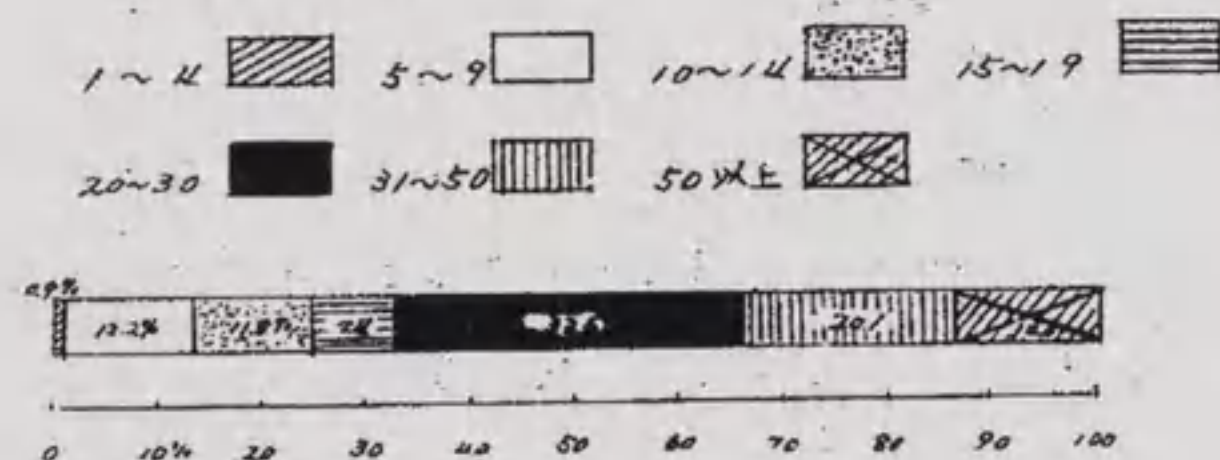
(b) 畳数=その多くは、1間ないしそれ以内に止まる場合が多い。5間以上は同様に約26%程度に止まっている。ただし、古和田地区に12間以上の住居に居住する者が2ヶースみられる。

図 11 部屋数



(c) 建坪＝両地区を通して 20 ～ 30 坪の建坪面積をえている家屋が多く、全体を通じて 33.6% みられる。また、全般的にはその 20 坪から 50 坪までをも含めての建坪を得ている住宅が多いが、それ以上の場合は少く、全体の約 14% に止まる。また、4 坪以下の住宅が両地区に各々ノケースずつ認められる。したがって、地区内では 5 坪以上 50 坪未満の建坪に集中しているといえよう。(図 12 参照)

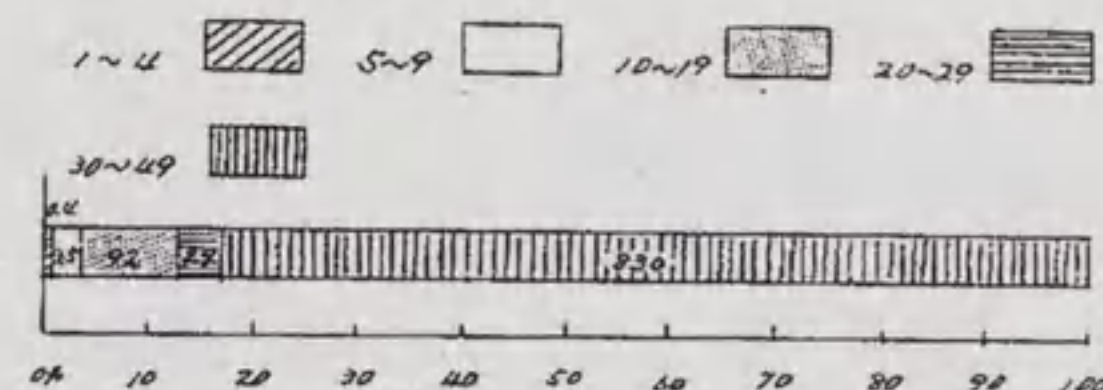
図 12 建坪



(d) 宅地の広さ＝古和田地区に 5 坪未満の住宅がノケース 10 坪未満の宅地の場合は両地区を通じて 8 ケースみられる。しかしながら大部分は 30 坪以上の宅地面積をえており、そ

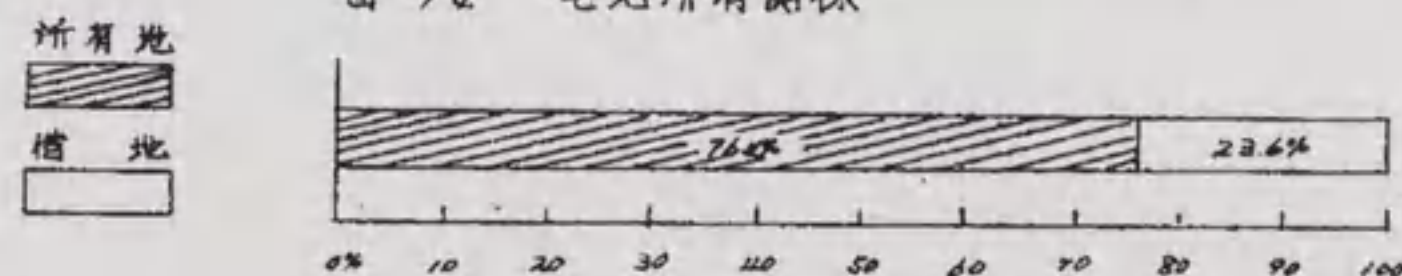
の割合は 83% をも占めている。(図 13 参照)

図 13 宅地の広さ



(e) 宅地の所有関係＝多くのケースについては、所有地に居住する場合がみられ、全体の 76.4% をも占めている。ただし、借地居住が農業世帯でありながら、他の 23.6% が認められることに留意すべきである。(図 14 参照)

図 14 宅地所有関係



(f) 家屋の所有関係と居住形式＝多くの家屋は持家であり、全体の約 73% を占める。ただしそのうち古和田地区に借家 13 ケース、両地区を通じて公営住宅が 15、私営住宅が 23 ケースみられる。また、居住形式に関してみれば、ノ戸建の 81.2% の地、ごく僅か(1.3%) の間借りノケースを除いて、多くは 3 軒(14.0%) ないし 5 軒(3.5%) の長屋

に居住している。(表22 参照)

表22 所有関係

	一戸建	間 借	長屋3軒未満	長屋5軒未満	合 計
持 家	104 80 (88.2)	—	—	2 11 (55.0)	106 91 (73.4)
借 家	8 8 (4.3)	1 1 (33.3)	13 13 (40.6)	1 1 (12.5)	23 23 (100)
給 与	—	—	—	—	—
公 営	6 6 (3.2)	—	9 9 (28.1)	—	15 15 (6.6)
私 営	8 8 (4.3)	2 2 (6.7)	10 10 (31.3)	3 3 (7.5)	23 23 (100)
合 計	118 118 (100)	3 3 (2.5)	32 32 (26.7)	4 4 (3.3)	229 229 (100)

(9) 建築年数と住宅構造—地区内の住宅構造をみると、古和田地区のプロック、モルタル住宅のそれぞれノケースを除いては、全部が普通木造住宅である。木造以外の住宅を除いて、その多くは老朽化しており、建築年数は明治年間の約22%と多く主として、昭和10年以前の築屋が約45%と目立っている。東国分の場合を除けば戦后、建築された住宅は、

図15 建築年数

全体の僅か20%程度に止ま

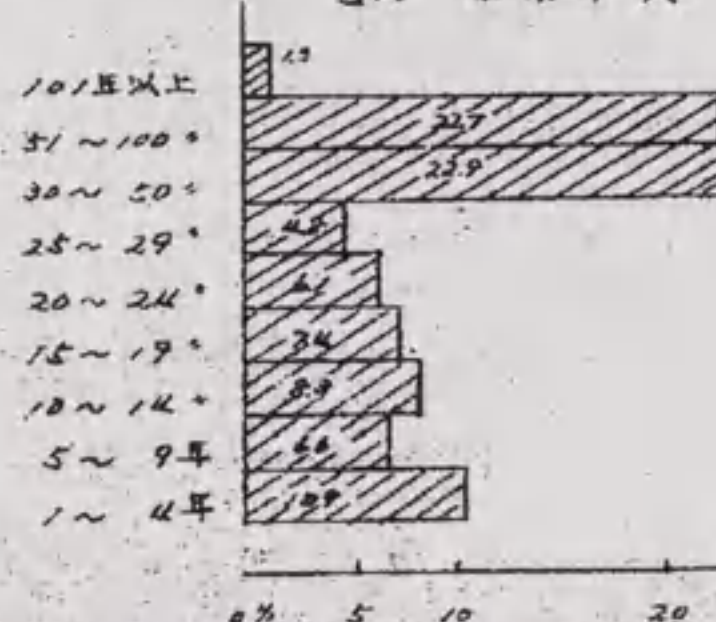
っている。東国分では、昭

和30年以後の23戸以外

は戦後建てられたケースが

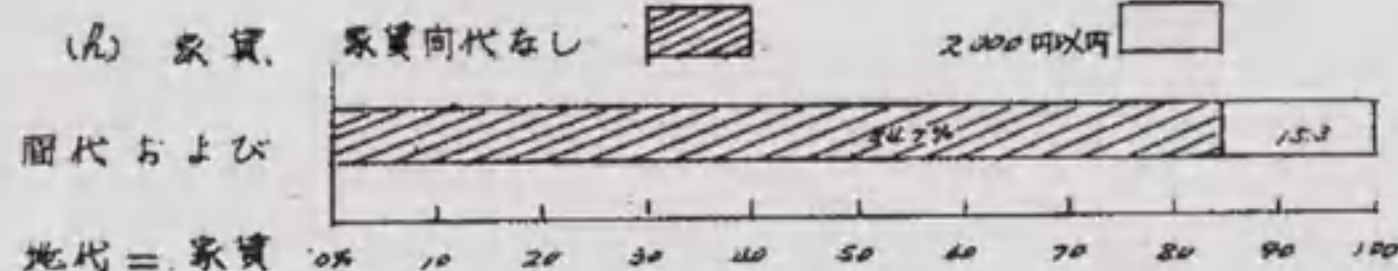
比較的少ない。(図15参照)

以上の状況からその宅地



面積は比較的広いが、住宅の広さ、建坪などからみても、居住空間は狭く、かつ、ことに古和田地区の住宅は古いといえる。

図16 家賃 間代



・間代は大部分が持家

のため不要

であるが、

一部の借家

間借りのケースについては、2000円以内に止まっている。

同様にまた、地代も2000円未満のケースが大部分である。

(図16、図17参照)

(図16、図17参照)

(2) 住宅設備

住宅設備について、水道、井戸、台所、排水設備、便所、風呂などについてみる。(表23 参照)

(a) 水道、井戸—地区内の上水道は、未だに完備されていない。したがって、両地区とも井戸の利用に依存している。多くの井戸は、専用であり、全体の75.6%を占めている。

表23 住宅設備状況

	水道	井戸	台所	排水		便所	風呂
				良	不良		
あり(良)	0) 0 (0)	121) 226 (987)	112) 212 (574)	114) 191 (834)	8) 38 (166)	122) 229 (996)	26) 106 (463)
専用	-	25) 123 (766)	145) 209 (913)	145) 176 (769)	4) 23 (100)	120) 213 (930)	26) 106 (463)
共用	-	26) 53 (231)	3) 3 (13)	8) 15 (65)	2) 15 (66)	2) 15 (66)	-
1~5軒	-	28) 45 (197)	2) 3 (10)	2) 9 (39)	2) 15 (66)	-	-
6~10軒	-	8) 8 (34)	-	5) 5 (22)	-	-	-
11~15軒	-	0) 0 (0)	-	0) 1 (04)	-	-	-
16~20軒	-	0) 0 (0)	-	-	-	-	東国分地区 不明=3
21軒以上	-	0) 0 (0)	-	-	-	-	(13)
なし	122) 229 (1000)	2) 3 (10)	5) 17 (74)			0) 1 (04)	23) 120 (537)
合計	122) 229 (1000)	123) 229 (1000)	122) 229 (1000)			122) 229 (1000)	122) 229 (1000)

ただし、古和田地区の場合、1軒~5軒の共用のケースが17世帯みられる。また、東国分についても同様に28世帯が共用であることが示されている。

(b) 台所=地区内の大部分は専用である。(926%) ただし、両地区に各々一世帯が家庭に台所をもたず、隣家のそれを借用しているケースもみられる。

(c) 排水設備について=その良、不良の程度をみると、その不完全なケースは全体では166%みられる。ただし古和田地区に多く、全体の28%を占めている。

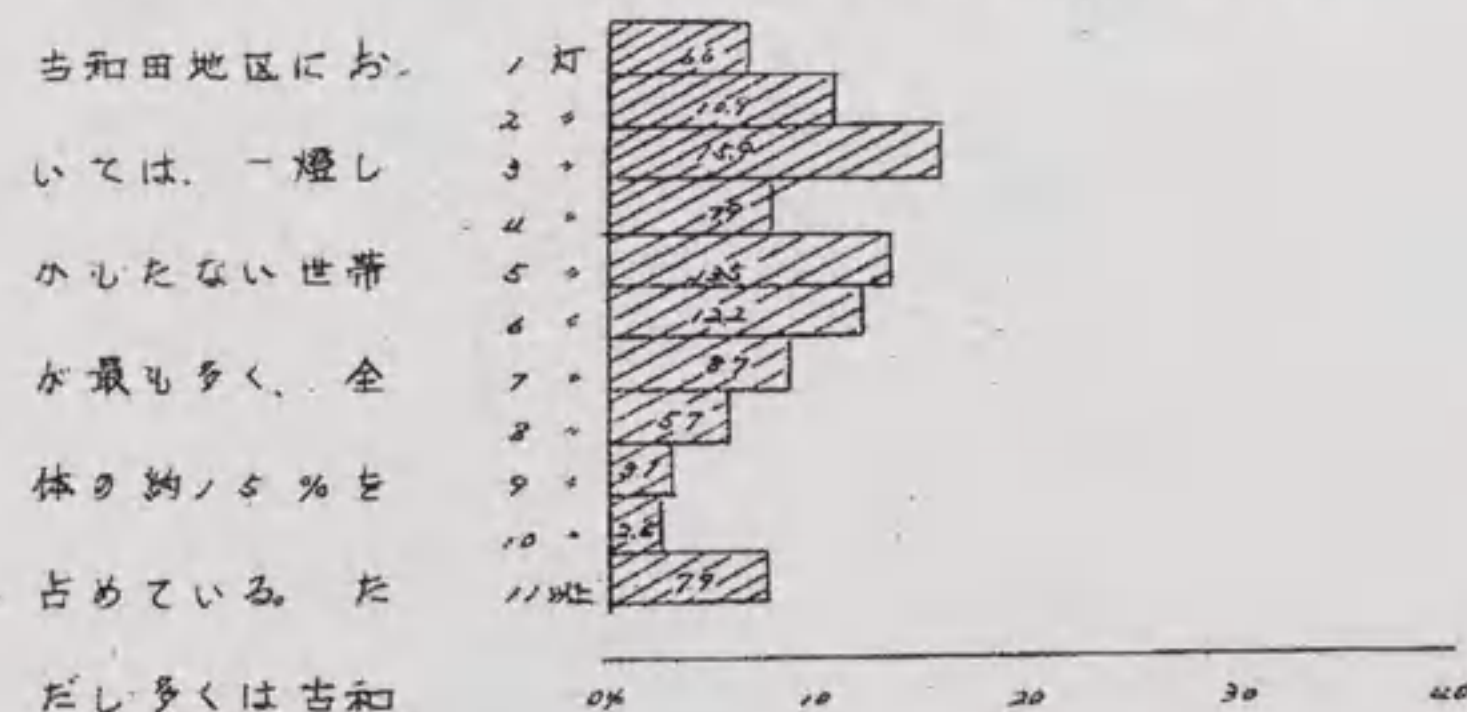
(d) 便所=多くは専用の便所をもつ(996%)が、古和田地区の場合、13世帯に1~5軒の共同利用がみられる。すなわち、各戸に便所をもたないケースがこれにふくまれる。

(e) 風呂=各世帯とも比較的多くが風呂をもち、463%を占めている。ただし、全体の約54%が自宅に風呂の設備をもたない。

(f) 電燈数=東国分地区については、各戸当り、3燈(159%)を中心に、2以上6燈をもつ世帯が集中してみられる。

しかしながら、

図18 住宅設備状況(電燈数)

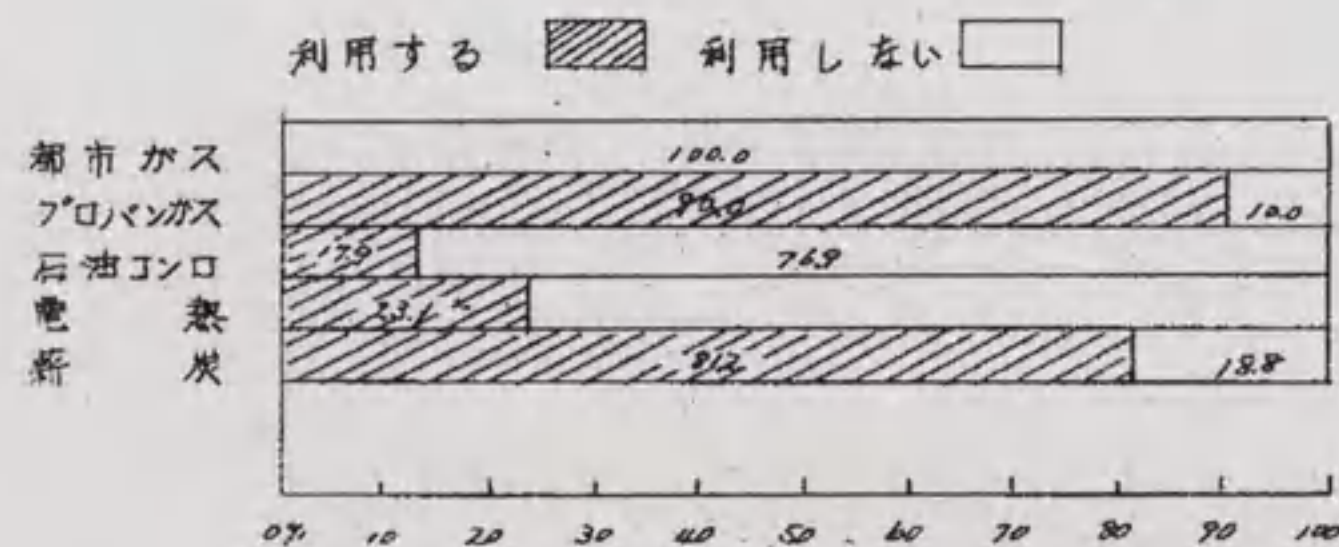


ただし多くは古和田地区の場合、5燈以上7燈に集中してみられ、また、11燈以上その設備をもつ世帯は東国分の3に対して、15世帯みられる。したがって古和田地区の場合、住宅設備の良否の格差が東国分に較べて多少とも察知できる。

(9) 光熱利用状況 = 同地区には、都市ガスの利用をみる世帯はない。多くはプロパンガス(90.0%)の他、薪炭(8.2%)あるいは石油コンロ(ノスタツ)の利用がみられる。電熱利用については、古和田地区のノスタツ、東国分地区の90%にとどまっている。

以上を通じてみたように、地区の物的環境条件は、ことに住宅設備に関する限り、東国分に較べて、古和田地区に問題が残されている。

図19 光熱利用状況



居住空間は、宅地面積の広さと対照的に狭く家族員数別にみた特徴にも示されるように、1人当りの居住空間がかなり狭い場合もあることに留意すべきである。また、都市ガス、水道の設備は両地区ともみられず、光熱、住宅設備の共同使用という形態が両地区に部分的に残されている点は、今後の対策

の課題として残されよう。

VII 生活水準

地区の生活水準について、世帯別にみた収入、支出の状況、収入形態、エンゲル係数、家財道具の所有状況、大衆文化への接触状況などの点から、その概略的な特徴をみる。

(1) 収入

世帯収入は、農業収入を中心に多くの場合、一時的な就労

表24 収入形態

手 項	単 独 収 入	複 合 収 入 形 態	
	収 入 形 態	主として勤労①	主として事業②
世 帯 数	31) 77 46) (336)	26) 117 (511)	35) 35 (153)
勤 労 収 入	12) 35 23) (153)	/	
事 業 収 入	18) 39 21) (120)		
財 産 収 入	- (-)	4) 5 (22)	9) 1 (44)
厚 生 年 金	(-)	(-)	(-)
恩 給	1) 2 (009)	2) 3 (13)	3) 3 (13)
失 業 保 険 金	(-)	(-)	(-)
傷 病 休 業 手 当 金	(-)	(-)	(-)
福 祉 年 金	(-)	3) 9 (39)	2) 2 (09)
扶 養 仕 送 り	9) 1 (04)	1) 2 (09)	(-)
生 活 保 護	(-)	3) 4 (18)	(-)
そ の 他	(-)	3) 2 (09)	(-)

としての勤労収入との複合形態がみられる。すなわち、その割合は、全体の約80%を占めている。古和田地区の場合、勤労収入と事業収入の組合わせが多くみられ、また西地区とも事業収入を中心とする世帯に、勤労収入との組合わせが見受けられる。(表24 参照)

(2) 収入および支出 世帯の収入についてこれを見ると、多くは2万円以上3万5千円未満に止まる場合が多く、全体の約40%を占めている。また、古和田地区については、5万円以上の収入をえている世帯は約30%、東国分地区のそれは180%みられる。また、1万円未満の世帯は多少ともみられ、全体の約5%程度である。また、支出状況についてみると、収入のそれと、ほぼ一致を示すが、多くは2万円以上3万5千円未満に含まれる場合が多い。ただし、5万円以上の支出を示す世帯については古和田地区の22.4%の世帯にそれがみられる。(表25 参照)

世帯の就労員数と世帯収入のフロスをみると、つぎの特徴が示されている。すなわち、2万円未満の世帯収入に止まっているケースは、多くの場合1人世帯である。また、2万円以上の世帯については、2人以上、4人までの就労員数をふくむ世帯に集中している。なお、5人以上の就労員数をえて

いる世帯に4万円以上の世帯収入をえている場合が多い。また逆に、2人未満の就労員数しかみられない世帯については、その収入は4万円未満に止まる場合が多いことに、留意すべきである。

表25 世帯別にみた収入額

事 項	収 入		支 出	
	家 数	比 率	家 数	比 率
4,999以下	2) 4	1.7	2) 3	1.3
9,999	5) 8	3.5	4) 8	3.5
14,999	3) 8	3.5	4) 9	3.9
19,999	9) 15	6.6	9) 20	8.7
24,999	13) 23	10.0	21) 32	14.0
29,999	19) 38	16.6	20) 38	16.6
34,999	17) 32	14.0	28) 49	21.4
39,999	14) 25	10.9	10) 19	8.3
44,999	18) 18	7.9	14) 26	11.4
49,999	3) 3	1.3	3) 3	1.3
50,000以上	22) 33) 55	24.0	9) 13) 22	9.6
合 計	122) 107) 229	100.0	122) 107) 229	100.0

さらにここで、家族の続柄別にみた勤労収入の場合の資金額についてみる。(表26 参照)

表ス6 家族員数別にみた勤労収入

	4999円以下	7999	9999	14999	19999	24999	39999	49999	50000以上	合 計
世 主	1) 2	2) 6	3) 7	4) 8	5) 10	6) 12	7) 13	8) 18	9) 3	33) 29
配 偶 者	2) 11	3) 12	4) 13	5) 14	6) 15	7) 16	8) 17	9) 18	10) 19	100) 17
父	1) 1	2) 2	3) 3	4) 4	5) 5	6) 6	7) 7	8) 8	9) 9	100) 17
母	1) 1	2) 2	3) 3	4) 4	5) 5	6) 6	7) 7	8) 8	9) 9	100) 17
長 男	1) 1	2) 2	3) 3	4) 4	5) 5	6) 6	7) 7	8) 8	9) 9	100) 17
長 女	1) 1	2) 2	3) 3	4) 4	5) 5	6) 6	7) 7	8) 8	9) 9	100) 17
次男・次女	1) 1	2) 2	3) 3	4) 4	5) 5	6) 6	7) 7	8) 8	9) 9	100) 17
以下	1) 1	2) 2	3) 3	4) 4	5) 5	6) 6	7) 7	8) 8	9) 9	100) 17
その他の家族員	1) 1	2) 2	3) 3	4) 4	5) 5	6) 6	7) 7	8) 8	9) 9	100) 17
合 計	1) 1	2) 2	3) 3	4) 4	5) 5	6) 6	7) 7	8) 8	9) 9	100) 17

すなわち、世帯主の場合、2万円以上、3万円の44.3%を中心に、大部分の約8割がそれ以内に止まっている。また、5万円以上の単独収入をえているケースはみられない。配偶者の場合については、全体を通じて僅かなケースであるが、最高の2万円以上、3万円未満の2ケースを除いては、1万円前後に止まっている。長男、長女、および次男、次女以下の家族員について多くの多くは1万円以上、2万円ないしは3万円程度に止まる場合(その他の家族員男子のみ)が多い。

ウ) エンゲル係数にみた特徴

つぎに、飲食費の世帯収入に対する割合についてみると、つぎの特徴が示されている。すなわち、その多くは60%以上、85%程度の飲食費への支出をみる。また、60%以下の支出状況は、両地区を通じて約45%程度にとどまる。したがって地区のエンゲル係数は、極めて高いことを特徴としている。(表ス7参照)

ロ) 耐久消費財所有状況

地区の耐久消費財所有状況について、電気洗濯機、冷蔵庫、扇風機、自動炊飯器、自転車、単車、ミシン、およびコタツを含む暖房器の八点からみる。(表ス8参照) 全体を通じて60%以上の所有率がみられるものについては、自転車(81.7%)

表27 世帯支出における食費の占める割合

世帯 %	4999円以下	5000円	5999円	6000円	6999円	7000円	7999円	8000円	8999円	9000円	合計
30							1	2			2
40							1	6			7
50							3	19			22
55							3	19			22
60							3	19			22
65							3	19			22
70							3	19			22
75							3	19			22
80							3	19			22
85							3	19			22
90							3	19			22
95							3	19			22
合計							3	19			22

電気洗濯機(69.0%)、ミシン(75.5%)、扇風機(69.4%)、自動炊飯器(65.5%)などであり、東国分の場合にはことにそれらの所有者の

数が多い。これに対して、冷蔵庫(22.7%)、単車(35.4%)の所有率は低く、また、古和田地区の場合には、それ

らの所有率が少い。したがって、耐久消費財の利用状況は、東国分地区に、やや高いという傾向が示されている。

ウ 新聞・雑誌・ラジオ・テレビの購読・聴視状況

(イ) 新聞、両地区を通じて、全体の約75%が新聞をとっている。「時々購読する」わずかなケースを除いて約22%程度が新聞をよまない。

(ロ) 雑誌を定期的に購読するケースは、全体の13.5%にとどまる。すなわち、大部分が購読せず、また、42.8%程度に、時々購読するという状況が示されている。(表29参照)

表28 耐久消費財所有状況

品名	あり	なし
電気洗濯機	83) 150 (170)	32) 71 (110)
冷蔵庫	33) 52 (227)	88) 177 (223)
扇風機	81) 159 (694)	31) 70 (206)
自動炊飯器	81) 150 (655)	31) 79 (245)
自転車	100) 197 (217)	22) 42 (182)
単車	53) 99 (284)	59) 121 (465)
ミシン	82) 128 (256)	20) 56 (224)
映画機	37) 117 (511)	85) 102 (489)

Ⅳ ラジオ

ラジオの普及率は、古和田にやゝ高く、東国分は、62.3%。古和田は85.0%の所有率を示している。

表29 新聞・雑誌購読状況

事 項		実 数	比 率
新 聞	とってない	25) 51	22.3
	時々買う	4) 5	2.2
	とっている	96) 173	75.5
計		122) 229	100.0
雑 誌	とってない	45) 100	43.7
	時々買う	49) 98	42.8
	とっている	8) 31	13.5
計		102) 229	100.0

Ⅱ) テレビ しかしながら、両地区を通じてテレビの普及率は極めて高い。すなわち、テレビをもたない世帯は、全体の1.7%程度しかみられない。また、テレビの東国分地区における所有率は86.8%であり、また古和田地区のそれは84.1%となっている。したがってラジオの所有率を両地区とも上まわり、また、テレビ所有については、ラジオに代って、東国分地区により、

多く認められる
(表30参照)

以上を通じて
みたように、両

表30 ラジオ・テレビの有無

事 項		実 数	比 率
ラ ジ オ	あ る	85) 147	72.9
	な い	40) 54	23.6
	解 答 な し	6) 9	3.5
	計	122) 229	100.0
テ レ ビ	あ る	106) 196	85.6
	な し	12) 29	12.7
	解 答 な し	4) 4	1.7
	計	122) 229	100.0

地区の生活水準は、その優劣がつかない。すなわち、エンゲル係数は高く、また、その経済的水準は、家族的就労による複合的な収入形態に依存する場合が多くみうけられた。しかも、家族費に較べて収入額は高いとはいえず、さらに収入形態は年間の農業収入に主として依存するという状況が示されている。

地区には、現在一般日雇に従事する人口をみないが、生活保護世帯は、両地区を通じて各々3ケースみられる。すなわち、両地区を通じて生活扶助世帯は2ケース、医療扶助受給世帯は1ケースみられる。一般地区の保護状況との比較をみると、前者の100に対して、同地区では、34%に止まる。(一般世帯=生活扶助34世帯、医療扶助15世帯) また、各種貸付制度の利用をみると、下記の通りである。(昭和35年以後、3年間の実績)

昭和35年度 医療資金貸付 1件 (償還済)
昭和36年度 同 右 1件 (償還途中)
昭和37年度 身障者更生資金 1件 (同 右)

なお、一般地区との利用の比較をみると「昭和35年度には、医療資金貸付1、生活資金貸付5 昭和36年度 生活資金貸付2 医療資金貸付1。昭和37年度 医療資金貸付2

見障者更生資金、住宅資金ノ」となっており、その種別や件数は多いが、人口比率からすれば、それ程変りはないことも付記しておく。

VII 教育水準

(1) 学校教育の現状

対象地区における小学校は、1校（池田小学校）と中学校1校（打田中学校）が地区児童の通学学区となっている。まず、東国分地区についてみる。小学校の場合、児童総数563名のうち、地区児童数は男31人、女36人、合計67人であり、全体の約1割が該当する。学年別には6年=21人、4年=15人、5年=12人と高学年にその地区児童数がより多く生まれている。当小学校では、地区児童をクラス別に特に考慮してその人員の配分を決定していないが、ほぼ、全クラスに均等な地区児童の割合がみられる。また、地区児童について、未、不就学児童、長期欠席児童は全くみられない。

地区児童の成績について、学校の担当教員からえた所見をみると、つぎのとおりである。すなわち、学科に対する評点（5点制）について全児童数に対する地区児童数の割合をみ

ると、5=13% 4=12% 3=14% 2=14%

1=8%となっている。（この割合は例えば、国語5の者が学校全体で48人であるが、その13%は地区児童数という方法で全学科についてそれをみたものである。）したがって以上の事実から（1）各学科の評点共平均して13%前後あるから「普通」であるといえる。（2）また、平均評点1の児童は少い。（3）したがって全体的には「成績は良好」すなわち「中の上」と評価されている。

これに対して、古和田地区の児童についてその特徴をみる。東国分地区と同様に、未就学、長期欠席児童は認められず、また、当地区の地区児童数もまた、全体の約1割程度を占めている。クラス別人員配分についても特別の考慮ははられていない。しかしながら、地区児童の成績については、東国分地区の場合と比較して多少の差が認められる。すなわち、評点5=6% 4=13% 3=8% 2=12% 1=3%となっている。その概況についてみると（1）評点5および3の児童数が少く（2）逆に評点1の児童数が占める比率は極めて高い。（3）したがって、全般的に成績が悪く「中の下」と評価されている。

(2) 就学育英資金状況

就学育英費金をうけている者は、一般児童ノ5人に対して、地区児童の場合、東国分地区2人、古和田地区の場合ノ3人がそれを充てている。また、ノ人当りの平均額は池田小学校の場合、ノ年に約6000円である。他方各種補助について具体的にその内容をみると、その種目は、
 (一) 教科書一平均額700円
 (二) 学用品一平均額1100円
 (三) 修学旅行一平均額1000円
 (四) 衣料費一平均額250円
 (五) 給食一平均額3000円、となっている。それらの扶助をうけている児童は東国分地区の場合平均2人(ただし、修学旅行についてはその該当者はない。)となっており、また、古和田地区の場合、平均10人(ただし、修学旅行の場合全体で5人のうち2人がそれに該当する)となっている。

④ 同和地区児童への教育、指導効果と方針

まず、従来の教育動向をみると、池田小学校の場合、主としてつぎの方法を採用している。すなわち、
 (一) 家庭訪問、
 (二) 家庭調査、
 (三) 地区落英会などの実施、
 (四) 毎週ノ回の子供会開催とその振興、
 (五) 集団登校の実施、
 (六) 個別指導、
 などがみられた。当校における指導上の留意点をみると、つぎの点があげられている。すなわち、
 (一) 正しい人間関係や自己のあり方を考えさせる。
 (二) 明るく心で生きる。
 (三) 自分を

大切にする。
 (四) 人の気持ちや立場を考える。
 (五) 暴力を否定し、話し合いによる解決問題と正しく取り組む。
 の5点がこゝにとりあげられている。また、教育指導の方針については、
 (一) しゃべらない子
 (二) すずんでやる子
 (三) いたくましい子
 (四) 明るい子
 (五) 考える子
 (六) しんの強いすじの通ったしっかりした子、
 をあげそれにそつての教育指導がなされている。東国分地区の場合、同和教育において、具体的な効果を認められる点は、協調心ができたこと。また、学業成績が全般的に向上したこと、などがあげられる。また、古和田地区については、特に子供会や集団登校などによつて、協調心ができた点もあげられる。両地区の児童に対して、教員はこゝに家庭作業、家庭学習などを積極的に実施できるような方向を与えている。

また、同和地区児童の非行犯罪などに関する状況はこゝにとりあげられる事項はない。この点は担当教員の所見において、こゝに古和田地区の場合家庭学習、指導などにより、その問題が少くかつ防止できることを指摘している。警察関係の非行犯罪概況の調査でも昭和36年から37年にかけて、成人犯罪件数58、非行犯罪件数41件が打田町全体を通じてあげられている。ただし、地区人口の非行犯罪件数は成人犯罪が36年中に多少みられたが児童、青少年の場合は全く認

められない。警察関係の資料によれば、「終戦後の生活程度が不安定な時代には、非行犯罪件数も地区内にかなりみられた。ただし、農地改革以後は非行犯罪件数が激減し、最近では殆んどみられない」と報告されている。したがって、児童青少年の問題行動は最近に至ってほとんどみられないといつてよい。

(4) 中学校における概況

打田中学校は地区から約500メートルはなれた東大井地区にある。児童総数は男433人、女394人であり、そのうち、東国分地区の児童男24人、女27人、古和田地区の児童男27人、女23人が含まれている。小学校と同様にここでも地区児童をクラス別には区別していない。東国分地区児童には、未就学長欠児童をみないが、古和田地区の場合、長欠児童が男女各々ノ人みられる。その理由として、(1) 本人に学習の意欲が全くない、(2) 父母の教育に対する無理解、(3) 貧困の3点があげられている。したがって長欠児童は全校で2名。しかし、それは古和田地区出身の児童であることに留意すべきである。

また、地区児童の成績についてみると、東国分地区の場合、「中の下」に属する児童も比較的多いが、「上」ないしは「

中の上」の者も比較的多い。これに対して、古和田地区の場合上位の成績を示す者はきわめて少く、多くは「下」ないしは「中の下」に集中している。したがって一般に古和田地区の場合、児童の学力低下がうかがわれる。

また就学育英資金を受給している者は、東国分地区の2人に対して、古和田地区の場合ノ人もみられる。全校で23人のうち、約5割が古和田地区児童による者である。その額はノヶ月ノ人当りの平均額2,000円である。他方また、各種の補助について(1)教科書—平均額500円、(2)学用品—平均額1,000円、(3)修学旅行費—平均額2,000円の3種の補助が示されている。ここでも東国分地区の児童の2人であるのに対して、古和田地区の児童は7人がそれぞれの扶助をえている。

同和地区児童への教育指導の実績としては(1) 家庭訪問などにより、できるだけ長欠児童をださないように努力すること、(2) 子供会を通じて集団生活に慣れさせること、などがあげられている。また、指導上の留意点として地区外、地区内の児童が相互に近接になるよう努力が求められている。これは、打田中学校が合併後の日が浅いので、とくに留意されている点である。また、教育指導の方針としては(1) 皆で協力すること、(2) 自由に話合いができるようにすること、などの自

主性、積極性の示されている。担当教員の報告によれば「子供の要求をできるだけ聞いてやり、能合う場を作ることによって、最近非行が少なくなったこと。また、言葉づかいがよくなったこと」などがあげられている。

⑤ 卒業後の進路状況

古和田地区の場合、進学したケースは、昭和37年度卒業生、男3人(60%)、女4人(72%)であり、また、東国分地区の進学のケースは男6人(86%)、女9人(100%)となっている。また、就職のケースには、古和田地区の男2人(40%)、東国分地区の1人(14%)がみられる。また、進学、就職のいずれもしない女子が古和田地区に1人みられる。したがって東国分地区には、古和田地区よりも進学率は高く、就職率の低いことが特徴としてあげられている。

⑥ 親の子に対する教育への期待

まずここで、家族員の学歴についてみるとつぎの結果が示されている。すなわち、世帯主、配偶者の多くは、高等小学校ないしは、小学校卒業の義務教育程度の学歴に止るケースがきわめて多い。すなわち、世帯主の約84%、配偶者の約82%がこれにあたる。また、旧制中学校、高等女学校の卒業生もわずかに認められるが、大部分がそれ以内の学歴に止

っている。また、世帯主配偶者の両親については、さらにそれ以下の学歴に止るケースが多い。それに対して、長男、長女については、多少共、義務教育以上の教育年限を経ているケースが多いといえる。例えば、長男については約25%、長女については、約26%がこれに該当する。ただし、ここで留意すべきことは、未就学が多い点である。ことに世帯主や配偶者あるいはその母親などについては、義務教育過程における中退を含めて、就学の経験をもたないケースが多い。(表31参照)

つぎに、これらの親について子供の義務教育終了後の希望をみると、つぎの結果が示されている。(表32参照)

表31 世帯主 配偶者および家族員の学歴

	世帯主	配偶者	父	母	長男	長女	その他の家族員		合計
							(男)	(女)	
未就学	3) 15 (66)	2) 6 (32)	3) 3 (33.3)	2) 23 (62.2)	3) 17 (16.4)	13) 26 (26.0)	13) 31 (16.2)	9) 15 (9.0)	82) 136 (132)
小学校卒	55) 90 (99.3)	45) 62 (33.5)	4) 5 (55.6)	5) 10 (37.0)	13) 26 (26.3)	11) 27 (27.0)	23) 47 (25.4)	22) 43 (25.9)	195) 268 (299)
高小・新中	22) 102 (44.5)	28) 90 (48.7)	9) 1 (11.1)	2) 2 (5.4)	26) 46 (37.0)	14) 21 (21.0)	26) 62 (32.5)	23) 40 (36.2)	163) 204 (172)
旧中・高収新高	12) 16 (2.0)	12) 24 (12.0)			18) 27 (22.7)	18) 25 (25.0)	29) 40 (21.6)	33) 45 (27.1)	118) 179 (126)
旧商卒短大	1) 2 (0.9)	1) 2 (1.1)						6) 1 (0.6)	3) 5 (0.5)
新大・旧大	3) 4 (1.7)				3) 4 (3.4)	1) 1 (1.0)	3) 4 (2.2)	9) 1 (0.6)	6) 14 (1.4)
各種学校		6) 1 (0.5)					6) 1 (0.5)	9) 1 (0.6)	2) 3 (0.3)
合計	123) 229 (100.0)	125) 185 (100.0)	3) 9 (100.0)	25) 37 (100.0)	64) 118 (100.0)	62) 100 (100.0)	83) 145 (100.0)	82) 146 (100.0)	556) 1009 (100.0)

表32 子供の教育と就取について
(世帯主の学歴)

	男 の 子	女 の 子	未就学		小学校		旧小・新中		旧中・新高	
			男	女	男	女	男	女	男	女
進学させる	23) 87 (82.1)	51) 95 (88.8)	4) 5 (2.7)	4) 5 (2.7)	16) 24 (19.2)	13) 24 (24.2)	15) 46 (25.3)	12) 39 (21.4)	5) 8 (4.4)	5) 6 (3.3)
就取させる	8) 19 (17.9)	5) 17 (15.2)	0) 0 (-)	0) 0 (-)	4) 11 (30.6)	3) 12 (23.3)	4) 8 (22.2)	2) 3 (9.3)	0) 0 (-)	1) 2 (5.6)
合 計	31) 106 (100.0)	56) 112 (100.0)								

両地区を通じて、男女を問わず「進学させたい」とするケースがさわめて多く、就取を求める親は男子に対しては1/3程度、女子に対しては1/5程度にとどまっている。また、世帯主の学歴とのクロスを見ると、「未就学」の親の全てはとくに進学を求めていること。また、高専、高等学校以上の学歴をもつ親の全ては男子、女子の何れに対しても進学を子供に期待している。しかしながら、小卒、高小卒、旧中卒の一部の学歴をもつ親は、子供への就取を期待している場合がより多く認められる。進学理由について個々のケースから具体的にあげると、(1) 就取の為に一よい所に就取させるため、親以外の取業（身体的に取取をとりあげて）につかせたいため、就取に有利だから、就取の競争が激しいからなどの理由と共に、(2) 経済的地位の確立——よりよい生活のため、高給とりをするため、貧しさを経験させないなど、(3) 地域から転出するため——

旧高旧専		旧大新大		各種学校		合 計
男	女	男	女	男	女	
0) 1 (0.6)	0) 1 (0.6)	2) 3 (1.7)	0) 0 (-)	-	-	23) 182 (100.0)
0) 0 (-)	0) 0 (-)	0) 0 (-)	0) 0 (-)	-	-	13) 36 (100.0)

都市で切かせるため、この当りではたべられないからなど、(2) 差別されない——教育によって、身分や地位を確立させる。人から後指をさされないため、親せきに対して恥しい、世間一般から冷い目でみられないため、など——の理由があげられている。他方また、(3) 誰もが進学するので、この種の解答は非常に漠然としているが、などとにかく地域的な分結をとこうとする意志が多少とも認められる。

以上にみたように、当地区における学校教育は「小中学校が多少共同の問題に対して理解があり、しかも、地域全般の学歴階層は以前と較べてかなりの向上がみられる」と報告されている。すなわち、進学率は比較的高くなり、また、「非行犯罪件数も少くなり」同時に「児童の服装、言葉、態度にもその向上が察知できる」と報告されている（地区内各小学校、中学校へのアンケートより。） ただし、東国分地区に較べて、古和田地区には多少とも改善の余地が今に残されているといえよう。それは、学業成績や指導教官の留意点にも認めら

れたが、同時に生活程度の低さか、地区児童の教育効果に関しても影響を及ぼしているともみられるからである。

Ⅷ 社会福祉

(1) 公的扶助

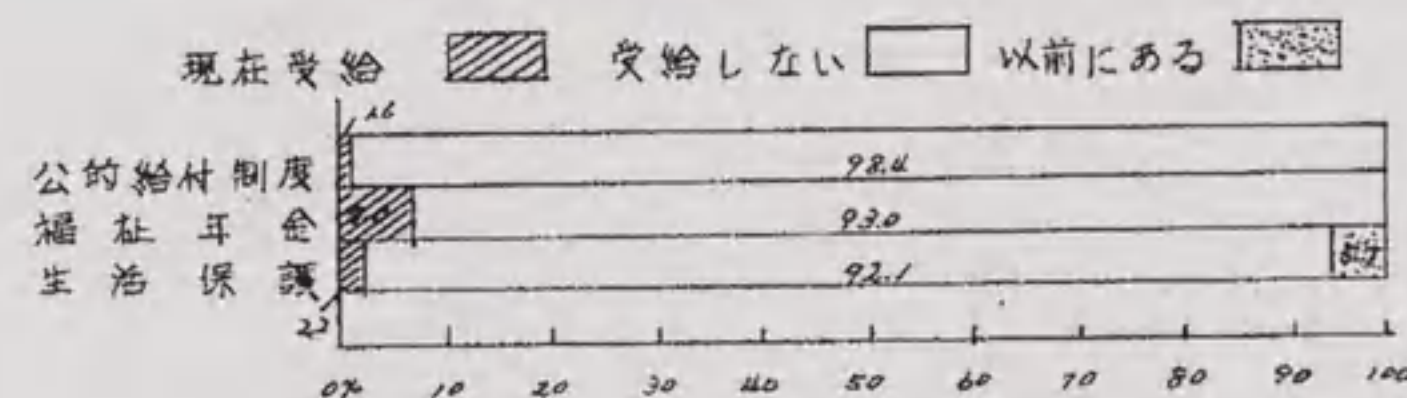
現在、東国分地区において、生活扶助を受給している世帯は2、医療扶助世帯ノであり、一般地区の保護状況との比較をみると、生活扶助世帯34、医療扶助世帯ノ5、計49世帯であり、前者は56%、後者は39%と多少とも地区保護状況が多く認められる。他方古和田地区に同じくみれば生活扶助世帯2、医療扶助世帯ノであり、同和地区人口に対する比率は59%で、東国分地区をさらに上まわっている。また、昭和26年以降の保護率の推移状況は地区内に関する限り殆んど変化は認められない。他方各種社会福祉における貸付制度の利用者を年度別にみるとつぎの結果が示されている。ただしこれは古和田地区にのみ示されている事実である。地区内の場合。

昭和25年度医療資金貸付 1件 — 現在償還の途中 —
 昭和26年度医療資金貸付 1件 — 現在償還の途中 —
 昭和27年度身体障害者更生資金貸付 1件 — 償還途中が示

されている。

しかしながら、調査時点では、生活保護を現在受給している世帯は5、公的貸付制度を利用する世帯は4みられる。また、以前に生活保護を受給した経験のある世帯は13ケースみられ、そのうちの10ケースは古和田地区の世帯である。老令年金、身体障害者年金、母子福祉年金などの福祉年金を現在受給する世帯は東国分地区の9、古和田地区の7、計16世帯である。生活保護の受給経験の推移は、かつて古和田地区により顕著に認められたが近年に至って次第にその数を少くしていることから、公的扶助の対象として選定される世帯は多少とも減じているとみることができよう。なお、福祉年金受給世帯のうち4ケースは世帯主は悪徳でありしたがって無拠出の受給者であることをつけ加えておく。(図20参照)

図20 生活福祉 (1)



(2) 社会保険加入状況

各種の社会保険加入状況についてみると、つぎの結果が示

表33 社会保険加入状況

	世帯主	配偶者	父 母	子 供	その他の家族員	合 計
健康保険	30) 44 (19.2)	7) 8 (4.3)	7) 12 (3.2)	47) 97 (17.2)	10) 15 (12.3)	85) 157 (15.3)
日雇保険	10) 10 (4.4)	2) 2 (1.1)	0) 0 (-)	9) 11 (2.5)	0) 1 (0.8)	21) 24 (2.3)
国民健保	68) 115 (50.2)	66) 109 (58.9)	28) 37 (8.2)	49) 174 (38.9)	28) 29 (59.8)	240) 548 (49.4)
国民年金	40) 65 (28.4)	39) 52 (28.1)	6) 1 (0.2)	5) 16 (3.6)	3) 7 (5.7)	77) 141 (13.7)
実 数	122) 229 (107)	185) 185 (85)	32) 16 (14)	245) 447 (202)	57) 122 (65)	556) 1029 (473)

※括弧()内の比率は、実数に対する割合である。ただし、世帯主を除く世帯員の加入率については、不明確なケースが多いのでこれを省いた。

なお心身の状況についてみると、世帯主の1/2、配偶者3/4、父母4/5、子供8/9、その他の家族員5/6計3/4ケースに何らかの障害の事実が認められ、主としてそれは長期療養を必要とする疾病・障害がふくまれていることを附記しておきたい。

(3) 地域福祉活動

対象地区におけるフォーマルな地域団体の種類をあげるとつぎのとおりである。すなわち、青年会、婦人会、子供会、区会、農業研究会(4Hクラブ)および、東目分地区の親和会があげられる。団体種別々にその活動状況の評面をみると

されている。(表33参照) まず火災保険については、その加入者は1割程度である。すなわち地区における住宅の大部分が持家であるのに較べればその加入率は低いといえる。また、生命保険の加入者についてみると、全体の約2割がこれに加入している。その加入者は子供、世帯主がより多く、ついで配偶者がみられる。なお、講組への加入は両地区を通じて全くみられない。

つぎに、健康保険については、世帯主が加入するケースは一般勤労者に限られたがってその割合は高いとはいえない。すなわち、勤務先の固定した世帯主の1/2、あるいは子供の1/3に健康保険(各種共済組合)の加入者はとどまっている。それに対して世帯主配偶者の加入は、国民健康保険の場合により多く認められる。すなわち、前者は50.2%、後者は58.9%の加入率が示されている。同様に子供の場合についても国民健保への加入率は38.9%と比較的高い。国民年金への加入者は国民健保の場合と同様に一般健康保険の加入に較べてより多く認められる。他方また、日雇健康保険への加入者は、古和田地区に全人口の2.3%みられる程度にとどまっている。ただしその子供の場合、この保険への加入は1/4ケースみられる。(表33参照)

つぎのとおりである。

(ウ) 青年団 — 東国分地区、古和田地区共に青年層の約40%がこれに参加すると報告されている。その活動目標は主としてレクリエーション活動を通じての仲間意識の向上にある。これへの積極的な参加は次才に減少し、困難な活動状況を示している。地区住居の参加は「中」と評価されている。

(四) 婦人会 — 東国分地区の場合、該当者の95%が、また、古和田地区の場合93%がこれへの参加をみている。その活動目標は主として生活改善、家庭教育の方法、婦人文化の向上、農業技術の修得などがあげられている。その評価は「上」とされている。

(ウ) 子供会 — 東国分地区、古和田地区を通じて、小学生95%、中学生80%の参加率が報告されている。その活動機能は、学習、体育、レクリエーションなどかおもなものであり、月4~5日、延べ時間月20~25時間がこの活動に当てられている。

(ニ) 区会 — 区会への加入は、自発的加入というよりもむしろ、その逆の場合が多いので、その参加率は当然高く、東国分地区の場合、95%、古和田地区の場合90%の参加者がみられる。これらは、必要に応じて参集し、相談がなされ

ている。それへの参加態度は「上」とされている。

(ホ) 農業研究会 (ムハクラブ) — これには両地区を通じて約90%の人間が参加している。しかもその評価は「上」とされている。

(ハ) 親和会 — 東国分地区のみにみられる。その参加者は満20才以上50才未満の親睦を中心として結成されている。約90%がこれへ加入すると報告されている。それへの評価は「上」である。

以上が、各種団体の側からみた地域福祉活動の実体であるが、個別調査を通じて、集団活動の機能を類別しその特徴をあげるとつぎの結果が示されている。

(ウ) 保健福祉活動 — 地区内においては保険福祉活動の多くは、害虫駆除、食生活改善、便所の改良などがあげられているが、これらの諸活動の実施について「知っていた者」は全体の約69%ないしはそれ以下である。また、それへの参加経験者は、全体の約50%以下にとどまっている。しかも、その参加の仕方は地域集団活動を通じてというよりはむしろ、ことに害虫駆除に限る限り個人別参加が大部分みられる点に留意したい。これらの保健福祉活動の推挙は実際には市・町を通じて、またその地区の婦人団体を通じてなされたも

のであるが、現実には婦人会の働きかけに応じて参加したものは僅少にとどまっている。(表34、35参照)

表34 保健福祉活動

活動事項 種別	知 識		参加経験		参加家族員				
	知らない	知っている	あり	なし	世帯主	配偶者	父母	子供	その他
(1) 害虫駆除	31) 72 (31.4)	21) 157 (68.6)	23) 116 (50.7)	49) 113 (49.3)	50) 23 (23.3)	17) 20 (13.3)	0) 0	2) 16 (9.1)	1) (不明) (1.4)
(2) 食生活改善	11) 187 (8.1)	11) 42 (31.9)	30) 36 (83.7)	11) 193 (8.2)	3) 5 (3.5)	32) 35 (32.3)	0) 0	2) 2	
(3) 厕所改善	11) 141 (5.8)	5) 8 (47.2)	3) 2 (69)	120) 227 (99.1)	0) 1 (0.1)	0) 1 (0.1)	0) 0	2) 1	

表35 保健福祉活動団体種別

	青年会	婦人会	老人クラブ	子供会	若妻会	市町村	農協	同業組合
(1) 害虫駆除		4) 12 (8)				17) 34 (29.3)		
(2) 食生活改善		2) 30 (28)				1) 2 (1)		
(3) 厕所改善		2) 2 (2)						

団体の種別は地区に応じて分類すること

表36 文化活動

	知 識		参加経験		参加家族員				
	知らない	知っている	あり	なし	世帯主	配偶者	父母	子供	その他
(1) 婦人学級	42) 89 (47.8)	80) 160 (61.1)	64) 110 (48.0)	57) 119 (53.0)	5) 6 (5.6)	58) 95 (37.3)		3) 8 (3.5)	0) 2 (2.0)
(2) 青年学級	106) 108 (89.8)	16) 34 (14.8)	2) 8 (3.5)	139) 221 (96.4)				2) 7 (5.7)	0) 1 (0.5)
(3) 4Hクラブ	50) 112 (44.6)	72) 117 (51.1)	0) 1 (0.8)	121) 228 (99.2)				0) 1	
(4) 婦人委員会	—	—	0) 1 (0.1)						

表37 文化活動団体種別

	青年会	婦人会	老人クラブ	子供会	若妻会	市町村	農協	同業組合
(1) 婦人学級		44) 104 (46)						
(2) 青年学級	1) 5 (1)	0) 1 (0)				0) 1 (0)		
(3) 4Hクラブ						0) 1 (0)		
(4) 婦人委員会								

(4) 文化活動 — 婦人学級、青年学級、4Hクラブその他の学習文化活動について、それを知っていた者は全体の約60%

ないしはそれ以下である。しかもそれへの参加経験者は48.0%程度に止まっている。これは婦人学級の例であるが、その他青年学級や講習会、学習会などへの参加経験者はさおめて僅かであり、3.5%にとど

まっている点にことに留意すべきである。

こうした文化活動団体への参加者の大部分は先の場合と同様に主として配偶者である。しかもそれは婦人会の働きかけによつてのみ参加したというケースがより多く認められている。(表36、37参照)

(4) 生産的活動 — 農業構造改善、土地改良、共同化などを課題として、地域集田活動の生産的活動内容が示されている。しかしながらこれについてすでに地域にこれらの活動があつたことを知っている者は、全体の24.4%程度に止まっている。また、それへ実際に参加した者は、全体の僅か約

参加の仕方	
個人	団体
52) 70 (18.7)	2) 46 (35.4)
3) 2	4) 34 (30)
0) 1 (0.1)	0) 1 (0.1)

学級	その他
	1) 2 (1)

参加の仕方	
個人	団体
0) 1 (0.1)	65) 109 (42.5)
	2) 8 (2)
	0) 1 (0.1)
	0) 1 (0.1)

学級	その他
	4) 5 (4)
	0) 1 (0)
	0) 1 (0)

2/ ケース (92%) しかもそれは大部分が世帯主による参加である。これらは主として市町村、婦人会などの働きかけによって、ごく限られた居住者の参加が得られたのみにとどまっている。(表38、39参照)

表38 生産的活動

	知らない	知っている	あり	なし	参加家族員					参加の仕方	
					世帯主	配偶者	父母	子供	その他(不明)	個人	団体
農業構造改革	98/93 (1750)	32/22 (244)	11/21 (92)	111/97 (918)	8/17	2/2		1/2		3/2	2/19

(注) ①、②、③には地区における具体的な地域活動種別を記入する

表39 生産的活動団体種別

	青年会	婦人会	老人クラブ	子供会	若妻会	市町村	農・漁協	同業組合	労働組	その他
農業構造改革		3/3				6/15				0/1(不明)

以上にみてきたように、地区における生活保護や貸付資金利用状況などからすれば、いわゆる低所得階層の沈没は顕著には認められない。地区人口の職業構成や生活水準の部分でもみたように、顕在的な失業人口は具体的には明示されていない。しかも地区の生活環境は以前と較べて部分的にはあるが、多少とも改良が積みかさねられてきているといえる。

しかしながら他方、地区住民の側からの福祉活動に対する積極的な努力はどれ程顕著にはうかがうことはできない。例え

ば、各種の地域活動を通じての問題解決は形式的には既存の集団による改善への努力が積み重ねられているとはしても、実質的には住民の側の自主性は殆んどみられない。これは集団活動への消極的な参加態度、あるいは地区の問題への積極的な配慮、認識ないしは現実の活動に対する無理解などからも察知することができる。これらは集団活動の機能そのものにも問題があると共に、その指導者による今後の活動が期待されている。

Ⅴ 同知行政と財政

打田町は、和歌山県の北端にあり、大阪府に隣接していること。また、穀倉地帯であることは、前章で示されたとおりである。(附図A参照) 当古和田地区は本町の中央部よりやや西に位置し、また、東国分地区も同様に、打田町とともに西南部にある。さきにもみたように地区の物的環境はその生活環境とともに、劣悪な状況にあり、地区人口の流出は和歌山市、大阪市方面への転出者が多い。ただし、日常生活の面でことに昭和36年を境にして、電化が進み、文化水準の向上が次々にみられることが報告されている。

同知行政についてみると、県同知委員会の地方委員九名に

よって構成されているが、これに人権尊重推進委員15名が
年々定期的に会合をもち、つぎの問題を協議している。す
なわち、(一)同和行政、(二)同和運動、(三)同和教育、(四)同和地
区の環境改善、(五)同和地区の経済対策などの協議研究である。
打田町予算としては、地方改善事業約90万円、およ
び人権費等7万5000円が計上されている。また、主として、
教育関係として、すなわち青年学級、婦人学級、公民館、青
年団、婦人会などの町単位としての活動や、子供会などの地
区単位の組織に専従者1名、運営委員12名、指導員8名が
担当し、これらに助成推進を計っている。

(2) 地方改善事業

昭和24年以降の地方改善事業は、つぎのように進展して
きている。まず、古和田地区についてみる。

昭和24年度の事業種目としては、「共同作業場設置」が
なされ、その後、同25年＝「道路改修」、同26年＝火葬
口およびその附属建物の設置、同28年＝「道路舗装」、同
29年＝「排水溝改修」および「簡易上水道設置」－同年の
事業費は前年度を上まわる県費補助以外に国庫補助をうけて
いる。昭和33年＝「子供会館建設」、同34年＝「住宅
建設」－これについても国庫補助をうけている。－および「

道路改修」同35年＝「住宅建設」－同年には才二種木造住
宅10戸が建設されている。また、県補助以外に国庫補助を
もうけている。

他方、東国分地区については、つぎの経過がみられる。す
なわち昭和26年＝「共同浴場」、同27年＝「道路改修」、
同28年から33年まで(ただし、32年度を省く)＝「排水
溝改修」、同34年＝「道路改修」、同35年＝「住宅建設」
－県補助以外に国庫補助をうける。当時10戸を新設する。
同36年＝「共同作業場の設置」および共同浴場、災害復興
－これらの種目については県補助の他、国庫補助をうける。
－および、共同浴場附帯工事、同37年＝「下水の整備」
－国庫補助あり。などが地方改善事業の主な内容としてあ
げられている。なお、これについての事業費、県費補助、国
庫補助の内訳は、つぎに示したとおりである。(表40参照)

表40 地方改善事業実施一覧(単位千円)

古和田地区					東国分地区				
年度	事業種目	事業費	国庫補助	県費補助	年度	事業種目	事業費	国庫補助	県費補助
昭和24	共同作業場設置	245	—	122	26	共同浴場 ロカ工事	264	—	132
25	道路改修	465	—	279	27	道路改修	300	—	160
26	火葬口及附属建物設置	431	—	144	28	排水溝改修	440	—	220
28	道路舗装	300	—	150	29	〃	550	—	275

29	排水溝改修	520		310	31	排水溝改修	606		323
30	簡易下水道敷設	800	120	210	33	4	336		168
30	+	2,580	1,180	700	34	道路改修	170		50
33	子供会館建設	600		200	35	住宅建設(10戸)	2,360	1,573	393
34	住宅建設	4,719	2,988	787	36	公共施設設置	600	401	100
+	道路改修	1,995		948	+	公共浴場 災害復旧	1,180	320	
35	生宅建設(=住宅 10戸)	2,360	1,573	393	+	公共市場 附帯工事	152		77
	-	-	-	-	37	下排水改修 工事	788	394	197
合計	-	14,935	6,161	4,183	合計		7,048	3,187	2,065

附記 昭和34年度住宅建設(2種水道20戸)は全町下井坂
赤原に建設

他方、社会教育に関しては、昭和38年度予算をみると、
つぎのとおりである。すなわち、子供会助成費 84,000円、人
権尊重促進費 135,000円 合計 219,000円である。社会教
育に関する委員会の構成は議会関係、各種団体代表、学校長
教育長、教育委員および学識経験者から構成されている。

なお、和歌山県那賀郡打田町における同和行政の過去の実
績をみると、つぎのとおりである。すなわち、その歳出(款別
経費分類)をみるとその主なものとして産業経済費、土木費
(道路橋りょう費を含む)などに費されている。また教育費
は、昭和31年度=23% 昭和32年度=55% 昭和33
年度=56%の割合で分類されている。また保健衛生

費としては、昭和31年の6.6%から、昭和32年=1.7%、
昭和33年=1.4%と次第に減じている。(新町建設基礎調
査書、県那賀郡打田町刊 267頁参照)

(3) 税の負担状況

打田町の町民税は、つぎの基準によって設定される。すな
わち、昭和31年度=個人分としては、一人当 均等割200
円、調定額662十円、徴収率約89%となっている。また
所得割については、税率4/100で、調定額9322十円、徴収
率90%である。また、法人分としては、均等割11法人に対
して税率1200円、調定額13十円であり、徴収率54%。ま
た、所得割21/100で、調定額67十円 徴収率91%である。
その他固定資産税の税率は14/100(土地、家屋、償却資産)
木材取引税、税率1/100、入場税 3/100、タバコ消費税 1/100の割
合がしめされている。これらの課税標準は、昭和32年以降
かなりの変化がみられ、また、税率についても、個人別の所
得割、あるいは法人分の均等割、木材取引税、タバコ消費税
などにその違いが伺える。昭和37年度の状況についてみる
と、別表に掲げたとおりである。

市町村歳については、その歳入目的は、主として学校建設
事業、六、三制整備費、道路改修事業、公共土木事業の他

災害援旧事業、土地改良事業、農業施設災害援旧事業、文教施設災害援旧事業などがあげられている。その他、退職手当資金、役場庁舎建築事業費などもみられる。さきの河川、農地などの災害援旧の他に、簡易水道新設、町営火葬場建築などもあげられることを附記しておく。

(これらは、新町建設基礎調査書 コア4頁—コア8頁参照)

(4) 住民の生活欲求

(A) まず、現在の生活環境について、地区住民の欲求をみると、つぎの点があげられる。東国分地区の場合、最も顕著な不満、欲求は結婚問題について示されている。例えば「子供の結婚に不安である」(7件) — 結婚時における配偶者選択とその差別に向する懸念、「~~一~~一親部落との結婚を自由に」(3件)、「養子にきてくれる者がいない」(2件)があげられている。また、「子供がなくて老後が心配」「長男との別居を求める」「精神病に困る」「家族関係の不和」などの家庭問題についても多くの苦情が示されている。しかしながら、これは、「生活困窮」(7件)による場合が多く、ことに、「生活扶助金の増額」「物価を安く」(24件)「育英資金がほしい」(7件)「税金を下げてほしい」「より高い収入を得たい」などの生活安定を求めるケースも

また比較的多くみられる。これに関連して、「園芸、農業の普及を求める」「農業技術の改善」「販を安定させたい」(2件)「工場誘致の促進」「低利資金の融資を簡単にしてほしい」「母子家庭の優遇」「授産場の設置」などの地区の振興問題、産業振興などへの関心かより高く示されている。他方また、「就職で地区差別をなくしてほしい」「就職に際して学科試験を重くみてほしい」「子供の進学就職を自由にさせてやりたい」(3件)などの、ことに就職との関連における問題もあがられている。また、家族的就労による事情は、「完備した保育所の設置」(4件)「保育料の引き下げ」などに求められている。また地区の物的生活に対する不満は「道路のほ装完備拡張」「個人住宅の建設」(6件)「公営住宅の設置」(3件)「上水道の完備」「災害援旧の迅速化」「下水道、水路の開発」(4件)などがあげられている。また、保健衛生に関してもかなりの不満が示される。例えば、「医療扶助制度の緩和」「身障者福祉の増進」などが主なものとしてあげられる。つぎに、古和田地区の住民についてその生活欲求をみる。ここでも結婚時における差別の不安は、ことに顕著に示されている。(11件)

また、家庭不和も認められると同時に、子供の育児、教育に

関する関心もかなり高く示されている。例えば「育英奨学資金が欲しい」(5件)「より有利な子供の就職を求める」(5件)「子供のしつけに困る」「子供の進学が自由に」(5件)「高校全入」(2件)「子供の将来に不安」(7件)「子供に十分な教育ができない」(2件)のほか、「保育所の設置」などがあげられている。さらにまた、現在の転業や地区産業の問題についてもかなりの不満がみられる。例えば、「収入の不安定」「安定した収入がほしい」(6件)「農業政策を堅持してほしい」その他、「農産物の価格安」「経営規模の縮小に伴う生活困難」「経営の合理化」(2件)「貸付資金の借用」などがあげられている。また、医療費の面にもかなりの生活困難がうかがわれ、「医療扶助を求める」「治療費の半自己負担が苦しい」などがあげられている。地方、地区の物的状況に関しては、「下水道の完備」「県道路舗装工事完備」「通勤バス増発」「便所の完備」などが求められるとともに、ことに、「公営住宅の増築」(24件)あるいは、「一般地区への居住を求める」というケースもかなりみられる。以上を通じてことに結婚、子供の教育に関しては差別事象との関連から地区住民の認識、関心が高く、また、それに関連して親の転業や、家族間との同居を極端に嫌

みケースもみられる。その他、地区の物的環境に対しては、地区住民が共通してことにその改善を求めるという積極的な主張が個々のケースからうかがえた。

地方、町や県、国などの行政当局に対する希望として、より多くの不満が個々のケースにおいて示されている。これらは主として、東国分地区の場合「道路舗装完備拡張」(48件)「共同浴場の新築」(22件)「シマネギ貯蔵庫の設置」(14件)「工場誘致」(10件)「保育園の設置」(11件)などの地区における物的諸条件に関する希望が極めて多い。ことに、「産業上の施設を増してほしい」ないしは「生産物販売公設市場の設置を求む」(4件)「産業保護などを通じての地域改善計画を積極的に求めるケースがさわめて多い。またこれと並んで、「公営住宅の新設」(11件)「住宅建設のための低利貸付資金」(7件)「交通の便をよくする」などにもより多くの希望が示されている。また、医療や教育の現行の制度に不満をもち、その改善を求めるケースが比較的多い点にも留意すべきである。

地方、古和田地区についてみれば、より具体的な対策の内容については、「道路の幅員を広げる」(52件)「水道完備」(44件)「ゴミ捨て場の設置」(23件)が主な希望

としてあげられている。その他、「住宅改善」(16件)「農業経営の改善」——とくに指定地としてその意見をとりあげてほしい。あるいは自己負担金を国が支払うようにしてほしいなどを含めて——(10件)「害虫の駆除」(6件)「青果資金の強化」(6件)などもあげられている。地方また、県や国に差別をなくすよう行政的措置をとってほしいとする希望が極めて多く、全体の74.4%のうちにその主張がみられる。したがって以上のことから、古和田地区の場合についても、結婚、子供の教育、職業選択などの問題が地区の差別事象との関連において指摘できる。ただし、同地区では、地区への特定産業の新設や導入が地区住民によって積極的には求められていない。

地区住民の欲求においても明きらかにされたように、現実には生活保護世帯が少いとしても、かなり、経済的には低位にあることが理解できる。例えばそれは、医療費の負担を切実に求めるケースが多いこと、転居や職業選択の自由、職業補導、農業技術の改善を求めるケースが多いことなどからも察知できよう。地方また、狭でみる差別経験との関連からも理解できるように、例えばそれが表面的には直接あらわれないとしても結婚、出産を通じてかなり地区住民にとって、深刻

な問題を提起している点に留意すべきである。また、地区改善事業が今日に至るまでかなりの進展が認められるとしても、なお、道路、交通、住宅、社会福祉施設、校舎の整備、新設、拡充が求められる余地が多分に残されている点をこゝに附記しておきたい。

Ⅱ 部落問題意識

(1) 社会意識

地区住民の一般的な社会意識を「伝統(前近代的)的態度——近代的態度」の指標から以下にあきらかにする。その設問は、(1)地元の神社、寺などの伝統的行事 (2)冠婚葬祭 (3)身分、社会的地位 (4)義理人情に関する態度意識を中心にみたものである。なおその社会意識を地区外住民の一般的な意識との比較においてみることにしたい。

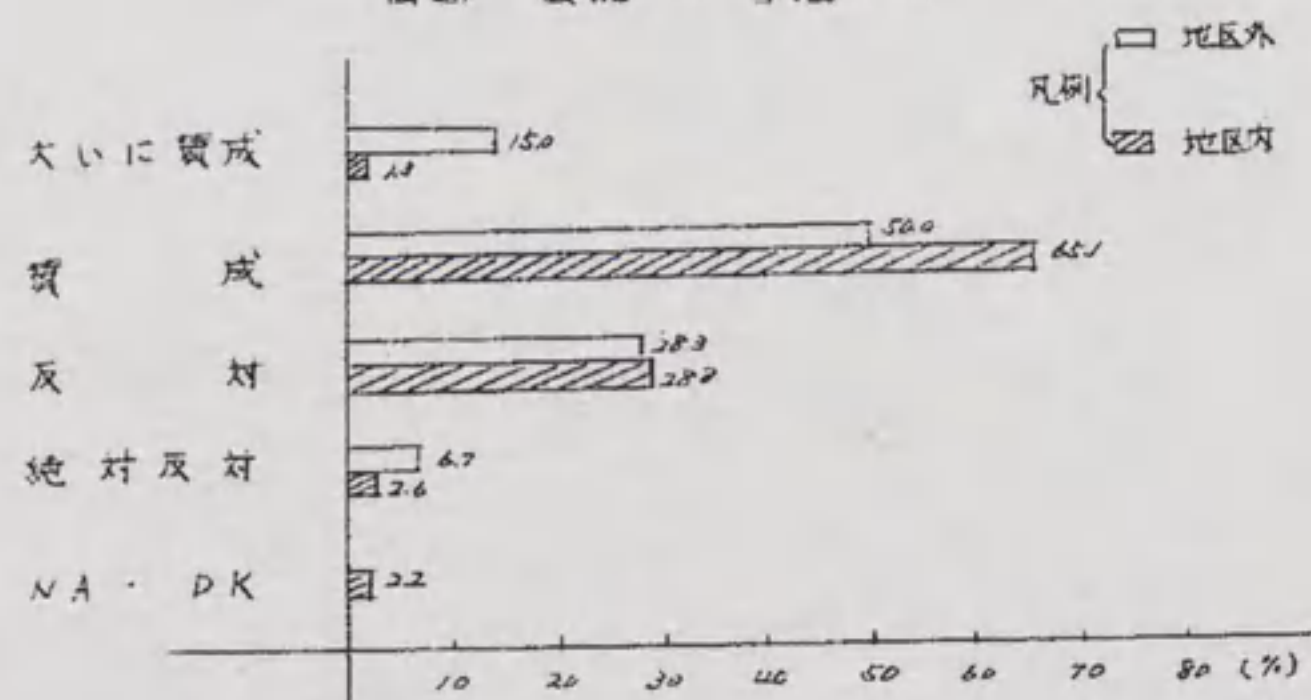
A 伝統——合理——神社、寺

まず、「地元の神社やお寺などの昔からの行事や伝統を今日でも残しておきたい」とする意見に賛成する者の割合は地区内居住者の場合(積極的な賛成は少いがそれを含めて)全体の約66%も占めている。それに対していぜんとして伝統的態度を固執する者、すなわち「行事、伝統をでさるだけ残

したい」とする者も比較的多く、全体の約3/4を占めている。こうした態度は地区外周辺の人口についてもほぼ同様の傾向が推察できる。例えば、合理的態度を示す者は65%、伝統的態度を固執する者は35%という割合が示されていることから理解できよう。(図21参照)

社会意識

図21 伝統 — 合理 --- (1)

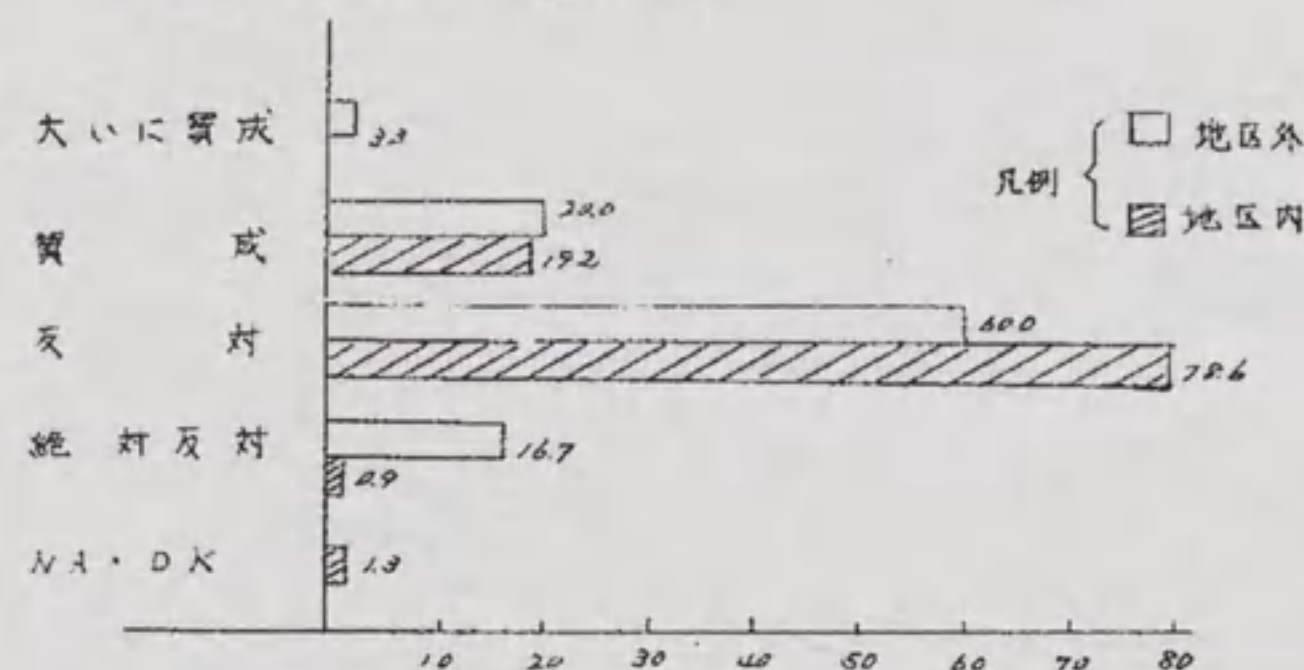


8 伝統 — 合理 — 冠婚葬祭

同様に、地区住民の伝統 — 合理的態度を冠婚葬祭などの意識についてみるとつぎの結果が示されている。この場合、これら簡素化を消極的ながらも求めるというケースは、地区住民の場合78%の者がみられる。それに対して地区外住民の場合は積極的に冠婚葬祭における合理化 — 簡素化を求

めるケースが多く、地区内の約9%に対して、地区外の場合約1/4の割合が示されている。しかしながら他方、「今日でもそれらの儀式は盛大にやることが望ましい」とすることを積極的に求めるケースは地区外住民の場合比較的多く、地区内住民を上まわっている。(図22参照)

図22 伝統 — 合理 --- (2)

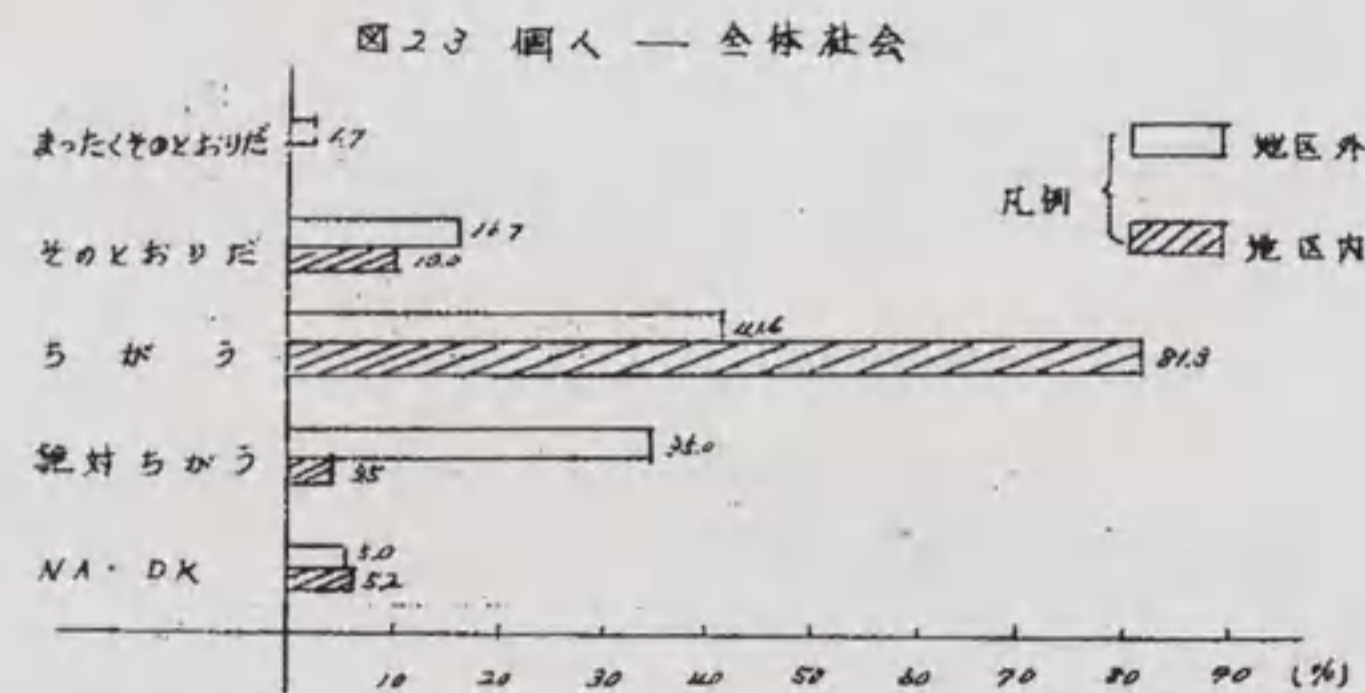


C 個人 — 全体、社会 — 身分、社会的地位

貧富の差についてそれを「個人の能力に基づくか、あるいは社会的地位、身分によってすでに規定されたものであるか」ということについて地区住民の意見をみる。多くの場合、後者の「ある程度運命づけられたもの」あるいは「社会的責任」への志向を示すケースが多く、全体の80%を占めている。ただしその態度は消極的であるといえる。それに対して、地

区外住民の場合、積極的にその社会的責任を認めるケースが多く、同様の意見を示した約77%のうち、それは35%を占めている。地方、「個人の能力」「勤怠」などによる個人の責任にその原因を積極的に求めるケースは地区内の場合、比較的少ないが、地区外住民についてはより多く認められる。

(図23 参照)

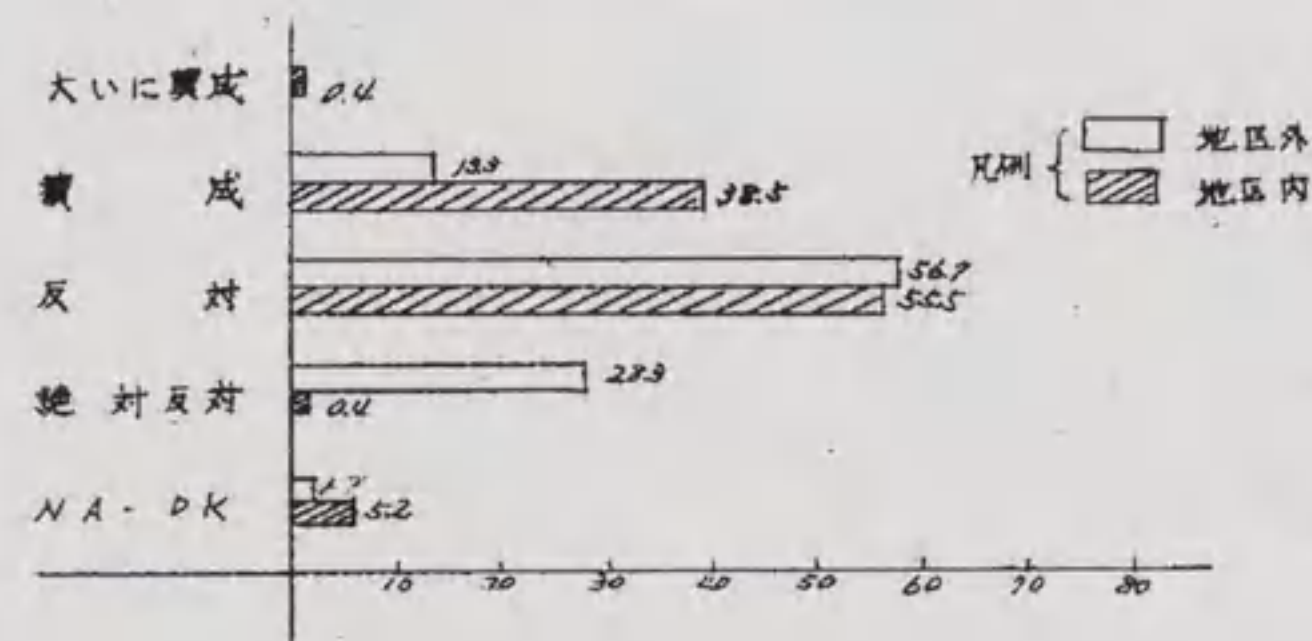


近代 — 前近代 — 義理人情

最後に義理人情などの前近代的態度についてこれに同調する者をみると、地区内住民の場合、地区外に比べてきわめて多くの割合が示されている点に留意すべきである。すなわち、約79%にこれらの「義理人情」という前近代的態度がみられる。地区外住民の場合はわずか13.3%に止っている。ま

た、義理、人情を積極的に否定するケースは地区外住民の場合、約28%もみられるのに対して、地区内住民の場合わずか1ケース (0.4%) にとどまっている。(図24 参照)

図24 近代 — 前近代 (義理人情)



以上に、みたように、対象地区が農村地区であり、しかも、地区人口の定着性、地元意識が比較的高いことから、地区内外の住民に共通してある程度伝統性にもとづく、非合理的、前近代的態度が認められることは事実である。しかもこれは、世帯主の年齢階層、職業階層、あるいは生活程度の差異に応じて、有為な差はそれ程明確には認められない。しかしながら、一般的に地区住民のケースに伝統的、非合理的な態度を示すケースがみとめられ、ことに義理、人情などを重視する傾向は地区外住民の場合より顕著であつたことも留意してお

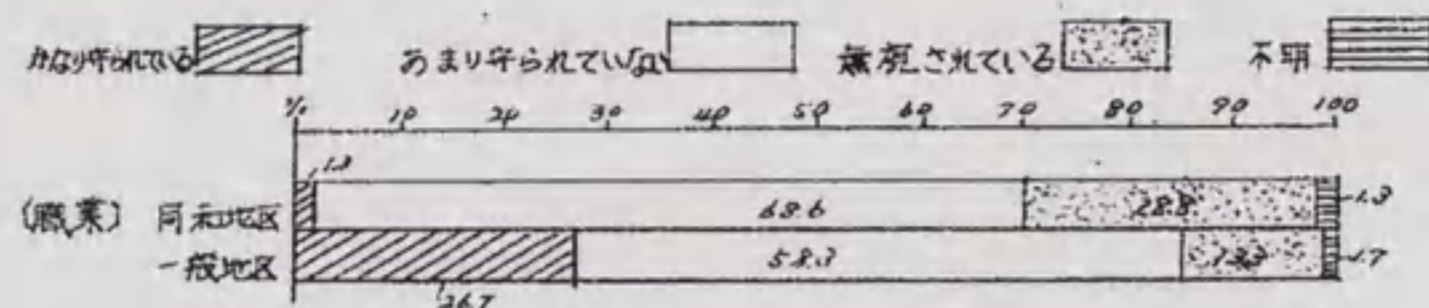
きたい。

(2) 人権意識

A 生れ、職業

「人は生れや職業によって差別してはならない」という身
分、職業に関する人権意識をみると、つぎの特徴が示される。

図25 人権意識



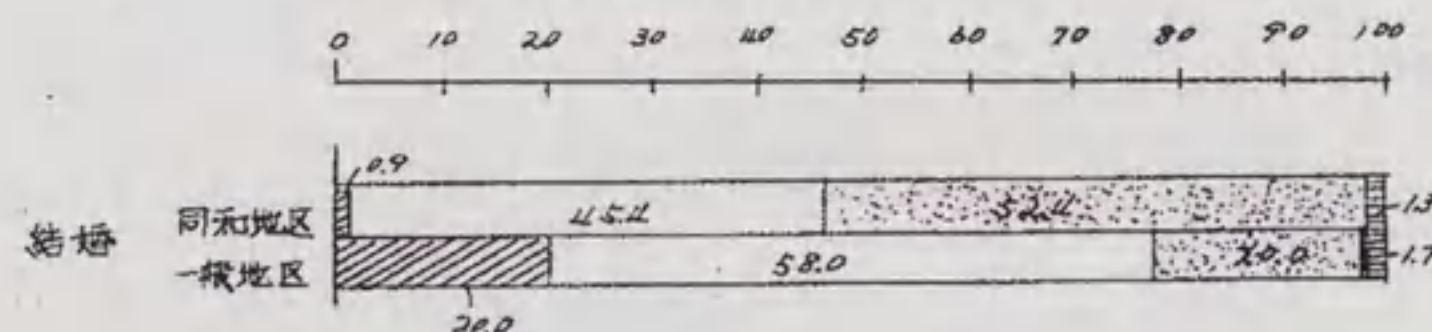
地区内住民の場合、「世間一般でかなり守られている」という意識をもつ者はきわめて少く、わずかにケース（1.3%）にとどまっている。また、「あまり守られていない」「無視されている」とするかなり否定的な態度を示す者が多く、前者の場合約 69%、後者の場合約 29% がこれに当る。しかしながら一般地区のケースについてはその逆の結果が示されている。すなわち、そうした人権意識が「かなり守られている」とするケースが多く、約 27% がこれに当る。また、消極的な否定は約 53% を占めるが、「無視されている」とみたものはわずか約 17% にとどまる。したがって、地区内外の住民

の意識はかなりの間隔があり、ことに地区外住民の場合、生れ、職業の人権意識についてかなり客観的な評価を示している。

B 結婚

また結婚に際して、人権が守られているか否かの意識をみるとつぎのとおりである。（図26 参照）

図26 人権意識



凡例 かなり守られている。 あまり守られていない 無視されている 不明

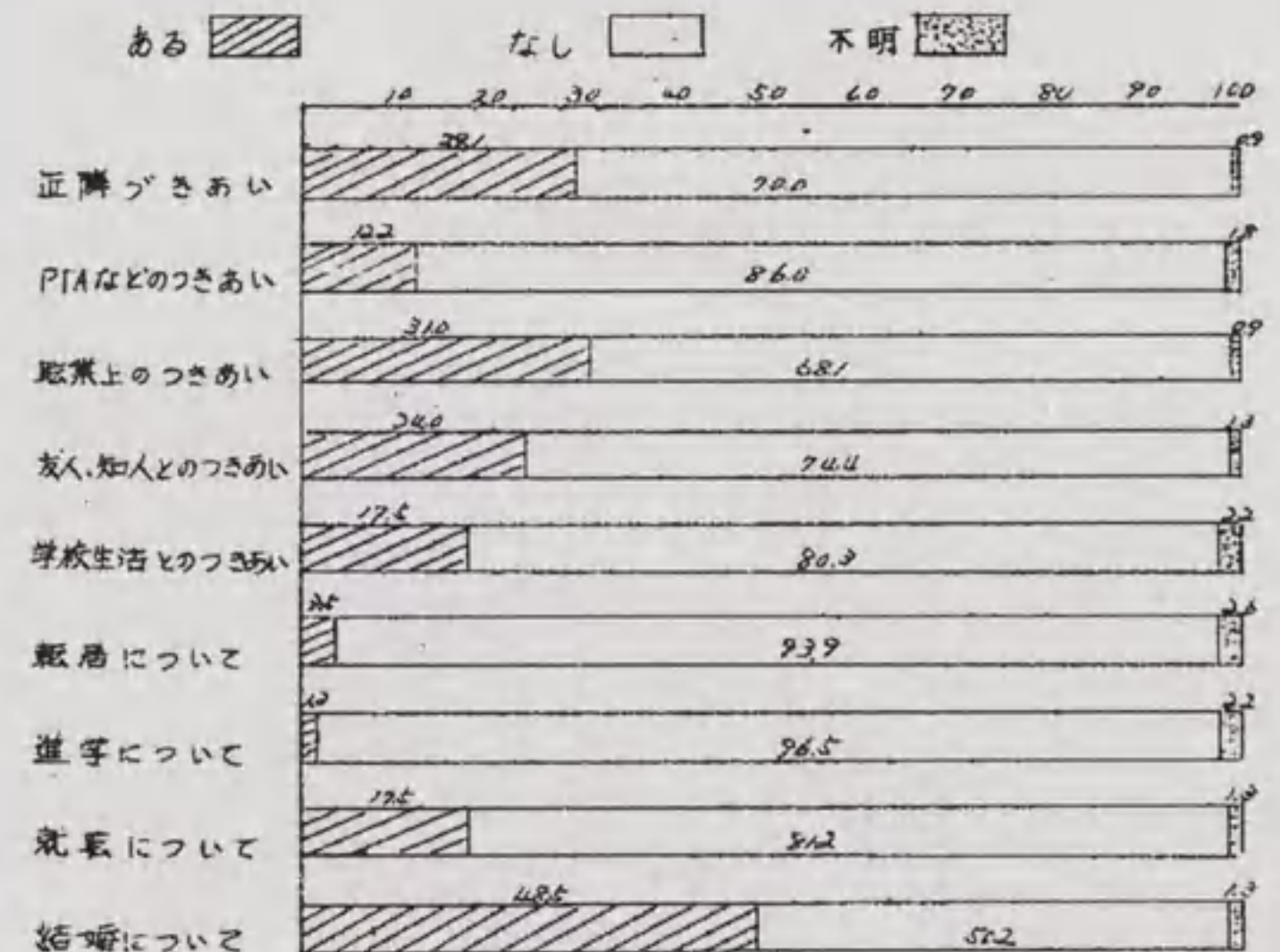
結婚に際しての人権は「かなり守られている」と答えたケースは同和地区の場合きわめて少く、2ケース（0.9%）にとどまっている。また、「無視されている」とみた者は全体の約 52% を占めている。それに対して一般地区の場合、先と同様にその逆の傾向がみられる。すなわち、「かなり守られている」とする者 20%、また「無視されている」とする者 20% の割合がこれに当る。したがってここでも、地区外

の住民の結婚についての人権意識がかなり甘い点が指摘できよう。

以上にみたように、地区内住民の意向一般における人権意識の評価は「余り守られていない」とする悲観的な態度が比較的多いこと、しかも、別節の差別言動の経験においてみたように、そうした直接的な差別経験は地区住民のうちに依然として強く残っている、しかも、生計とつながる職業、また地域・封建性とつながる結婚に対しての意向一般への問題解決への期待は多少とも悲観的な傾向を示しているといえよう。他方、地区外住民側からすれば一般に人権意識に関する積極的な指示という態度はみられず、しかも、「すでにそうした問題は解決されたもの」という意識が支配的であると思われる。もちろん、地区外住民の個々のケースから明らかにされたように、直接的、具体的な行動として地区住民を差別するという意識をもたないとしても、その一部に地区の改善や生活程度の向上をみたとしても「多少は差別が残るだろう」と答えた悲観的な態度からも理解できるように、差別解消への積極的な態度は顕著には認められないといつてよい。これらの事実は地区住民の人権が「今日ではかなり守られているだろう」とした楽観的な態度からも推察できる。

(3) 差別言動

差別言動について、地区住民がその直接的な経験をもつか否かを (1) 近隣づきあい (2) PTA (3) 職業上のつきあい、(4) 友人、知人とのつきあい、(5) 学校生活でのつきあい (6) 転居と進学 (7) 就職 (8) 結婚などについてみた。(図27参照)



まず、近所づきあいについてみると、約30%は差別言動を経験している。その他PTAのつきあいでの差別経験者は2.8(12.2%)、職業上のつきあいによる差別経験は7.1(31.0%)、

知人、友人とのつき合いにおける経験者55(24.0%)、学校生活を通じての経験者40(17.5%)があげられる。また、転居地における差別経験——(転居先の居住拒否、交際の拒否などは8ケース、進学の場合は3(3.5%)と少ないが、就職に際して差別経験のある者は40(17.5%)。また、結婚に際して直接その差別を経験した者は、111(48.5%)があげられている。

したがって、地区住民の直接的な差別言動の経験は結婚に際して極めて多く、ついで、就職上の交際、周辺地区との交際あるいは、友人、知人との交際や、就職に際して、また、児童の学校生活において、より顕著にその実例が示されている。これらは、後にも見る周辺地区の住民による差別意識の僅少な事実とは対照的な結果としてみることができよう。すなわち、一般地区住民にとって、表面的な差別感情の喪失は、必ずしもその本質的な感情、態度の表示ではないこと。すなわち、個々のケースについて明らかにされたように、その差別経験は極端な言動や行動によってひき起こされる性質のものでなく、むしろ、日常生活の実態や意識のあらわれのうちに、それが地区住民にとって感得されているものとみられる。例えば、通婚圏の狭少性や交際範囲の限界、児童の学業成績の不振などが直接の差別言動経験の一つとして、これに加えら

れている。

同地区における主な差別事件の経過をみると、つぎのとおりである。すなわち、(1) 昭和29年9月21日——(場所) 池田村婦人会。同生活改善友の会共催の総会終了後、会員4、5人の私話のうちで「あの人はよくできる人だが部落出身の人である」と述べたことが問題になり、差別事件として取上げられた。その処理として町長、人権推進会長、公民館長、および関係者で協議、差別者へ反省をうながすという村民の理解を推進する会を主催した。

昭和32年5月17日——(場所) 打田町議会厚生委員会の席上、そこで某議員は「関係地区の人々は非常に我儘で無理をいい、地方改善事業などでもせいたくなくことをする」と発言したことが、差別事件として取上げられた。その処理としては、議長、町長、議員など関係者が話し合い、その真偽を追求して、発言者の非を認めさせた。その後、議員の研修会を主催し、同和問題に対する理解を深めた。

昭和37年4月22日——(場所) 打田町某私宅。ある女性が、中学校の「料理実習」で地区出身児童が同席することを非難した事件。その処理として、事件の確認と反省を求めた。同時に、同部落の居住者が自主的に反省会を主催、そのための今

彼の活動などについても協議した。

(4) 地区外隣接地域住民の社会意識

この節では、東国分、古和田両地区に隣接する一般地域—東国分地区15ケース、北大井地区15ケース、南中15ケース、古和田面15ケースに居住する人口を対象に、主として同和地区および同和地区居住者に対する意見、態度、あるいは差別に関する態度、意見などを中心にみる。

(A) 対象に選定した一般地区居住者の諸特性は、つぎのとおりである。対象に選定した地区外人口は、男48、女12であり、主として満40才以上、50才未満の年齢階層に所属する者(男28、女7)であり、その他60才以上、男13、女1、40才未満、男7、女4である(図28参照)また、その学歴は、男の場合主として高等小学校、新制中学校卒業程度の者29、高等以上の者18、女の場合、高校卒12であり、他は義務教育終了程度の学歴階層の者を対象に選んでいる。(図29参照)

図28 対象人口の年齢構成

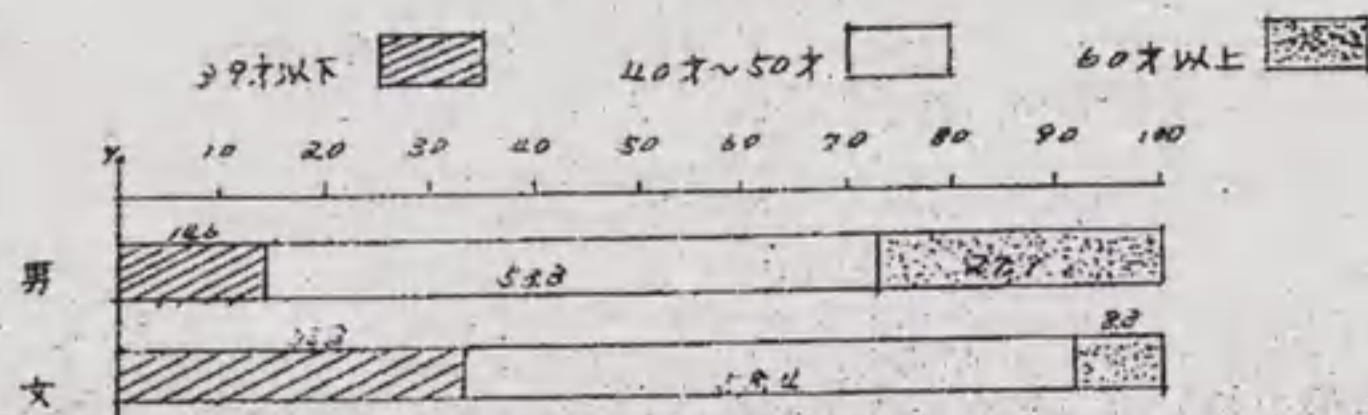
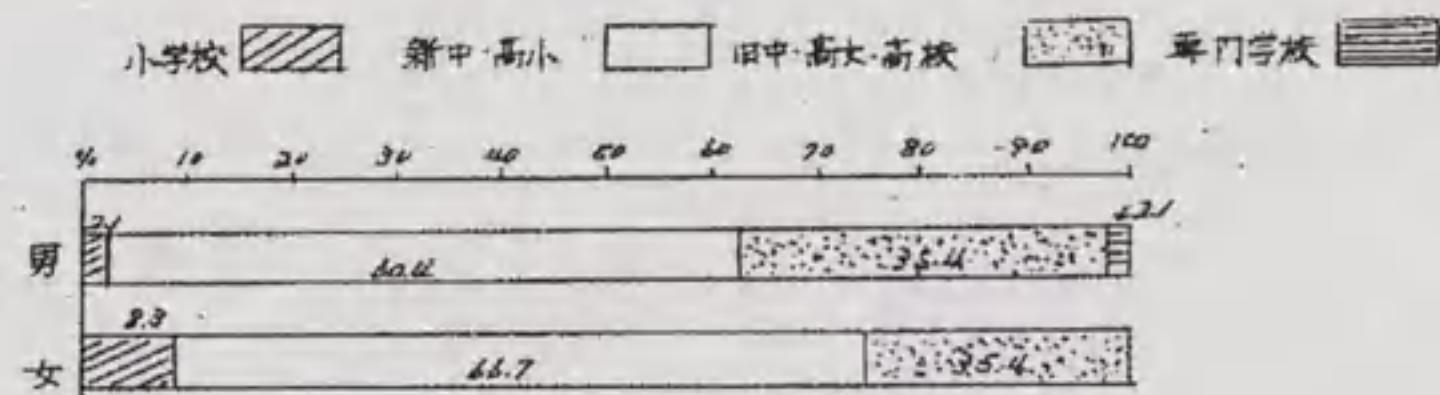


図29 学歴



その居住年数は、大部分が戦前から比較的定着性の高い年数を経ている。すなわち、100年以上の5ケース(10.4%)の他、30年以上70年未満の居住者は、男39、女8となっている。したがって、隣接の同和地区に関する事情を多少もしっている人口がここに選定されたわけである。(図30参照)

(B) 同和地区との交際関係

まず、東国分、古和田両地区が被差別地区であることを知っている者は44ケース(73.3%)であり、16ケース(26.7%)が「知らない」と答えている。ただしこれらのうちにも、実際は同和地区の存在をしる者がかなり含まれていることを附記しておく。(図31参照) 他方また、同和地区との交際関係について、地区内に交際する友人があるかどうかについてみると「いない」と答えた1ケースを除いて、男女ともに「かなりいる」(男=64.6%、女=75.0%)ない

図30 居住年数

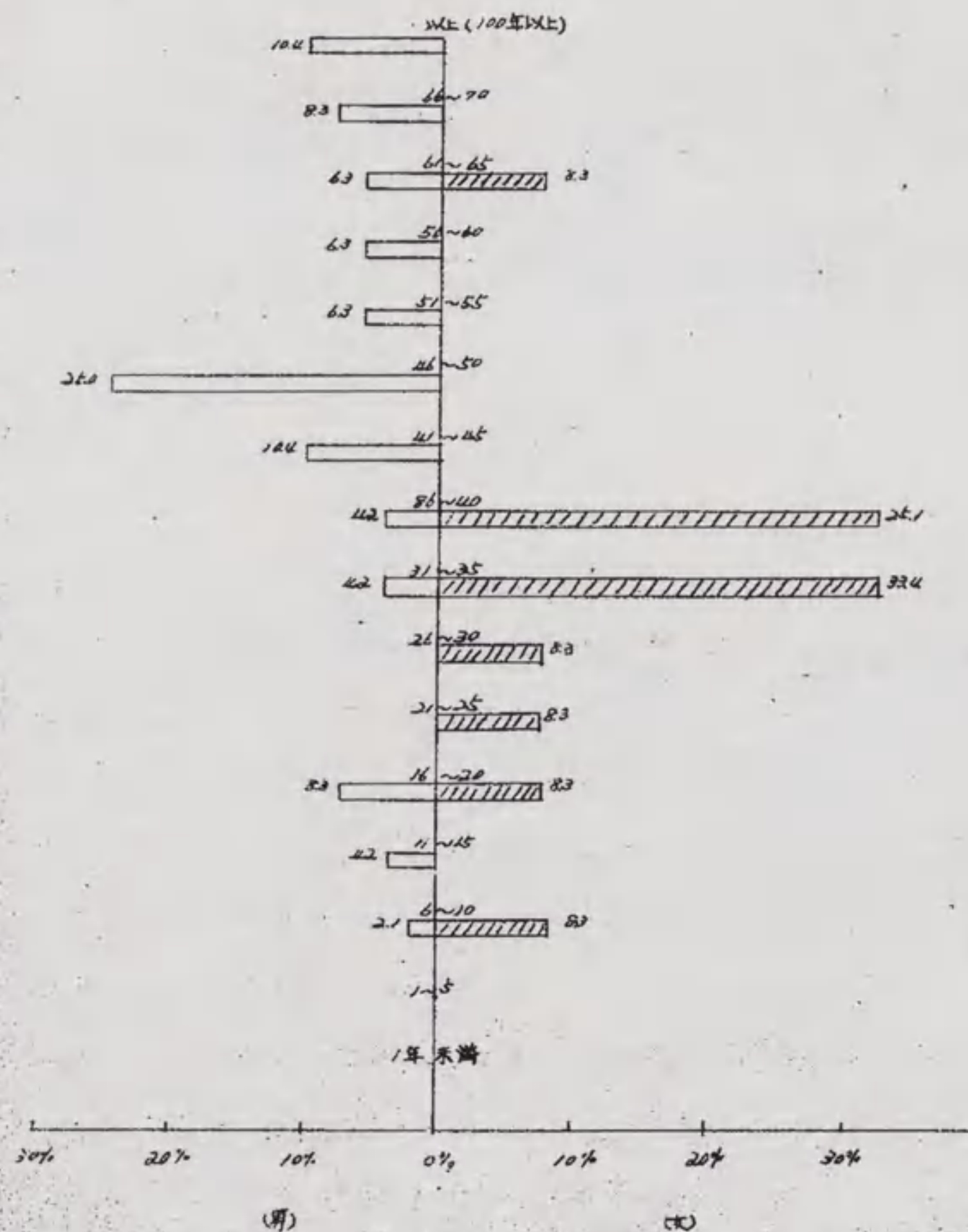
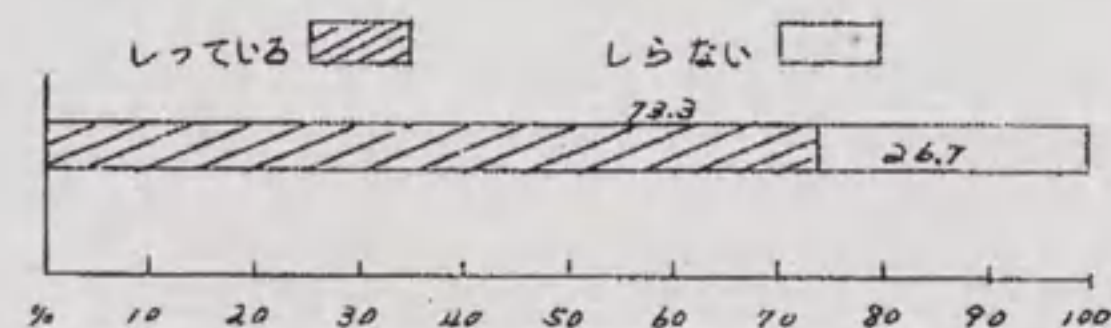
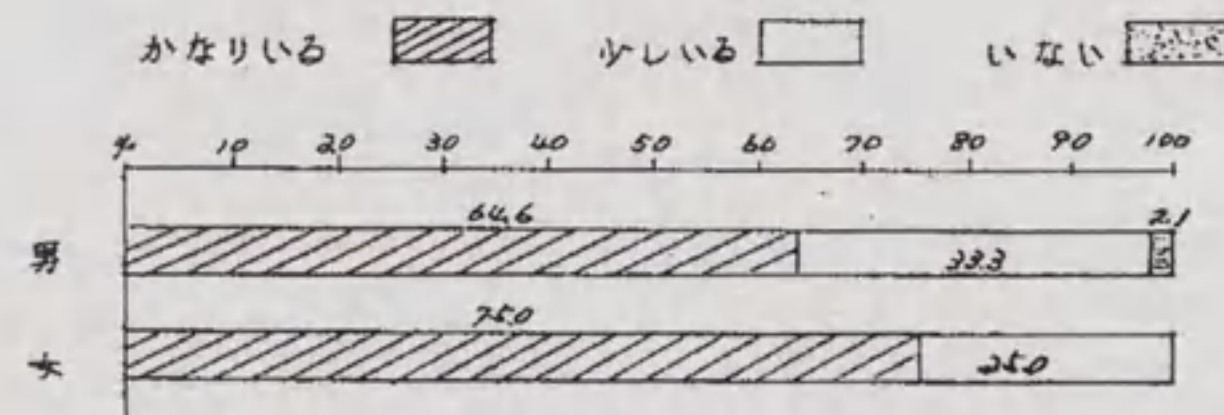


図31 同和地区(調査対象地区)に関する知識



しは「少しいる」(男=33.3% 女=25.0%)と答えている。
(図32 参照)

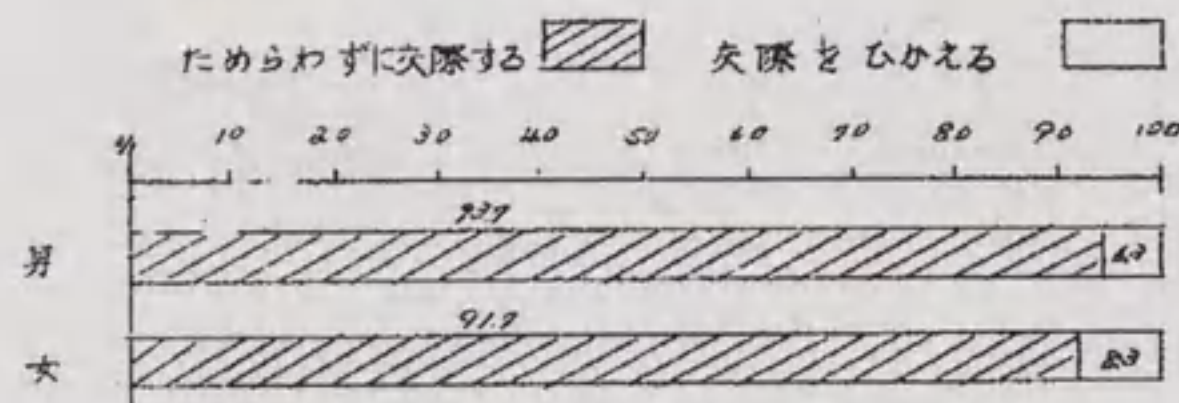
図32 交際関係



それらの人々との交際関係の内容をより具体的にみると、
「親しく交際している」ものが男女共に約56%みられる。
しかも、その交際状況は、「ためらわずに交際する」と答えた
ものが、かなり多く男73.7%、女71.7%がみられ、「
交際をひかえる」と答えたものは男3(6.3%)、女1(2.3%)
にとどまっている。したがって、地区内外の交際は、それが
表面的であるにせよ、かなり、積極的な交際が求められてい

るといえる。(図33 参照)

図33 実際の状況



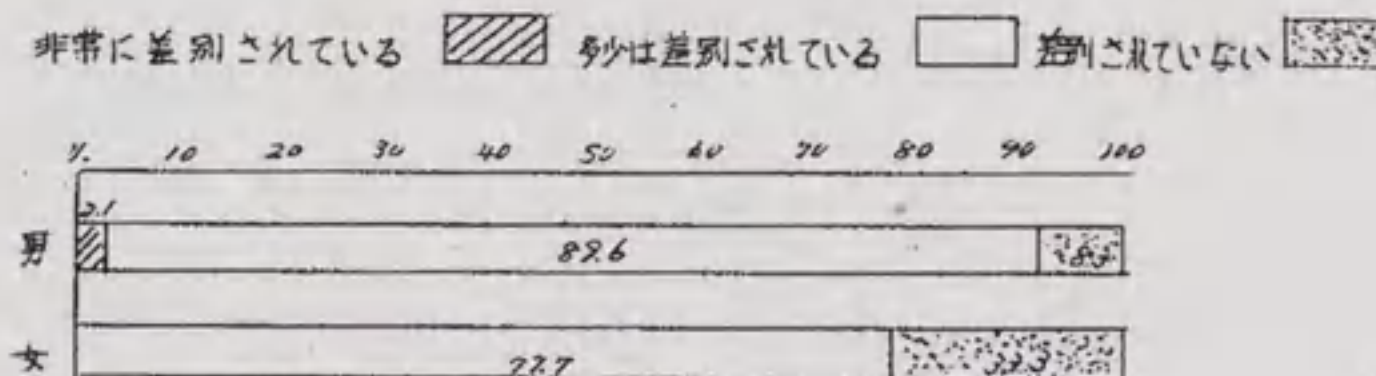
(C) 地区における差別意識

地区においてまだ差別意識やその事実があるか否かを聞いた結果、「多少は差別されている」と答える場合が男女ともにかなり多く男 = 89.6% 女 = 72.7% がみうけられる。

しかしながら、非常に差別されていると思う者は男子のノ (2.1%) であり、また「差別されていない」と答えたケースは男、8.3%、女 23.3%にとどまるということにも留意しておきたい。(図34 参照) この点については、その内容が具体的に明らかにされない限り、一般的な意見としてしか認められないが、さきにみた結婚・就職などでの地区住民の直接的な経験の多寡と併せて考慮するならば、一般の認識がそれほど高くないことに近付かされる。さらにまたここで、差別をなくすための意見についての主張をみると、多くの場合、「生活環境をよくすること」(男ノケース = 37.5%、女6

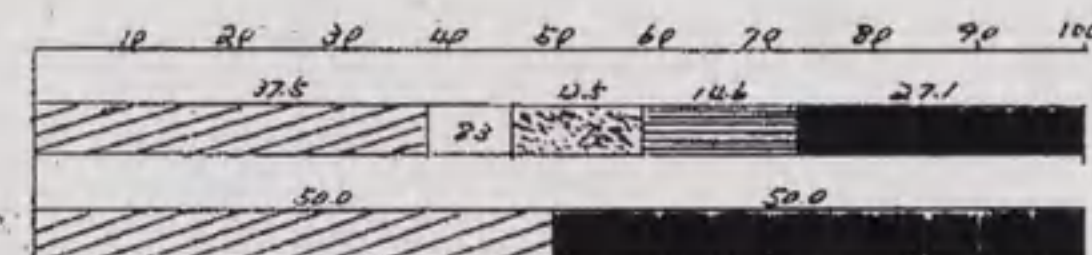
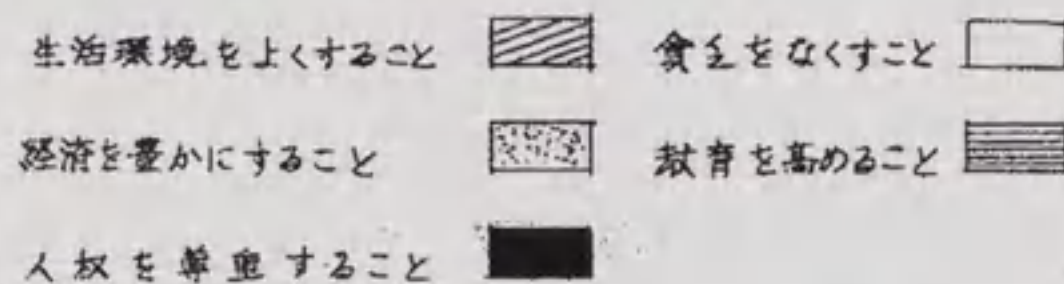
ケース = 50%) と答えている。逆に食をなくすこと、経済を豊かにすること、教育を高めることなどの意見は比較的少

図34 地区における差別意識の有無



い。さきについて「人権を尊重すること」と答えたケースが多いこともつけ加えておきたい。(図35 参照)

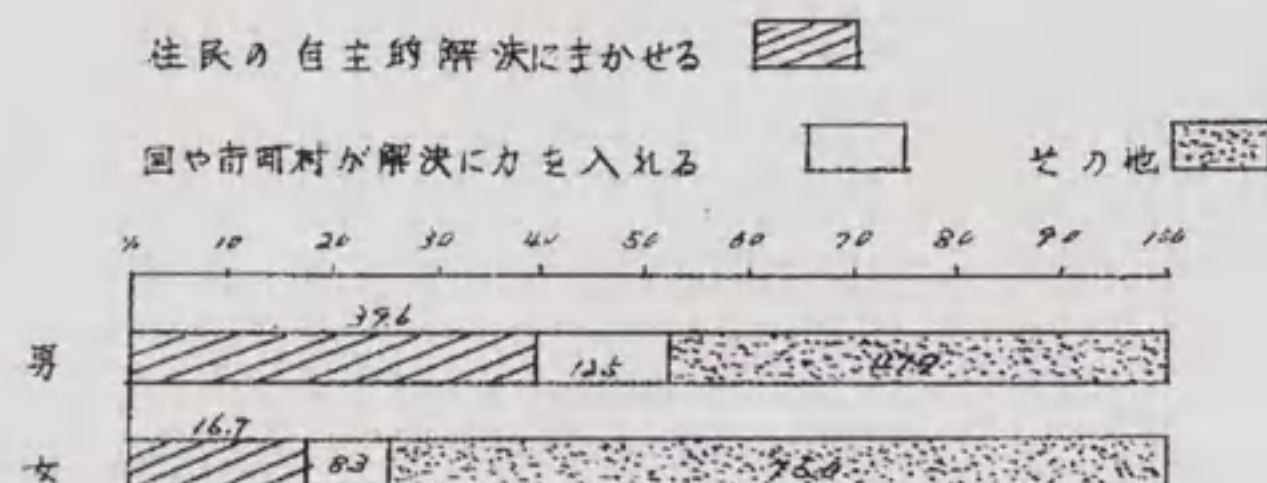
図35 差別をなくすための意見



その対策について、具体的に一般地区住民から意見を求めると、大部分は住民および国、市町村の両者の努力を求めているが(男 = 47.9%、女 = 75.0%)、どちらかといえば「住

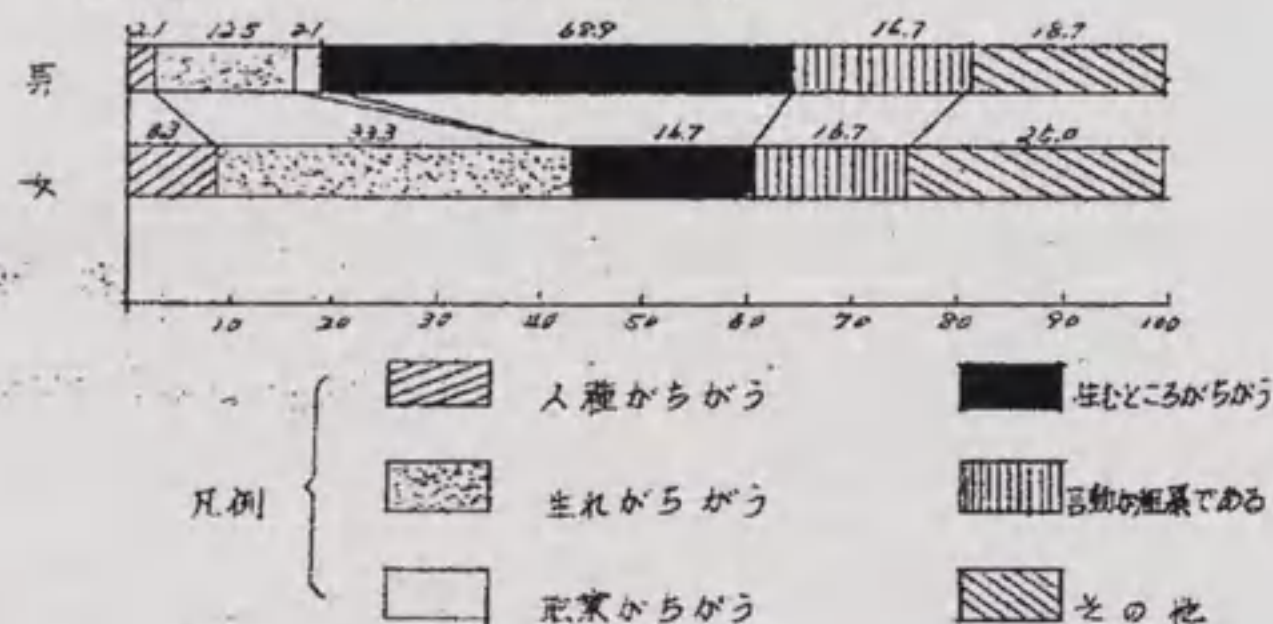
民自身の自主的解決に任せる」とするものがより多く認められる。すなわち、「国や町村が解決に力を入れるべきだ」という既存の公約な措置を求める場合は少く、男12.5% 女8.3%にとどまることをも指摘しておきたい。(図36 参照)

図36 解決の方法



地区外住民が、地区住民を差別する理由としてあげたものを具体的にみるとつぎの結果が示されている。(図37参照)

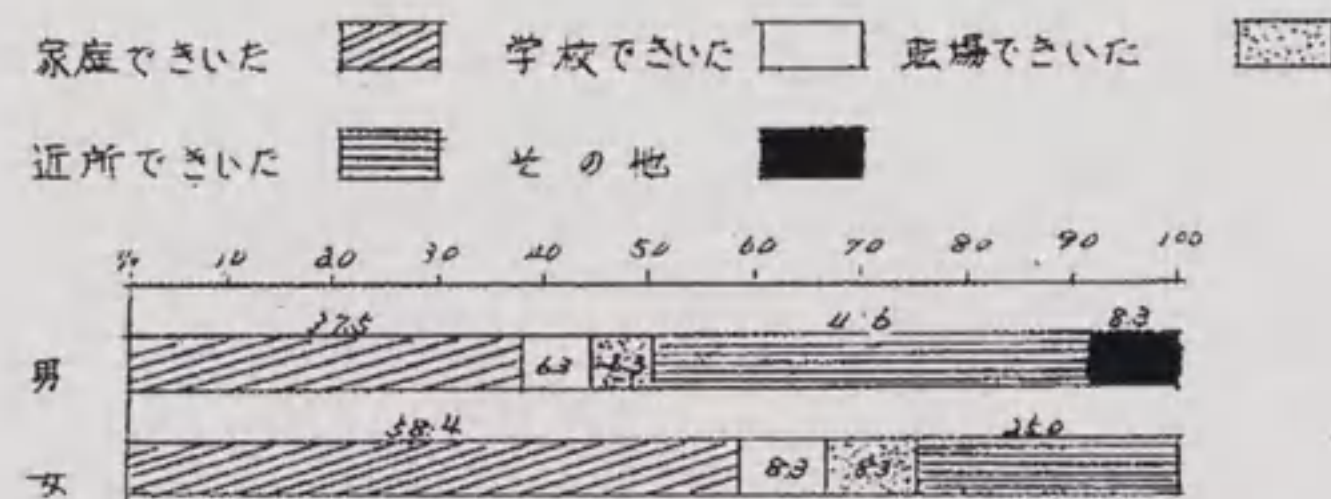
図37 差別の理由



差別理由の大きい原因として、「住む所が違うから」と答

えたケースは多く、33ケース(68.9%)がこれに該当する。また女子では「生れの違いに求める場合が多く、33.3%を占めている。「生れが違う」の他「言動が粗悪である」などの理由もあげているが、「職業が違う」「人種が違う」などの理由もわすかながら指摘されている。したがって、差別は居住区を中心に、一般住民と地区住民を区別しているとみることができる。地方、そうした「差別」があることをしつた動機は、近隣(男=41.6%、女=25.0%)家庭(男=37.5% 女=58.4%)が最も多く学校や職場での交友を通じてしつたという例は少ない。(図38参照)

図38 差別をきいたところ



「差別」に対する意見として、これを「間違っている」とするものは多い。すなわち、男38(81.3%) 女7(58.3%)の割合がみられる。しかしながら、いぜんとして、「ある程

度は仕方ない」とする者もみられ、男^テ（18.7%）女^フ（41.7%）の件数（比率）がみられる点は、問題として残されている。（図39参照）地区への一般的な感情としては、大部分のものがいせんと駄べて「良くなった」と答えている、ただし、「余り変わらない」と答えた者、男^ノ（8.3%）女^ノ（8.3%）「かえって悪くなった」男^ノ、女^ノがみられる。

（図40参照） 図39 差別に対する意見

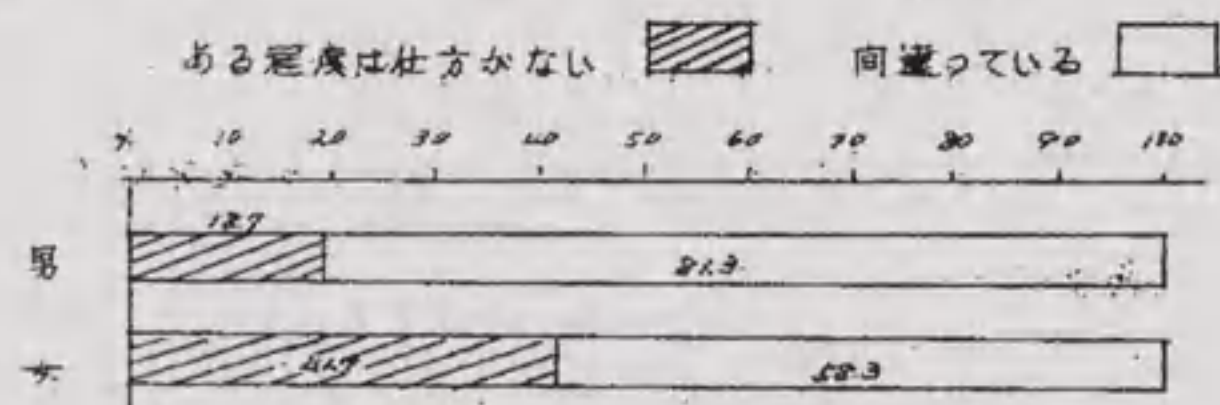
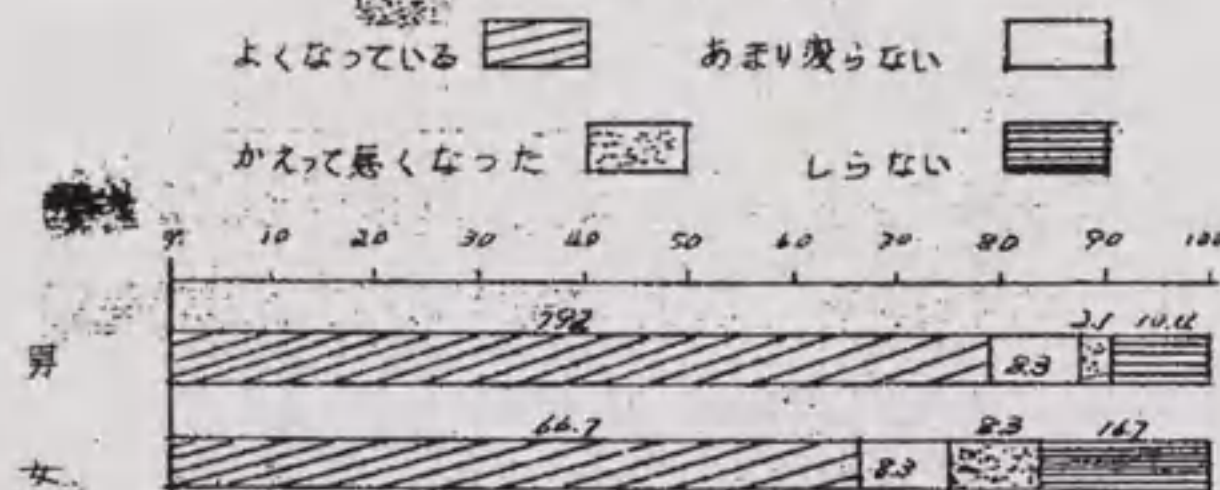


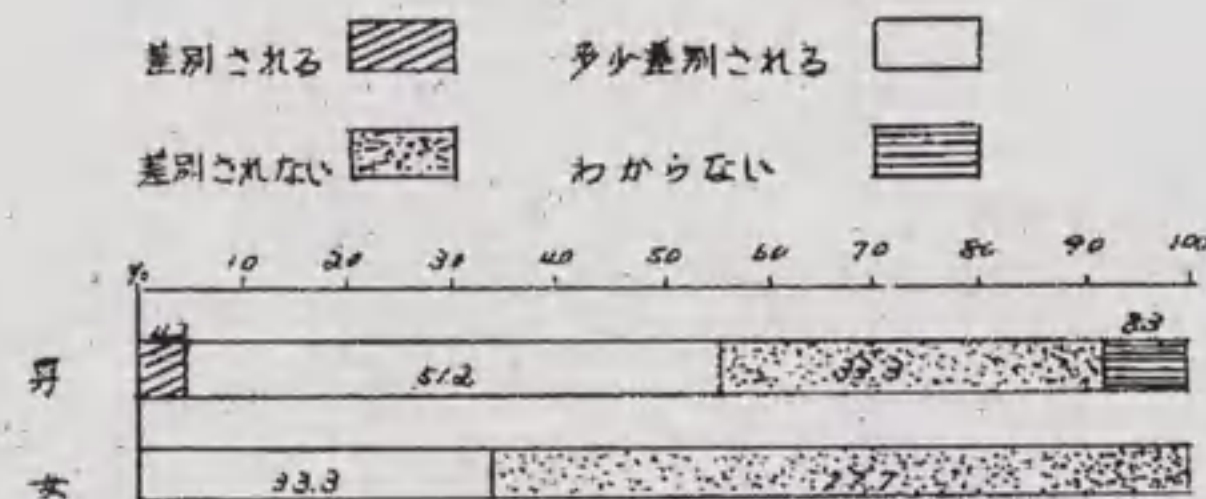
図40 地区への感情



さきの図35においてみたように、差別は、生活環境をよくし、人権を尊重する意識が向上すればよいと答えて

いるが、この設問と関連において「もしこれが可能ならば、差別は残らないかどうか」ということを改めて質問した。その結果、「差別されない」と答えた者は男^ノ（32.3%）女^ノ（17.7%）がみられるが、「多少差別される」あるいは「差別はいせんとして残る」と答えたケースも男の55%、女の33%とかなりあることに注目すべきである。したがって、また、地区住民の自主的な問題解決が周辺地区住民から期待されているということは、現在の段階において、必ずしも充実した生活環境が地区住民に与えられておらず、しかもそれは、そこに居住することを余儀なくされた人口への差別感情としていせんとして強く残されているとみられる。

図41 図35との関連をみる

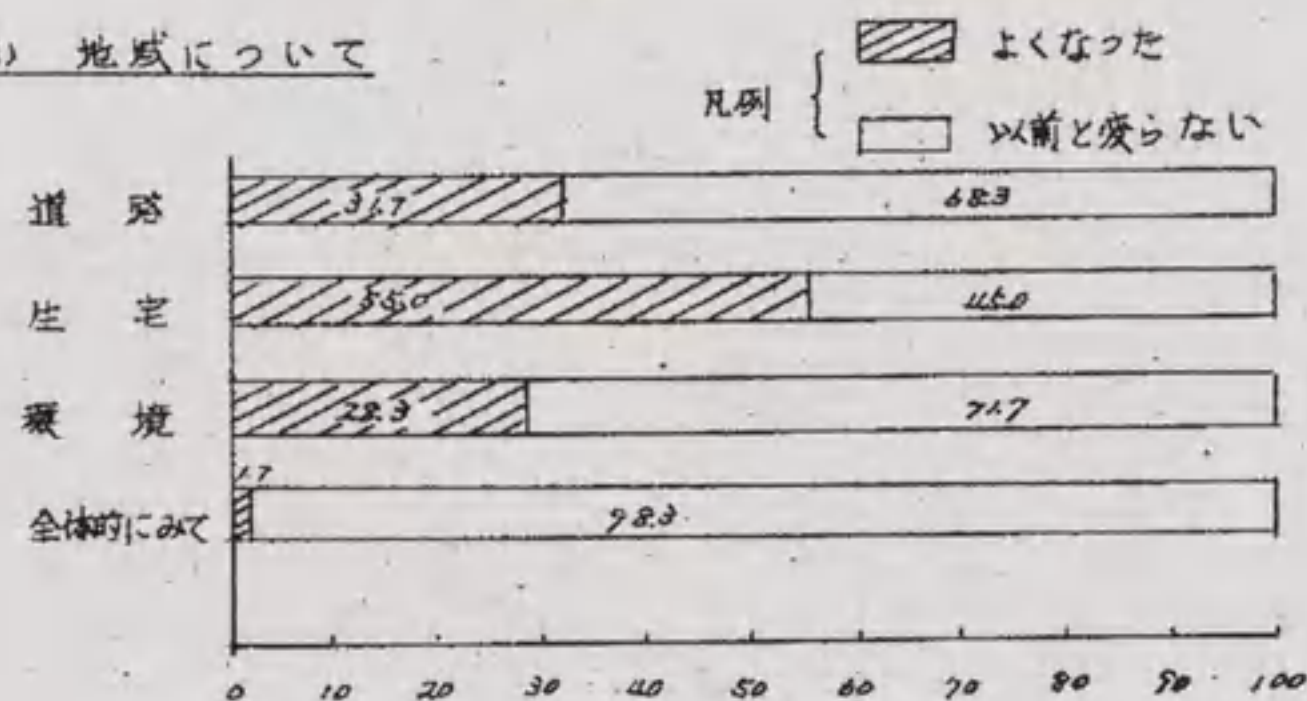


以上において、地区外住民の地区に対する感情や意識、さらに、前節では地区外住民の社会意識についての一般的特性をみてきた。ここで共通していえることは、地区外一般住民

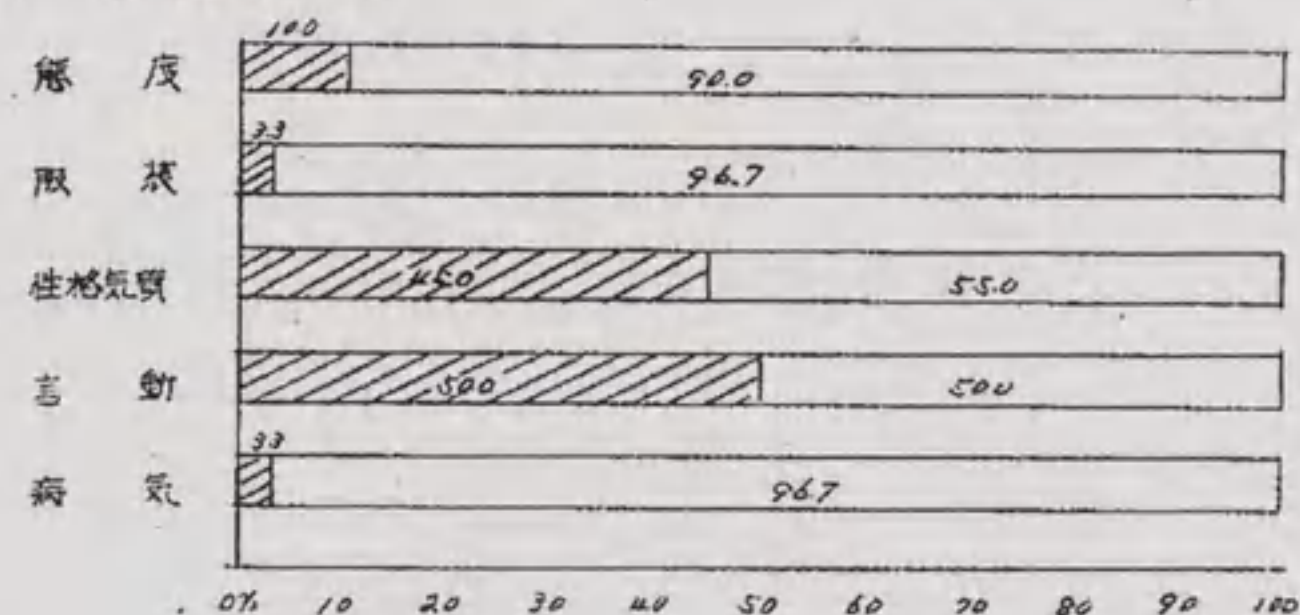
が、その社会意識においてかなり伝統的な感情を抱いていること。また、同地区の存在を知らないと答えた者においても、かなり潜在的な差別感情をもち、それらを、住民の自主的な解決に負わせようとする。すなわち、差別の責任はある特定地域に居住し、しかも、生活改善が自主的に求められない同地区住民に責任を転嫁するといった態度の一端がうかがわれたのである。実際の面識や交際の機会が与えられているとしても、それが取業上の交際や、儀礼的なものにおわり、相互の親密な関係、ことに通婚圏の拡大に至るまではかなりの問題が残されているといえる。

図 42 同地区(調査対象地区)に対する評価

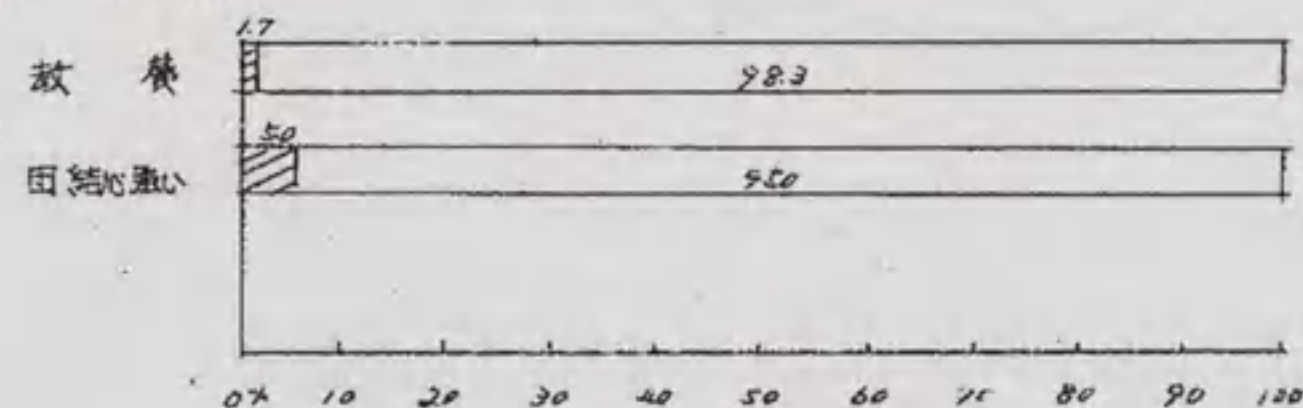
(A) 地域について



(B) 住民について



(C) その他



以上において、和歌山県那賀郡打田町における栗田分地区および古和田地区の両者とそり周辺地区として、栗田分地区の一部、北大井地区、南地区、古和田地区に関する概況を調査結果にもとづき明らかにしてきた。これらを通じてことにより同地区の物理的環境、例えば、道路、住宅形式、住宅設備状況、上下水道などに関してさらに改善されるべき諸点が残されていること。四生活様式一般にみられる社会的、文化

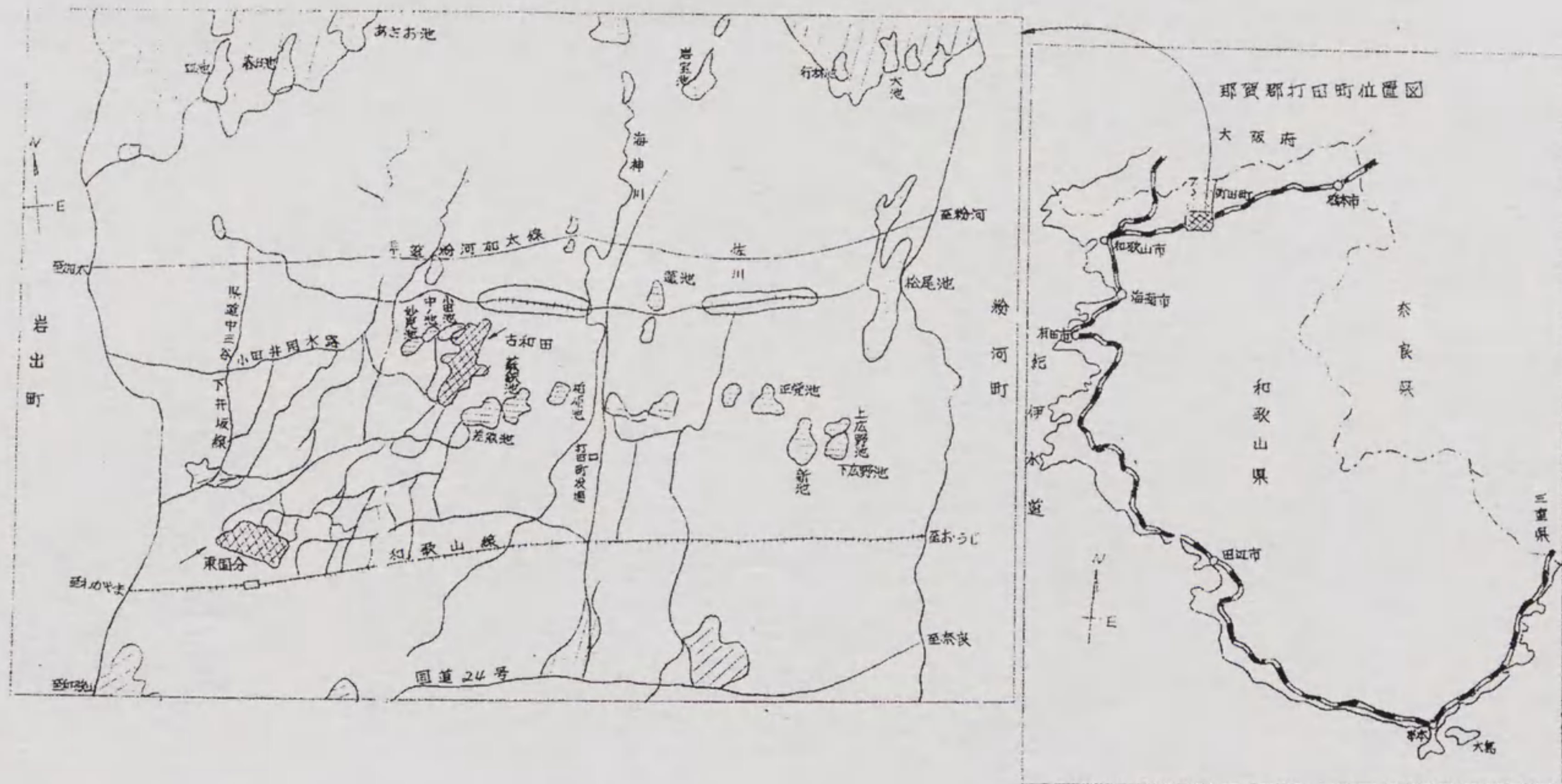
的環境に因しても、例えば、家庭環境はもとより、ことに、その生活水準と最も密接な関係をもつ職業生活の側面において、いわゆるサニタリー農業家への転化は、地域内に有力な産業構造基礎をもたない同地区に因する限り必ずしも全体の向上と結びついていない点か問題として残されている。ホーダクション層以下の所得階層、すなわち、被保護階層は両地区を通じて目立った存在ではないが、エンゲル係数においてみた結果からも明らかなように、古希収束の多寡は、必ずしも一定の生活水準を維持するに十分とはいえないようである。こゝでも、青少年人口の地域外流出がみられ、地区内のいわゆるホワイトカラー階層の転進に従事する傾向が一応暴知できるが、地域の職業生活における封鎖性をとくに十分な勢力となるまでには至っていないようである。ii地域の封鎖的性格は、次オにとかれ、職業階層間の社会的移動は、過去をさかのぼると多少とも変動の経緯は認められる。また就労による一時的な地域流出と平和歌山、大阪周辺の諸都市への人口分散の特徵も、他出家族員の分析状況から多少とも暴知できる。しかしながら、これらの大企業への常雇としての就労、就労校舎の増大、学歴の向上、あるいは他方、通婚圏の拡大などの側面に関しては一般地区と較べて幾多かの点で問題が

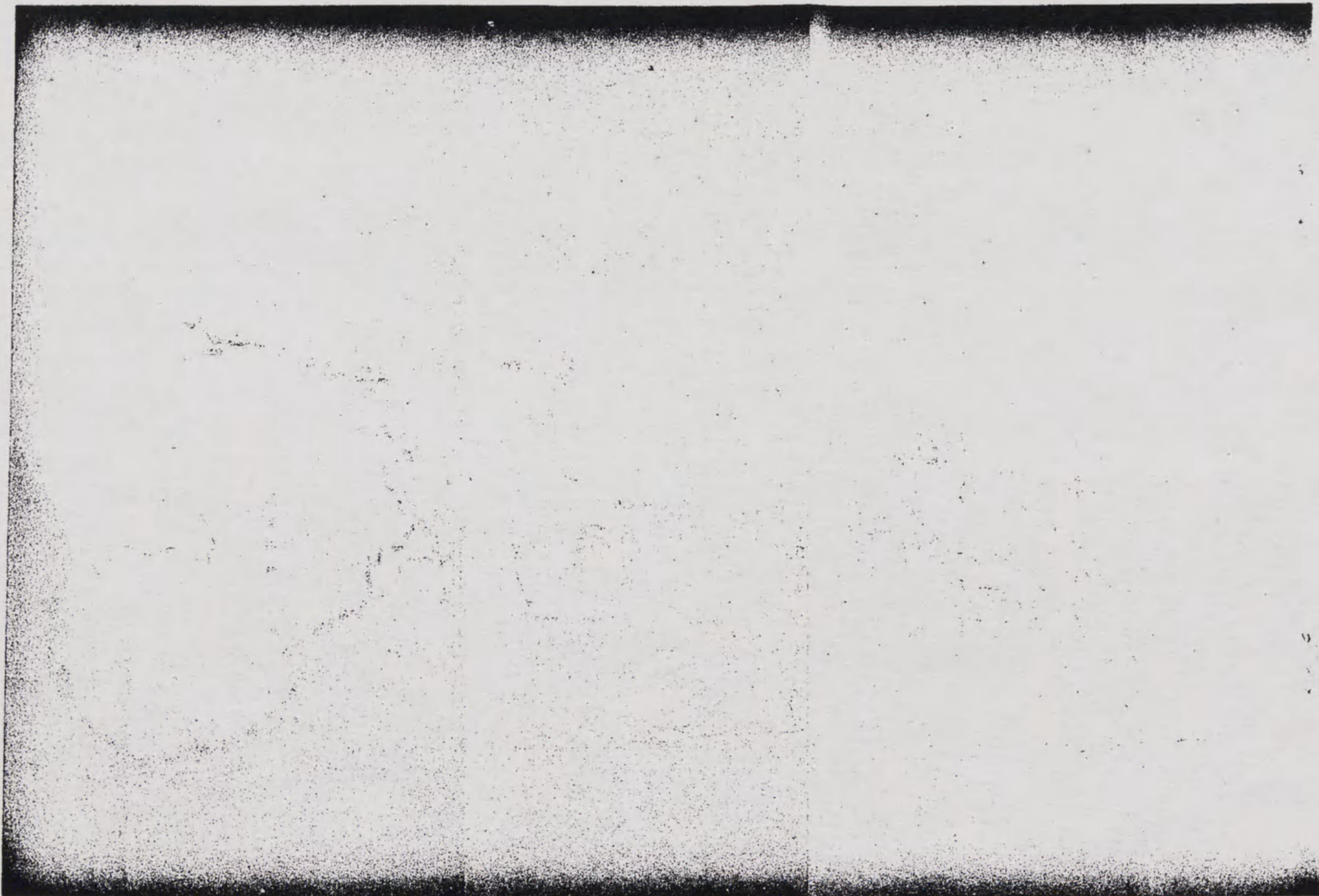
残されているといえよう。iiiさらにまた、社会意識、とりわけ人権意識に関する点では、地区の内外にかなりの問題点が残されている。例えば地区外住民の多くが先にみたように、結婚や就労に際しての人権は守られている」という意見である。これと関連して、差別解消に関し、「生活環境の改善などの諸対策ののちにも、差別は残る。」と意識している点である。地区外における直接的な差別言動や交際関係における拒否的態度はみられないにしても、そうした、間接的、潜在的な差別感情が未だに強く残存する点は見逃せない。ivさらにこれと関連して、最後の因系において示したように(図22参照)地区外住民は、同地区に対して、住宅、道路、その他の物理的環境に対しては「以前と較べてよくなった」と指摘するものが比較的多いこと、また、地区住民の性格、気質、言動に関しても、また、「以前と較べて多少ともよくなった」と認めているにもかかわらず、ことに、地区住民の一般的態度、服装などについては90%ないしはそれ以上が、「変わらない」と答えていること、また、他の諸点でも約50%程度が積極的に「よくなった」と評価しない点にも問題が残されている。

以上、調査結果に示された事実にもとづいてその要約と同題点に対して、主観をまじえることを極力さけ、ここに客観

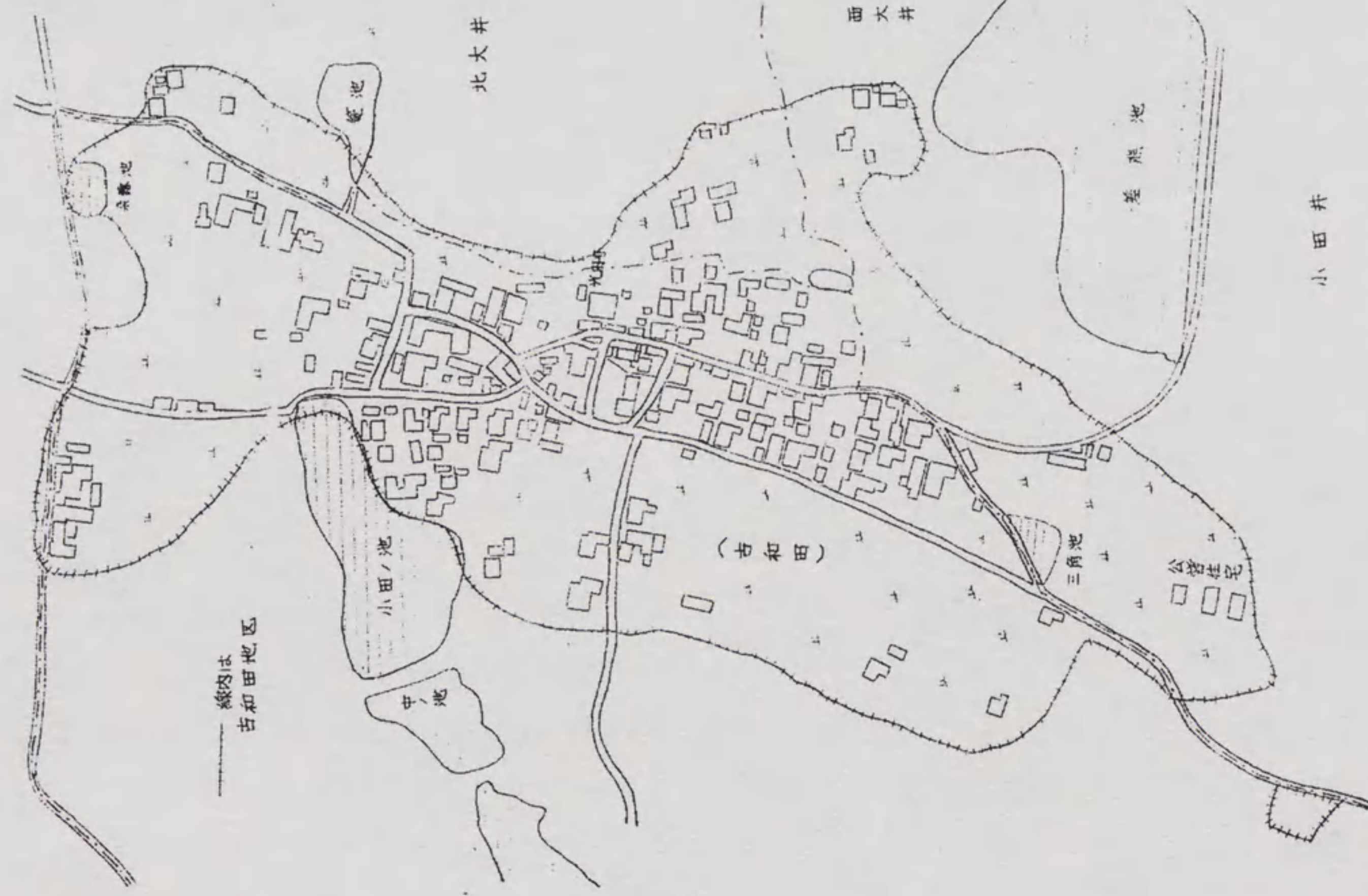
的な事実を呈示するだけにとどめることにした。

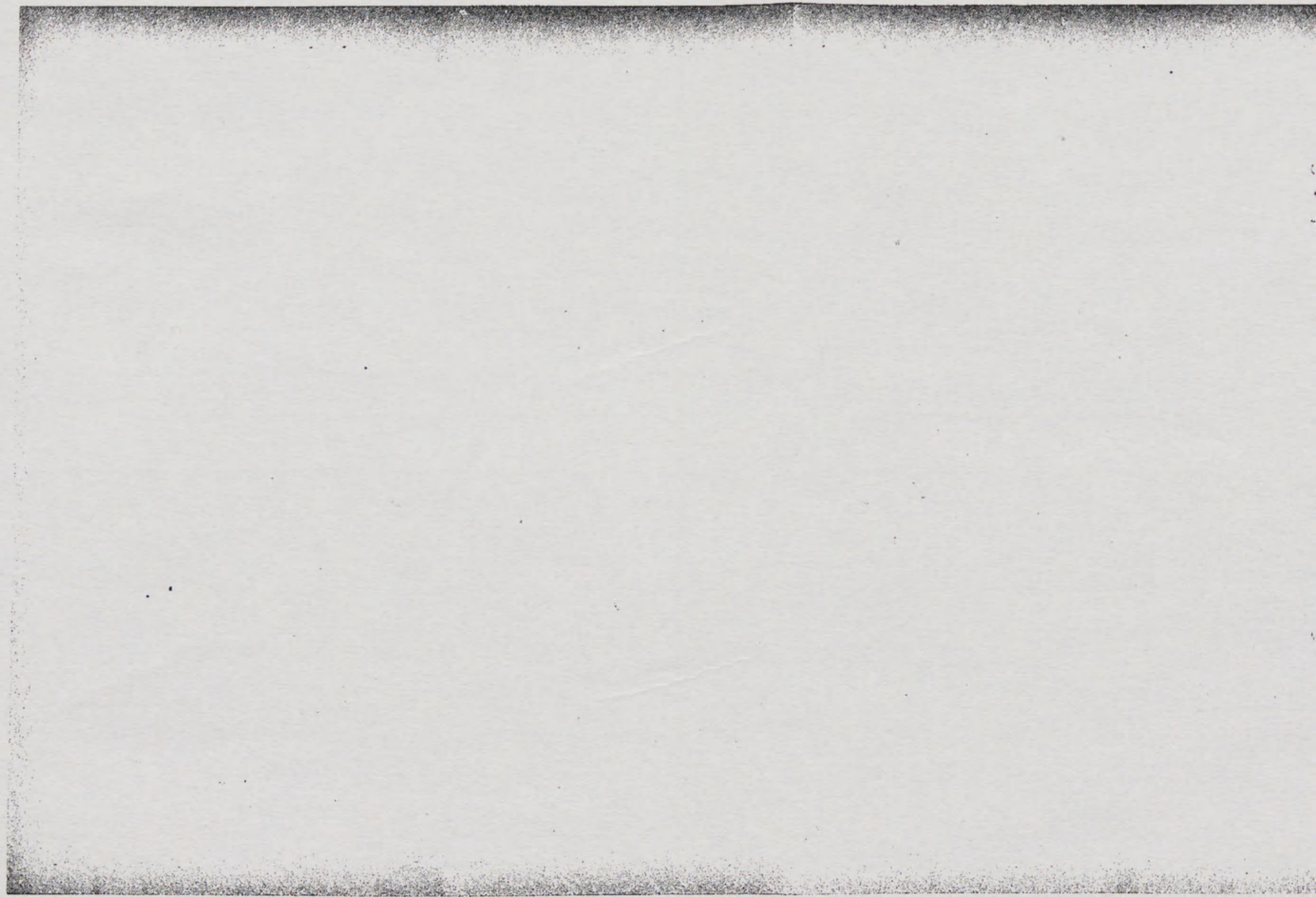
附圖A 東国分、古和田地区所在地





附図C 古和田地区住宅、道路配置図





附図B 東国分地区住宅、道路配置図

